

# 児童自立とWITHの心

～児童自立支援施設の実践～ 2024

巻頭論文

『石原登の「人間の野性と文化」について』

田中 浩之

特 集

多様なケアニーズを抱えた児童への支援の  
実践について



## 長崎県立開成学園

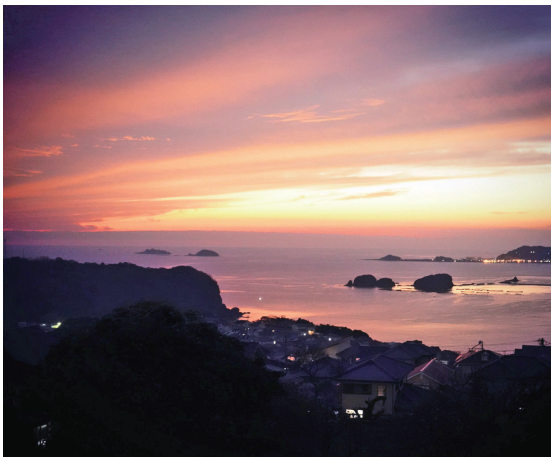
〒850-0996 長崎県長崎市平山台 2-34-1  
TEL.095-878-4081 FAX.095-878-8613



平和祈念像



夫婦岩



学園から夕陽を望む



長崎駅前

## 児童自立支援施設

児童自立支援施設は、児童福祉法に基づき設置される児童福祉施設の一つです。不良行為をなし、またはなすおそれのある児童や、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所、または保護者のもとから通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、自立を支援することを目的とする施設です。

児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医および精神科の診療に相当する経験を有する医師または嘱託医等が置かれ、入所している児童がその適性および能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう、生活指導、学科指導、職業指導が行われます。全国に58施設あり、約1,400人の児童が入所しています。

日本における児童福祉施設種別の中でも古い歴史を持ち、明治16(1883)年に設立された施設の「感化院」が児童自立支援施設に続く源流です。その後「感化院」は「少年教護院」へと名称変更され、さらに戦後の児童福祉法の施行により「少年教護院」から「教護院」へと名称の変遷があり、平成10(1998)年4月に現在の「児童自立支援施設」となりました。

施設の名称が変わっても、入所する子どもたちと、それを支える各施設の営みは変わりません。『粹のある生活』を基盤とし、子どもの育ち直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施しています。

# 目 次

## 巻頭言

児童自立と WITH の心～児童自立支援施設の実践～

発刊にあたって ..... 行松 彩子 2

## 巻頭論文

石原登の「人間の野性と文化」について ..... 田中 浩之 6

## 特集 『多様なケアニーズを抱えた児童への支援の実践について』

①多様なケアニーズを抱えた児童に寄り添うこと

～ A 君の事例を通して ..... 岩脇 翔斗 24

②令和 4 年度関東児童自立支援施設協議会合同研究会

～性的問題のある児童への対応～

..... 阿部 恵一郎（記録者：山崎 敦史） 29

③多様なケアニーズを持つ児童への多様な支援

～「条件反射制御法（CRCT）」の実践～ ..... 小坂 勇太 35

④児童自立支援施設におけるトラウマインフォームドケアの実践

～『こころのケガ』を抱える子どもたちへの支援～ ..... 大林 由佳 39

⑤性問題行動を主訴として入所に至った児童への支援について ..... 井上 拓也 50

⑥多様なケアニーズへの対応と課題

～日々追われている悩みって密なんです。～ ..... 楮野 大西 57

⑦児童自立支援施設退所児童の抱える生きづらさ

～社会への移行と適応を巡る生活構造分析～ ..... 三代 陽介 67

## 実践者寄稿

- ①令和5年度全国児童自立支援施設長会議および社会的養護を担う児童福祉施設長研修会報告  
～児童自立支援施設における施設機能強化の現状と動向～ ..... 岩田 智和 80
- ②児童自立支援施設入所児童への包括的性教育の意義と可能性  
～性に関する指導・支援システムの基盤構築に向けて～ ..... 岩田 智和 84
- ③夫婦制におけるチーム養育支援モデル構築に関する研究  
～夫婦制を軸とした交替制チームアプローチ方法の融合～ ..... 真崎 英二 95

## きゆう（外部の声）

- SOS子どもの村の里親支援と在宅支援  
～子どもが孤立しない社会をめざして～ ..... 橋本 愛美 106

## 交友会

- 第44回（令和5年度）全児協転退職者校友会 中国（下関）大会 ..... 長嶺 耕次 110

- 文献賞（令和5年度文献賞） ..... 114

- 編集後記 ..... 117

- 会員外の読者の皆様へ ..... 118

# 卷頭言



## 巻 頭 言

### 児童自立と WITH の心～児童自立支援施設の実践～ 発刊にあたって

九州地区児童自立支援施設協議会会長  
沖縄県立若夏学院 院長  
ゆきまつ さいこ  
行松 彩子



新型コロナウイルス感染症が今年5月8日より五類感染症に位置づけられ季節性インフルエンザと同等の扱いになりました。まだ感染の心配はありますが、社会は少しずつ感染前の状況に戻りつつあります。全国の児童自立支援施設においてもこれまで制限されてきた生活や各種行事等様々な活動が再開し始めています。マスクを外して子ども達が生き生きと日々の活動を行っている姿を見ていると、これが本来の姿なんだと安心した気持ちになります。

今号の「児童自立と WITH の心～児童自立支援施設の実践」の特集テーマは、「多様なケアニーズを抱えた児童への支援の実践について」です。近年の児童自立支援施設は、発達障害の診断や被虐待経験を有する児童、性的な問題行動のある児童、愛着の形成に課題を抱えた児童等、ケアニーズが非常に高く、個別の支援を必要としている児童の入所が増加してきています。

昨年度には全国児童自立支援施設協議会によって「施設の高機能化及び小規模化、多機能化等のあり方」が検討され、令和5年3月にその報告書が取りまとめられました。その中で、児童自立支援施設としての役割を達成するためには、職員の高い専門性と教育の充実、医療との連携の強化が求められると報告されています。

当学院においても発達に課題を抱えている児童や被虐待児などケアニーズの高い児童が入所児童の半分以上を占めており、対応については医療機関との連携が欠かせなくなっています。当院には月に2回囑託の精神科医師が来院し、

児童との面接、ケースカンファレンスへの参加や児童の特性に応じた対応についての職員への助言等を行ってくれています。先日は先生を招いて「愛着障害の対応について考える」をテーマに職員研修を持ちました。その中で、印象的だった事は、一つは「もし短期間でも責任をもった大人の下で適切な養育が成されるのなら、愛着の問題は大幅に改善される」というお話でした。児童自立支援施設の役割もそのあたりにあるのかなと思いました。そして二つ目は、「経験値に頼った支援ではなく、専門性を高めることが、ケアニーズの高い児童へのより良い支援には重要である」という事でした。今私達が行っている支援は決して無駄ではないのだと救われた気持ちでした。

また、これは日頃から悩んでいることですが、個別対応が必要なケアニーズが高い児童をどう集団の中で見ていくのかということです。集団生活を通して学びを重ねて成長を促す一方、集団に合わせた行動が難しい場面では、児童の状況に合わせた合理的配慮としての個別対応に多くの時間を割く必要が生じています。しかし、職員の対応には限りがあることや他児との平等性の担保など、職員は日々悩みながら支援しているところです。

ケアニーズが高い児童が増えていく中、これからは変わらず児童自立支援施設が大切にしていく事は、大人と衣食住を共にする中で大人への信頼感を育てていくことだと思います。そして子ども達は特定の養育者との関わりによって傷を癒やし、それが退所後の信頼できる大人との関係構築、他者への尊重に繋がっていきます。

ここは「育て直し」を行う場所だと言えるでしょう。

令和4年6月に成立した「こども基本法」においては、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明権を行う機会の確保・こどもの意見の尊重が、基本理念として掲げられました。自らの考えや気持ちを表明することが困難なケアニーズの高い児童が増加していく中、私達施設職員が身近な代弁者として、子どもの意見表明を適切にフォローしていきたいと思います。

最後になりましたが、本誌発刊にあたりご尽力頂きました長崎県立開成学園の皆様、各地区編集委員の皆様方、原稿をお寄せいただきました皆様方に心からお礼申し上げます。





# 卷頭論文

## 石原登の「人間の野性と文化」について

那須こどもの家 施設長  
たなか ひろゆき  
田中 浩之



### 1 多様なケアニーズ

今回のテーマは、「多様なケアニーズを抱えた児童への支援の実践について」ということです。まず、最初にこの「多様なケアニーズ」とは、何であるのかということから考えていきたいと思えます。

近年、児童自立支援施設を含む社会的養護関係施設では、知的障害、発達障害や愛着障害、被虐待体験がある子どもの割合が増加していますが、そういった子どもへの対応として、特性を考慮した社会適応力の育成や被虐待体験からの回復や治療といった施設での支援が必要となっ

ています。既に1999（平成11）年には、被虐待体験のケアのために、通知「児童養護施設における被虐待児に対する適切な処遇体制の確保について」が当時の厚生省から発出されています。この年から児童養護施設に心理療法担当職員が配置されますが、被虐待体験がある子どもの割合が児童養護施設と同等だった児童自立支援施設へも「ケアニーズ」として理解され、2006（平成18）年になって配置されることになりました。

家庭へのアプローチも以前は、児童相談所が中心になって行っていましたが、1999（平成11）年から施設にも家庭支援専門相談員が配置され、家庭調整や親子関係再構築支援等のソーシャルワークを担うようになりました。家庭への支援は、省令である「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」で義務化されていますが、措置解除後のアフターケアや在宅支援も含めてケアニーズだと言えます。

児童自立支援施設での生活は、「集団生活」となるので、以前は「集団指導」中心の支援方法が主流でした。ところが、近年、発達障害である自閉スペクトラム症の子どもの中に、施設での集団生活に乗れない子どもが多く見られるようになり、従来のような訓練的な集団指導が成立しない状況に陥る場合も増えてきています。子ども一人ひとりを尊重した個別支援をしていく（これもケアニーズです）ために、2001（平成13）年に（どの程度有効に活用されているのか疑問ですが、）個別対応職員が配置されています。

子どもたちの高校進学率も上がっているので、受験のための学力向上や入学後の就学支援も重要なケアニーズです。こうした高校進学や就職、その定着を含めたリービングケアやアフターケアの充実のために、2022（令和4）年に自立支援担当職員が配置されています。

施設における性的な問題についても、児童自立支援施設では、これまでの不純異性交遊や売春、強姦という不良行為や非行の対応がケアニーズでした。しかし、最近では社会的に顕在化してきた同性への性暴力やLGBTQへのケアも求められるようになってきました。

以上のように子どものケアニーズは、以前に比べて確実に多様化し増えています。

子どものケアニーズが多様化している背景ですが、先ず冒頭で述べた施設内に障害等のある子どもが増えたことが挙げられます。障害等の状況により当然ケアニーズは多様化します。障害がある子どもが社会的養護関係施設に入所してくる理由として、孤立家庭やひとり親家庭に

おける子育ての難しさがあります。特に発達障害等の特性がある子どもの場合、子育てに手がかかり、虐待が起こるリスクも高くなります。

次に1994（平成6）年に子どもの権利条約が批准され、1997（平成9）年に児童福祉法改正があり、その後、目まぐるしい速度で社会全体の子どもに対する権利擁護意識や法律が変遷してきたこと、それによって施設における子どもへの支援の考え方も変化してきたことが挙げられます。

今日の子どもへの支援は、子ども一人ひとりによって、違うものでなければならないとされています。これを個別化と言いますが、個別化された支援方法には高度で多様な専門性が求められます。こういった状況は、施設の高機能化、多機能化と呼ばれ、社会的養護関係施設で共通に推進されている考え方となっています。したがって、多様なケアニーズを抱えた子どもへの支援は、「個別化された高度で多様な専門性を有する支援」ということとなります。こういった支援はどのようなものなのだろうか、こういった実践があるのだろうかということが、読者が期待していることかもしれません。上述した心理療法担当職員等の専門職の具体的な支援、子どもの特性を理解した上での対処法、生活単位の小規模化、迅速な医療連携、職員の加配等を考えている読者もいると思います。

ところが、今回、私が書かせてもらったものは、半世紀以上前に出版された「人間の野性と文化」という小冊子の紹介です。多様なケアニーズを抱えた子どもへの支援の具体的な実践ではありません。しかも「人間の野性と文化」は、「個別化された支援」とは逆のイメージである「集団生活」について述べられているものです。しかし、テーマから外れた内容ではないと考えています。それは、「集団生活」が「個別化された支援」と対立関係にあるものではないと考えているからです。

児童自立支援施設における子どもたちの生活は、（他の社会的養護関係施設における生活も

同様ですが、）結局のところ、集団生活です。個別化することを「集団生活を否定すること」と捉えてしまうと、生活自体が成り立たなくなってしまうです。したがって、集団生活の中での個別化、集団生活と折り合いをつけた個別化をしていかなければなりません。「個別化」に拘ってしまい、このことだけに焦点を当て追求して「集団生活」を否定していくと、児童自立支援施設本来の目的である「健全育成」や「養育」が曖昧になってしまうことにもなりかねません。

我々の先達である石原登先生が残した「人間の野性と文化」を敢えて紐解くことで、児童自立支援施設の目的と集団生活についても一度考え直し、今回のテーマである「多様なケアニーズを抱えた児童への支援」あるいは「個別化された支援」の可能性にアプローチしてみたいと思います。

## 2 「人間の野性と文化」

石原先生は、1934（昭和9）年に国立武蔵野学院に赴任して、教護事業職員養成所での人材教育や「教護院運営要領」の執筆等重要な仕事をした後、1960（昭和35）年から国立きぬ川学院初代院長を務めた人物です。私が国立きぬ川学院に赴任したのは、1983（昭和58）年9月ですが、その時には石原先生はすでに退官していて、翌年の1984（昭和59）年1月に他界しているので、面識はありません。

しかし、石原先生の薫陶を受けていた堀内俊弥先生（養成所4期生）から石原先生の教育論やエピソードを折に触れて教授して頂き、石原先生の考え方は、思い返してみると、教護院、児童自立支援施設で勤務する上での私の考え方の根幹となっていました。

石原先生は、子どもに対する支援（教育）の中心に「情性教育」という考え方を掲げています。私は、在職中、この「情性教育」という教育論について検証していくことをいつも意識していました。そして、「情性教育」に触れて40

年以上経ちましたが、この教育論が間違っていないことを子どもとの生活経験を通して確信しています。

それどころか、今の時代、家庭や学校であっても「情性教育」は、益々意義のある教育論であると考えています。私は現在、児童心理治療施設で勤務していますが、すべての社会的養護関係施設においても同様に意義のある養育論であると思います。

さて、ここに石原先生の著した「人間の野性と文化」という60ページ程の小冊子（新書版）があります。柏樹社が1968（昭和43）年1月15日に出版した「まみず新書」の第13巻です。柏樹社は、当時、宗教・福祉・教育という3つの柱を融合した本を出版していたユニークな出版社で、福祉関係者にとっては重要な資料を届けてくれる会社であったと言われていました。出版物の中には、戦後の福祉に貢献した糸賀一雄氏等の著作もあります。「まみず新書」は、全18巻の本を刊行していますが、石原先生の他に「内観法」の吉本伊信氏やジャーナリストだった桜木健古氏という執筆者がいます。

この「人間の野性と文化」は、「情性教育」について最も詳しく述べられていると言われていますが、本稿では、これを読み解いていくことによって、「情性教育」と石原先生の考え方について説明していきたいと思います。

### 3 石原登先生の生涯

石原先生の生涯は、国立武蔵野学院附属教護職員養成所で石原先生に学んだ山口泰弘先生（養成所9期生）の「規律教育は子どもの心を育てない—教護院改革に挑んだ石原登と情性の教育—」に丹念に描かれています。それを参考に概説すると以下のようになります。

石原登は、1892（明治25）年に兵庫県佐用で生まれて、旧制中学校卒業後、1910（明治43）年に旧制第一高等学校（現東京大学教養部）に

入学する。

1913（大正2）年に旧制第一高等学校から東京帝国大学文科大学哲学科に進学した石原は、教育学を専修し、「自由教育思想」という題名で卒業論文を書き上げた。哲学科の先輩が山口師範学校長から国立武蔵野学院初代院長となった菊池俊諦である。

大学卒業後、中学校や商業学校で英語担当の教師を務め、貧民学校と呼ばれていた東京市立大平小学校で教師となった。その後、第一東京市立深川高等女学校（現都立深川高等学校）で勤務し、35歳の時（昭和2年）に前田子爵留学の指南役として家族を伴い同行し、渡米する。前田子爵がメキシコ行きを希望し、メキシコでの生活を5年以上過ごしたが、前田子爵の奔放な生活が批判され、爵位返上となったことで、石原は、生活基盤が無くなり、帰国せざるを得なくなった。

帰国した石原は、世界恐慌真っ只中で就職先が見つからない。しかし、昭和9年に先輩の菊池俊諦が院長をしていた国立武蔵野学院になんとか職を得ることになる。石原は、子ども個人の尊厳を重視する菊池の考え方に賛同し、菊池も石原の自由教育思想に肯定的であったようである。

1941（昭和16）年に菊池が武蔵野学院を退官したが、その後継として第二代院長となったのが修徳学院長だった熊野隆治である。自由教育を信じる石原は、当時の日本全体の風潮だった愛国教育を主張する熊野と尽く対立した。

太平洋戦争が終わり、GHQにより愛国教育が否定されたことにより、石原は、自分の考えを思う存分出すことが出来るようになった。1946（昭和21）年に熊野に変わり、第三代院長に青木延春が就任した。青木は、精神科医カナーの言葉である「WITHの精神」を広めた医師である。青木延春の下で石原は、1947（昭和22）年に開設された国立武蔵野学院附属教護職員養成所で教官として人材育成の仕事に携わるようになった。

初期の養成所生は、石原のリベラルな考え方

や人間観に感銘を受け、全国の施設へ赴任して活躍した。1960（昭和35）年、68歳となっていた石原は、国立きぬ川学院初代院長に就任することになった。

1962（昭和37）年には、文化功労者に送られる「菊池寛賞」を受賞することになる。1963（昭和38）年に国土社から「なぜ私はくれたか」を刊行する。

そして、1968（昭和43）年に「人間の野性と文化」を刊行した。その年に石原は、脳出血で倒れ、院長の職を辞す。その後、1973（昭和48）年には、国土社より「十代の危機」が刊行され、1984（昭和59）年1月に逝去する。

一高、東大時代の石原先生と同級生には、芥川龍之介、菊池寛、久米正雄等の著名人がいます。山本有三は一級上でしたが、留年して同級生となり、後には同じ栃木県に住んでいたので行き来がありました。山本有三がきぬ川学院を訪問して、石原先生と一緒に撮った写真があります。

菊池寛は、一高で一緒に寮生活を送りますが、マント質入れ事件を起こし、退学となります。退学を阻止するため石原先生は奔走したようでしたが、菊池寛は、一高を去り京都大学へ行くこととなります。石原先生と菊池寛は、その後も交友関係にあり、昭和37年の菊池寛賞の受賞となります。受賞者には、ドナルド・キーンや子母澤寛がいます。一高の校長は、「武士道」やお札で有名な新渡戸稲造でしたが、「人間の野性と文化」の中にもエピソードとして語られています。

石原先生を武蔵野学院に誘った菊池俊諦院長は、子どもの権利条約の基となる「ジュネーブ宣言」を日本に初めて紹介した人物です。ジュネーブ宣言は、1923年に発せられた全5条からなる児童の権利に関する宣言です。これが1959年に出る「児童の権利に関する宣言」全10条に引き継がれ、現在の「児童の権利に関する条約」に発展していくのです。ジュネーブ

宣言で発せられた条文は、以下のようになっています。

- 第1条 児童は、身体的ならびに精神的の両面における正常な発達に必要な諸手段を与えられなければならない。
- 第2条 飢えた児童は食物を与えられなければならない。病気の児童は看病されなければならない。発達の遅れている児童は援助されなければならない。非行を犯した児童は更生させられなければならない。孤児および浮浪児は住居を与えられ、かつ、援助されなければならない。
- 第3条 児童は、危難の際には、最初に救済を受ける者でなければならない。
- 第4条 児童は、生計を立て得る地位におかれ、かつ、あらゆる形態の搾取から保護されなければならない。
- 第5条 児童は、その才能が人類同胞への奉仕のために捧げられるべきである、という自覚のもとで育成されなければならない。

石原先生と対立した熊野隆治院長は、修徳学院を舞台とした作品「みかえりの塔」を出版しました。それを基に制作された映画がキネマ旬報で昭和16年度日本映画部門3位を受賞しています。

修徳学院と言え、1928（昭和3）年に千葉県市川市に八幡学園を創設して、山下清を育てた久保寺保久先生が教諭として在職していたそうです。久保寺先生は、1891（明治24）年生まれなので、石原先生よりも1歳上ということになります。京都大学卒業ですが、その前は一高東大に通っているので同時代に石原先生の近くで活動した人です。久保寺先生の業績や教育論も本当に素晴らしいので、別の機会に紹介してみたいと思います。

#### 4 「人間の野性と文化」の内容

「人間の野性と文化」は、次のように6つの章から構成され書かれています。

- I 人間の野性と文化
- II 生存競争と“必要”
- III 生命力の増強と共存方式
- IV 闘争的行動力の増強
- V 情性の強化
- VI 理想の人間・新しい社会



Iでは、生物が環境適応するための型を「生命型」「闘争型」「集団型」の3つに分類して、それぞれの基となる能力を「生命力（身体的能力）」「行動力」「集団力（情緒性）」と名づけ、これらを人間も含む生物が生来持っている「野性」と定義しています。

3つの「野性」は、どの生物にも備わっていますが、どの能力の割合が多いかで3つの型に分類しています。人間は「集団型」に分類できるので、「集団力」が発達していますが、「集団力」の中でも「情性」が極めて発達しています。

石原先生は、野性の一つである「情性」の衰退を特に憂慮し、強化していく必要を訴えますが、「情性」だけではなく、同時に人間の持つ野性である「生命力」や「行動力」の強化も必要だと訴えます。

IIでは、3つの「野性」が「必要」によって強化されることを述べています。IIIでは「生命力」、IVでは「行動力（闘争的行動力）」の強化をどのように図っていくかについて述べ、Vでは、最も重要な「情性」の強化について述べています。

最後にVIで、「知能（文化）」の独善性と「野性」の衰退によって現代教育が瀕している状況を「知能（文化）」と「野性」とを結びつけることで、統合発展させ、新しい社会を創造していくことを提案しています。

以下、内容について、「人間の野性と文化」のあらすじを述べながら解説していきたいと思えます。

## I 人間の野性と文化

地球上に現存する生物は、これまでの進化の過程で種族保存本能が働き、気象、地形、その他の自然条件、周りに棲息する生物の分布条件等の置かれた環境における必要上から適応を続けてきた。その適応の型は、3つに分類できる。1つ目が繁殖力に優れる「生命型」、2つ目が闘争力に優れる「闘争型」、3つ目が集団を作って

身を守る「集団型」である。

この3つの型の基になる能力が、生命型では「生命力」、闘争型では「行動力」、集団型では「集団力」である。

人間は、「集団力」に優れた生物に分類できるが、他の生物と同様に3つの野性によって、生存競争を生き抜いてきた。その過程で、生物の中でも人間だけが、生来備わる「野性」を補う「文化」を創り出してきたのである。医学の発展や薬の発見は、生命力の強さを補い、武器と交通機関の進歩は、行動力の強さを補い、精巧な社会機構の整備は、集団力を補い、高めてきた。

ところが、現代社会における薬品の発達が人間の病気に対する生命力（抵抗力）を低下させ、機械の普及が思考力や体力を低下させるという反面も出てきた。学力優先主義やITの普及が人を孤立させ、人の繋がりを理屈や理論が先行して形式化させるという状況を生み出している面も出ている。そして、人が孤立、形式化することにより、人間の野性の一つである集団力の低下という状況にもなっている。

元来、血縁集団で構成された人間の「集団力」は、発達していく過程で培われてきた、他の生物と一線を画す「情緒」が基になっている。「情緒」とは、「事に触れて起こるさまざまの微妙な感情」である。「情緒」の中でも特に「仲間感情、仲間意識が自然に湧いてきて、お互いを労り、愛し、集団を構成し、外敵と戦い種族を減ぼさない本能（野性）」が重要だと考える。

良い集団を維持するためには、「仲間を愛し、守りあうための微妙な情緒」が必要となってくる。それは特殊で基本的な情緒で、美しいとか心地よいとか、楽しい等の個人的情緒と区別されるものである。この特殊な情緒を「情性」と呼ぶことにする。

石原先生は、生物の適応型を「生命型」「闘争型」「集団型」と分類し、それぞれの型に対応する能力を「生命力」「行動力」「集団力」と呼んでいます。（説明の中で「生命力」を「身



体的能力」と呼んだり、「集団力」を人間に限定して「情性性」と言っていたりもします。）

そして、これら能力を生物が生まれながらに持っている「野性」と呼びます。どの生物でも野性が備わっているのですが、その比率は違うので、どの比率が多いかで3つの型に分類しているということになります。

集団型の生物である人間は、「集団力」に優れていますが、その集団力の基となっているものが「情性」です。「情性」は、石原先生が述べているように「仲間感情、仲間意識が自然に湧いてきて、お互いを労り、愛し、集団を構成し、外敵と戦い種族を滅ぼさない本能（野性）」と定義できますが、私は、もっと端的に「社会と調和して生活する力」あるいは「社会生活に適応していく力」と定義できるのではないかと考えます。

石原先生は、「文化」の発達による人間の繁栄の反面として、人間の「野性」である生命力や行動力、そして集団力（情性）が衰退していることに対して危機感を持ちます。

「文化」の発達は重要なことですが、同時に「野性」の育成も教育の重要な課題だと考えたのでした。「人間の野性と文化」の後半部分で「文化」を「知能」と置き換えて使っているところもありますが、石原先生は、受験勉強の過熱化や知識に偏重化している現代教育に危機感を持ったことが理由だと考えられます。

教育の目的は、受験勉強や知識の偏重ではなく、教育基本法第1条にあるとおり、「人格の完成」であり、「平和で民主的な国家及び社会の形成者」「心身ともに健康な国民」の育成です。「人格の完成」は、「自立した人」ですし、「社会の形成者」は、「社会と調和して生活する人」です。これらは、情性が豊かでなければ成立しませんし、「心身ともに健康」であるためには、やはり生命力や行動力も育てていかなければなりません。

集団力と生命力、行動力は、それぞれが相反するものではなく、相互に補完的なものです。

そして、人間に生来備わっている3つの「野性」と、人間が発達させた「文化」を調和させることが「情性教育」の目的なのだろうと思います。

一般の学校の校訓で良く耳にする「知」「徳」「体」の発達は、情性教育と似たところがあります。偏差値だけを気にする学力至上主義や、その反動としての道徳偏重、勉強が出来ないのだからスポーツしかないという偏りは、人の成長や発展に良い影響を与えるはずがありません。大切なのは、バランス（調和）で、「中庸」なのです。石原先生の考え方には、この「中庸」という考え方が所々に垣間見られます。

## II 生存競争と「必要」

生存競争に打ち勝つには、何らかの「必要」が生じて、力や強さが出てくるからである。必要に応じて力や強さが出てくるというのは、生物がある事態に「適応」することでもある。したがって、生きていくということは適応することである。

例えば、仕事をする手と手にマメができる。マメができると手の皮が厚くなる。これは、仕事に手が適応しているからである。キリンの首が長いのは、だんだん高い木の葉を食べたためであり、鶴の嘴が細長くなったのは、水底の魚を旨く捕まえるためであると言われている。このように「必要」は、生物から新しい力、新しい生活能力や生活方式を引っ張り出してきた。新しい力が出てきたので、障害が解決できたのである。

「必要に対する適応力」は、教育において大切である。昔の武士は、14歳ぐらいで戦に行かなければならなくなるので、12歳ぐらいになると、鎧を着せて、追いかけてまわしたらしいが、最初、鎧の重さで立ち上がる事も出来なかった子どもが、急に力が出てぱっと飛び上がったという事である。

70歳を超えて腰が曲がっていた尾上菊之助が、芝居の「め組の喧嘩」で新門辰五郎になっ

て舞台上上がり、梯子が出るやいなや曲がっていた腰がスッと伸びて演技できた。火事場の馬鹿力も同じ原理で、人間は絶対的な必要にぶつかると瞬間的にそれに適応する力が出てくるのである。

石原先生は、必要の効果が家族集団の中でも生じるとも言っています。心理学的には、補償と言われていますが、息子の身体が弱い場合、父親の身体が丈夫であったり、父親がぐうたら者だと母親がしっかり者だったり、兄が非行少年の場合に弟が孝行息子だったりします。人間は集団的動物なので、「集団」を維持する必要上、相互に補い合う現象が出てくるというわけです。

この章の総括として、石原先生は、「個人を教育するにしても集団を発展させるにしても、教えたり、与えたりするのではなく、必要な状態におくこと（必要性の法則）が効果的である」という仮説を述べています。

### Ⅲ 生命力の増強と共存方式

本当に健康な動物は、実験室（無菌室）の動物と違って、体内に多くの細菌を持って生活している。細菌と共存し得る人が本当に健康な人と言える。BCG注射は、そのよい例で人間の身体を結核菌と共存させるわけである。全く結核菌のいない身体が理想ではなく、結核菌と共存した身体が理想である。先に述べた「必要性の法則」から細菌との「共存」で、強い身体が作られる。これを「共存方式」と呼ぶ。

癌になると、手術で切除したり、放射線で根絶して治療するが、高齢者の場合、そのままにして共存方式で過ごしていく場合がある。

共存方式は、個人だけではなく、「集団」にも当てはまる。組織や集団も良い人材ばかりでなく、役に立ちそうにない人材もいた方が健全な組織や集団になる。「施設や組織の中には、少しぐらいの反対派がいた方が良い。皆が同じ意見や独裁は、絶対に良くない。しかし、内部にいる反対派や悪人に負けてしまっ

てはいけないのである。

結局は、アンチテーゼを飲み込むところに意味があり、そうでなければ、発展はない。異物を飲み込んで昇華する。共存方式は、弁証法的発展として捉えることができる。

「何でも平気で食べる」「貧しさも苦にならない」「失敗にへこたれない」という無頓着さが生命力を伸ばしていき、「澄み切った美しい自然も大切ですが、都会の中の雑踏にも適応して生きて行く」そういう強さを子どもたちの中に育てなければならない。

健康な身体は、細菌と共存できる身体であるという考え方や、役に立つ人材だけではなく、役に立たない人材もいた方が健全だという考え方は、老荘の思想にある「無用の用」を連想します。石原先生の考え方には、西洋的なりべラルなものと東洋的な儒学の中庸や老荘などが基盤としてあるようです。

「集団」は、「個別」に対峙する言葉ですが、現在の児童福祉では、非常に忌み嫌われるところがあります。個人が尊重されなかったり、「十羽一絡げ」の指導というイメージが強いからです。しかし、「集団」という言葉は、石原先生の考え方のキーワードの一つです。国立きぬ川学院に残っている石原先生の講演メモ「きぬ川の寮舎制の意義」の中に次のように記された箇所があります。

社会道徳は、集団意識の産物といってよいので、集団意識のない人間に道徳を教えこもうとしても不可能といってよい。（中略）児童の非行抑制は、職員の監督よりも、よき集団意識の方が強力有効である。だから寮舎の集団意識を強くするために、人的物的環境や運営を整備する。

そう述べながら、石原先生は、「ただし、生命力を強化する方法がスパルタ教育であってはならない」とも言っています。愛国主義を主張

した第二代武蔵野学院長だった熊野先生と尽く対立したりバベル主義を貫いた石原先生が言いそうな言葉だと思います。

この章の最後で、石原先生は、「必要」が子どもの生命力を強化するのなら、その「必要」を作り出していくことが大切だと繰り返しています。

#### IV 行動力（闘争的行動力）の増強

バーベル上げの練習では、徐々に重いバーベルを上げる。無理な必要を提示することで力が増していく。次に競争を激しくしていくと、どんな強いものに対しても逃げないでぶつかっていくという闘志を盛んにすることが大切である。しかし、行動力の増強で一番大切なものは、「勝ちを選ぶ」ということである。全てに勝ちを制することは、そのために無駄なエネルギーを消耗してしまい、結局、最後は負けてることに繋がってしまう。

「相手の上に立って嬉しい」「議論に勝って嬉しい」「試合に勝って嬉しい」と、一般的に人間は、勝ちたいもので、負けるということは、人間にとって辛いことである。侮辱されても、威張られても、同情されても辛い。結果として、負けたものが愚痴や陰口を言ったりする。勝負で使うエネルギーは甚だしく、寿命を縮めることになる場合もある。

山本有三は、「食欲とか性欲は、限度があるので抑えられるが、勝ちたい欲望は、始末に負えない」と言っている。勝つ必要も場合によってあるが、負けることも大切である。

新渡戸稲造は、「世の中にはどうしてもよいことが非常にたくさんあるが、君たちは、そのどうでもよいことに引っかからないで、大事なことをグッとつかまえるのだ。これは絶対負けちゃいけない。そういうものがなかったら将来はダメだよ。外出しようとする時に、お母さんに『青い服を着て行きなさい』と言われたら、『ハイ』と言って行きなさい。『赤い服を着て行きな

さい』と言われたら、『ハイ』と言って行きなさい。しかし、『裸で行きなさい』と言われたら、『それは出来ない』と頑張りなさい。一生の間に、本当に、『これは』と思って頑張らなければならないことはあまりない」と言った。

徳川家康は、「勝つことばかり知りて、負けることを知らざれば、災いその身に至る」と言い、西郷隆盛は、「命もいらず、名もいらず、官位も金もいらぬ人は、始末に困るものなり。この始末に困る人ならでは、艱難を共にして国家の大事は成し得られぬなり」と言った。

漢帝国を築いた劉邦は、楚の項羽に八十回負けて八十一回目でやっと勝って、中国を統一した。常勝でなくて良い。勝ちの選び方というものがある。最後の勝負に勝てばよい。

「闘争的行動力」や「バーベル上げ」、「競争を激しくする」という言葉から連想するものはスポーツですが、石原先生は、「きぬ川寮舎制の意義」の中で、次のようにスポーツに熱を入れ過ぎることを否定しています。

「対寮試合等、争いの形で集団意識を強化しようとする事の度が過ぎると、その集団意識は急に固くなるけれども、動物の本性は争いであるから、その本性が強く目覚めて、きばが大きくなり、情性の発育はその段階で止まったり、かえって無情性に逆戻りしたりする危険がある。」

勝ち負けにこだわる子どもは、沢山いるし、そういうタイプの大人も結構いたりします。特に支配被支配関係の中で育った子どもは、どんな小さなことでも勝つということに執着します。

「すべてに勝つ必要がない」「勝ちを選ぶこと」と石原先生は言います。勝つためには、自分自身の能力全てにおいて、相手より優位でなければならないということはありません。自分の最大の長所や能力を探し、それを活かすことが勝ちを選ぶということです。

自分の長所や能力は、経験をつまないと見つけることはできません。やってみなければ、わ

からないからこそ、多くの経験が必要となります。経験を積むためには、いろいろなことに興味を持つことが大切になります。自分の長所や能力を分かり、それを一生の間、貫いて高めていくことが勝つための最上の方法であり、行動力を増強する方法なのです。

人が成長していくことは、経験を積んでいくことでもあります。児童自立支援施設や児童心理療施設で私が出会った子どもたちの中には、年齢相応の経験が少ない子どもが多くいました。子どもが多くの経験を積んでいくことが施設に求められていることですが、その経験は、出来るだけ成功経験にさせてやりたいものです。失敗からも学ぶものも確かにあるのですが、成功することで益々いろいろなことに興味を持てるからです。

## V 情性の強化

この章では、情性の特徴と、それを育てる方法が述べられています。

集団型の動物は、良い集団を作り維持することによって、生存競争を打ち勝ち種族を発展させる「本能」を持っている。人間の場合、良い集団を維持するためには、仲間を愛し、守りあうという微妙な情緒を持っているが、それは特殊で基本的な情緒で、美しいとか心地よいとか、楽しい等の個人的情緒と区別されるものなので、「情性」と呼ぶことにする。情性がないと良い集団は出来ない。情性の概念には、次の6つの特徴がある。

### 第1 引力性

集団を大きくするため互いに引き合う性質で、人間感情で言うと、「愛情」「抱擁」「平和」となる。

### 第2 協力性

力を合わせて仕事をすることに快さを感じる性質で、例えば、祭りの神輿担ぎや

運動会での集団種目などがある。

### 第3 共感性

鳥や馬などの群れは、先頭の鳥や馬に他がついていく性質がある。何か危険を感じると、大きな音や動作が無くても自然とそれが伝わるようになっている。人間も1人が泣き出すと、訳が分からなくても群集心理で他も泣いている場面があったりする。この性質が共感性であるが、共感性があるからお互いに愛し合い、理解し合える。他人の苦しみが分かるのも共感性である。

### 第4 普遍的妥当性

仲間と共通の感覚や感情でいる性質が普遍的妥当性である。皆が良いと言うことは良いとして、悪いということは悪いとする「常識」を生み出す性質である。お金を盗んで逃げるついでに、そのうちのお婆さんを殺した泥棒に刑事が何故殺したのか尋問すると、泥棒が「だってね。あの婆、あのうちの困り者だし、街でも嫌われ者だから、金を貰ったお礼に殺してやった」と言った。人殺しはしないというのが常識であり、人間の本能でもあるが、泥棒の言い分は、普遍的妥当性のない非常識な理屈である。

### 第5 安定性

勝手な行動をしないことが、即ち安定性である。安定性を獲得する条件として、身体や情緒が健康なこと、能力がバランス良く発達していることが挙げられる。安定性がないと退屈で「つまらない」を連呼する生活となってしまう。

### 第6 未来性

種（自分の集団）の未来の発展を目標として行動する、命を未来に繋いでいくことは、生物の本能である。人間は、この特徴が本来特に強い。明日は間違いなく幸福になれるということになると、今日いくら苦しくてもその苦しさは、消えて



しまう。明日、楽しいことがある場合、嬉しくてしょうがない。

子どもが自分の嫌いな物から食べて、好きなものは残して最後に食べるのも未来性があるからで、慎ましやかに生活をしていても沢山の貯金を持っていると、安心できるのも未来性があるからである。情性の弱い人間は、自分の集団の未来を考えないから、必然的に未来性がない。そうなる、その場限りのことしかやらなくなる。未来性がないと、働く気持ちも芽生えない。

情性を強くすることで一番大切なことは、「すべてのことに興味と好意を持つこと」である。食べ物も興味と好意を持って味わってみると、味わいが出てくる。人に対して、その人の好さを認めてみると、その人の他の面、深い味が分かってくる。

人間は集団型の動物ですから「情性」を発達させるにも集団生活を通してなされるのが容易で効果的である。そして、「情性」は、母子関係、家庭の中、友だち間といった人間関係の中で育てられる。この人間関係が「興味と好意に満ちたもの」であれば、特に専門的な必要はない。起居を共にした生活で、興味と好意に満ちた人間関係があれば「情性」は、必ず育っていく。

実際の子どもの生活では、うんざりする場面も多々ありましたが、私は、「すべてのことに興味と好意を持つこと」というこの言葉が好きで、「すべてのこと」の中でも特に子どもに興味と好意を持つことが大切だといつも思ってきました。うんざりした子どもも後で思い返すと、興味深いところや好意が持てる場所があることに気づくことができました。

石原先生は、「感情の持ち方ひとつで対象の価値が変わるということがあるが、感情の持ち方に情性を強くするための鍵がある」と言っていますが、私もそう思います。

発達障害があっても同じだと思います。施設での生活は、どうしても集団生活となりますが、個々が興味と好意に満ちた環境により大切にされていけば、(これも個別化だと思うのですが) 集団でも問題ない場合が多々あります。集団も大きすぎるとは、興味と好意に満ちた環境を整えることが難しくなるので、適正人数はあると考えます。

この章の中で「無言の教育」と項目立てされた説明箇所があります。「無言の教育」は、情性の中の「共感性」を利用した教育です。徒弟制度の時代には、師匠が教えることをせず、弟子が自分で師匠の仕事ぶりを見て覚えていくものでした。塚原ト伝の講談が例として挙げられています。子どもに行動上の問題に対処する場合も説教とか訓戒などの言葉による教育よりも共感性を利用した無言の教育が効果的なのです。

共感性は、互いにパイプで繋がっています。家庭の中の共感性のパイプがきちんと繋がっていれば、子どもは健全に育ちます。石原先生は、その条件として、

- ①夫婦仲が良いこと
- ②家族一緒に良く食事をする
- ③家族で良く話し合いをする

を提唱しています。この3つのことは、施設においても同じことが言えると思えます。

- ①職員のチームワークが良いこと
- ②寮やユニットで一緒に良く食事をする
- ③寮やユニットで良く話し合いをする

となりますが、これらのことが児童福祉法第3条の「出来るだけ良好な家庭的環境」のあり方だと思います。

食事は、マナーが悪くならなければ、お喋りをした方が良く、話し合いは、結論を出す議論をする必要はなくて、冗談を言い合っていれば、家族でも、寮やユニットでもお互いの共感性のパイプの通りが良くなります。

石原先生は、Vの最後に情性を育てる3つの留意点を述べています。

- 1 心の働きをフルに活かすこと、物や形よりも心の方が大切であることを忘れないこと。非行にはしる子どもは心が淋しい。貧しい食事でも母親の心がこもっていれば情性は育つ。
- 2 心を育てないで道徳を強制すると偽善者ができる。訓戒過剰は禁物。
- 3 愛情と甘やかしを間違えない。子どもの真の幸福を願う心づかいが本当の愛情です。

受容的態度で接するべきですが、受容が許容になっている場合があります。子どもの真の幸福は、「子どもの最善の利益」なのでしょう。この章まで読み進めると、「情性」が何か理解できますが、石原先生の「講演メモ」の中に提示された「無情性の人間の特長」を読めると、更に「情性」というものが明確になります。

#### 無情性の人間の特徴

- 1 人の気持ちがわからない  
— (自分勝手の行動)
- 2 未来が分からない  
— (先のことなどどうなってもよい)
- 3 現在を楽しむことができない  
— (ツマラナイという発言)
- 4 情緒を無視した空論を口実として行動する

きぬ川学院で通算14年間、普通寮を担当して、120人の子どもたちを受け入れてきましたが、4つの特徴のどれかが入所してくる子どもの中に見られたように思います。しかし、寮で生活して時間が経過すると、段々と「相手の気持ちがわかる」「退所後のことを考える」「楽しそうな笑顔が見られる」「話をわかってくれる」等の逆の特徴が見られるようになりました。

人に対する不信感や不幸な自分の境遇からそういった態度を取っていたのかもしれませんが。そう考えると、「情性がない」というよりも、「情性は誰もが持っているが、放出が滞ってしまっている」という状態のように思えます。

情性という言葉は、石原先生の造語だと誰か

に聞いたことがあり、ずっとそう思っていました。精神病理学者のクルト・シュナイダーが1949(昭和24)年に出版した「精神病質人格・第九版」の中に「精神病質者10類型」という箇所があり、その中に「情性欠如者」という分類がありました。

「同情、哀れみ、良心、恥、後悔を感じない人々で、他人の苦しみに鈍感だけでなく、自分の将来にも無関心だったりする。普通の人は人を傷つければ良心が痛むが、情性欠如者は何とも思わない」と解説してありますが、石原先生が述べている無情性の人間の特徴と同じです。ドイツ語の「ゲミュート・ローゼ」は、「情性欠如者」と訳されていますが、「人間性欠如者」という訳もあります。「ゲミュート(Gemüt)」は、「心情、情緒」の意味があります。時代的に石原先生がクルト・シュナイダーのことや「精神病質者10類型」について知っていたと推測され、「情性」という言葉を使用したと思います。

しかし、クルト・シュナイダーは、情性欠如者が教育で改善することが不可能としています。情性欠如が生来的な精神疾患だからなのでしょうが、石原先生のいう「無情性」は、子どもの成育環境が理由で情性が育っていないので、教育で育てることが可能としているのです。したがって、クルト・シュナイダーの「情性」とは別な概念だと言えます。

## VI 理想の人間・新しい社会

人間が築き上げてきた文化が人間の野性である生命力と行動力と集団力(情性)の発達を阻害しています。石原先生は、この3つの野性(性能)を如何に回復し増強するかを「人間の野性と文化」の中で論じています。そして、どの野性においても「必要」がその回復や増強の重要なきっかけとなることを強調しています。

生存競争に打ち勝つために人間の本能である3つの野性は、「必要」に応じて増強されます。しかし、「必要」が無くなれば、退化していき

ます。ところが、必要があるにもかかわらず強化が阻害された場合、人間の将来は、危いものとなってしまいます。「現代社会の中で生じている状況の根底には、知能の独善性と情性の衰退が見られる。」と石原先生は、考えます。本来、「知能」は、独善的にあるものではなく、人間が生来持っている「野性」である生命力、行動力、集団力（情性）と結びつき、統合発展されていくべきものです。

人間の幸福感は、本能的な欲求を満足した時に起きるものなので、単なる知能の遊戯などの中からの満足感では、その幸福感は希薄なものではありません。そういう意味からも野性の回復は、非常に重要なことなのです。

この章では、これまでの野性と文化の対比ではなく、人と社会全体がどのように変わっていくと良いのかという石原先生の考え方が述べられています。

人間は、「知能」「行動力」「情性」の組み合わせにより、以下の表のように、8つの型に分類できる。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
知能	○	○	○	○	×	×	×	×
行動力	○	×	○	×	○	○	×	×
情性	○	×	×	○	×	○	○	×
	完全型	文化中毒型	ギャング型	インテリ型	動物型	良民型	お人好し型	絶望型

①は、すべてにバランスが良く、完全型で、現実社会にほとんどいないタイプである。②は、理屈は言うけど、何をやらせてもあまりできない文化中毒型。③は、頭は良いし、行動力もあるけど、情性が未成熟な人間である。役に立つけど、殺人も平気で起こしたりするギャング型と言える。④は、頭も良いし人間性も良い。知能、情性とも良いが、実行力が少し弱いインテリ型。⑤は、勉強はできないし、情性も弱いけど、行動力だけはある動物型。嘘をつくことも平気だったりする。人生で間違ってしまうと犯罪者にもなる可能性もある。⑥は、勉強はできないが、行動力があり情性が豊かな、宮沢賢治の詩に出てくる「雨にもめげず」の良民型。⑦の完全型の次に良しとしている型である。⑧は、勉強はできないし、行動力もないが、情性が豊かで人間関係は、悪くないというお人よし型。お人よし型は、人に騙されやすく、気の毒な時がある。⑧は、①の完全型と同様にほとんどいないが、全てが弱い絶望型。

良い集団を作るには、情性の豊かな人間が多い必要がある。ギャング型や動物型の人間が多くなると社会全体が不幸になっていく。

社会を作っていくには、リーダーが必要であるが、リーダーは、次のように3つのタイプに

分けられる。

A 媚びる人 B 対決する人 C 和する人

リーダーの資質としてはCが望ましい。「五人と和することが出来る人は五人のリーダーであり、百人と和することが出来る人は百人のリーダーである」と言われているが、人だけでなく、その他の状況とも和していける人が一番強い人である。和する人とは、驚かない人、興奮しない人、責任を逃れない人、媚びない人、依怙鼻屑しない人、欲の少ない人、自分からは求めない人である。

次に社会において重要視される人を3つのタイプとして述べておく。

a 尊敬される人 b 愛される人 c 役に立つ人

cは、①人が出来ないことをやる人 ②人が嫌がることをやる人 に分けられる。

人は、社会の中で自分に適した位置を選ぶことが大切である。そして、社会では「情性の豊かな知能人」がリーダーであり、「情性の豊かな行動力のある人」が社会の中核となり生産を担っていくと良いのではないかと提案する。

石原先生は、「人間の野性と文化」の中で、人間の今日の危機的現実を破滅から救う道は「情性の回復」であり、情性の意味の再認識が根本となります。こういった認識から新しい社会の構造を考えるべきであると訴えているのです。

## 5 補足的な事柄

これで石原先生の「人間の野性と文化」についての紹介は終わりになります。最後にもう少しだけ石原先生の考え方を理解するための補足的な事柄について紹介して、この稿を終わりにしたいと思います。

石原先生は、IVで社会に重要視される人を3つに分類していますが、分類して分析する方法は、Iで生物が環境適応するための型の分類でも使っています。

石原先生の著書に「十代の危機」があります



が、この中の「非行の図式」や「3つの人間関係」の説明なども同様です。

非行の図式は、**非行**=**統制力**-**機会**×**対象**×**不安定感**というもので、非行は、統制力（自己コントロール力）を3つの要因（機会・対象・不安定感）の積が上回る場合に生じるという仮説です。

機会	人目がない 不良仲間
対象	盗むお金、性的非行の相手、放火の物体
不安定感	①対人関係間での不快な感情（怒り、恐怖、劣等感） ②強烈な欲望（性欲、退屈、異常な好奇心、多動）

3つの要因は、すべて揃って初めて非行は、成り立ちます。逆に揃わない場合（1つでも0である場合）は、非行が生じないということです。この3つの要因が揃っていても、統制力が強い場合、非行は成り立たないということにもなります。統制力は、自己コントロール力のことですが、「良心」あるいは、「社会的絆」等にも置き換えられます。

石原先生は、社会的動物である人にとって重要な意味がある人間関係も、「上・中・下」の3つの関係に分けて説明しています。「子どもは、人間関係が正しく満足されていれば、健全に成長していく」という仮説です。

- ①上の関係は、「つかまって頼りになれる人がいるか」
- ②中の関係は、「自分と同じような仲間がいるか」
- ③下の関係は、「可愛がることのできる対象がいるか」



「十代の危機」より

「十代の危機」では、「誤った行動のただしかた」「日常行動の見どころ」でも分類して分析する方法が使われています。

「誤った行動のただしかた」は、次のような内容となっています。

- (1) 早めに処置する（早期対処法）
- (2) 時の力を利用する（時機法）
- (3) 自覚をうながす（自覚法）
- (4) 過去を忘れさせる（昇華法あるいは忘却法）
- (5) 文化の力、自然の恵みを利用する（文化法・自然法）
- (6) 集団の力を利用する（集団法）
- (7) 物を作る（経済法）
- (8) 形を整える（形態法）
- (9) 逆のこを行う（逆手法）
- (10) 就職、結婚、病気、信仰（転機法）

「日常行動の見どころ」は、次のような内容となっています。

- (1) 三つの人間関係はうまくいっているか  
人間は仲間が必要である
- (2) 独自性は充足しているか  
人間は独りになることも必要である
- (3) 律動性は充足しているか  
生活の中に適度の緊張と弛緩が大切である
- (4) 情緒の栄養は十分であるか  
子どもが育つには食べ物だけではなく、愛情が必要である
- (5) 劣等感はないか  
欠陥部分を補うよりも、強みに着目して伸ばすことが大切である

石原先生の考え方の根底に流れているものとして、「蓬生麻中不扶自直」という言葉も重要です。「蓬生麻中不扶自直」は、春秋戦国時代末期の思想家である荀子がその著書「勸学」の中に記した一文です。荀子は、孔子や孟子の流れを汲む儒教の思想家です。

この読み下し文は、「蓬（よもぎ）、麻中（まちゅう）に生ずれば、扶（たす）けずして、自ずから直（なお）し」というものです。意味は、「道端に生える蓬も麻畑の中に植えると、手を加えなくても真直ぐに育つ」です。蓬は、曲がりくねって繁茂する性質があり、蓬餅の材料と

なります。麻は、夏服の繊維や麻縄として使いますが、2メートル、3メートルと真直ぐに伸びる植物です。

要するに「良い環境があれば、特別なことをしなくても子どもはすくすく育つ」という2300年前の教育論であり、環境療法論であるわけです。この言葉は、石原先生が戦後勤めた国立武蔵野学院の「院章」のモチーフとなっていますが、先生の考え方と一致すると思います。



「武蔵野学院 80 周年誌」より

1997(平成9)年の児童福祉法の改正以前、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」は、「児童福祉施設最低基準」と呼ばれていましたが、その第84条に「教護院における生活指導、学科指導及び職業指導は、すべて児童の不良性を除くことを目的としなければならない」という文言がありました。法に従うならば、教護院は、不良性の除去を目的とする治療施設あるいは矯正施設でした。

そういった時代に石原先生は、「教護院は治療機関と考えられている。しかし、私は、養育機関という立場を採る。」(講演メモより)と宣言していたわけですが、当時の教護界では、どのような意見があったのか興味深いものがあります。

2011(平成23)年に厚生労働省内の委員会の報告書「社会的養護の課題と将来像」が出て、「社会的養護は、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。」と定義されました。

そして、2016(平成28)年には、児童福祉

法改正(※)で更に明確化され、児童自立支援施設が社会的養護関係施設の種類別として認識されている現在では、「養育機関」という立場で我々は支援を行なっているわけです。

半世紀も前に石原先生が宣言した内容が、どれだけ先見性があり先進的だったかを思うと驚きです。

※第2条の2「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。」や第2条の3「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」、第3条の2「児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。」

前述した石原先生の講演メモの中に「きぬ川の寮舎制の意義」という箇所があります。その中には、情性教育の必要性がわかりやすく述べられています。

情性が養育されれば、児童の非行問題の大部分は解消されると信じている。少なくとも「悪事はすれども非道はせぬ」人間にはなり得ると考える。植物を養育するためには、その植物に直接手を加えるよりも、植物の生育に適した土地に植えることが第一である。教護院は非行児童にとってそういう土地であればよいと思う。

情性が養育されるのに適した教護院というのは、ケースワーカーやセラピストである職員が児童を教育したり、治療したりするというのではなく、その中で生活すれば、だれでも自然に情性が成長するような人的物的雰囲気的环境であることが必要である。

いいかえれば、一般の教護院は児童教護を直接担当すると考えられている職員が、いろんな

方法によって児童を教護すると考えられているが、私はそうではなくて、その中に生活する全職員（直接教護に当たると考えられている以外の職員を含めて）、家族（幼児も家畜も）、収容されている児童及び物的環境設備等全部が醸し出す雰囲気为荣養や刺激となって児童の情性を育てる。—それが効果的な教護であると考えている。

続いて、

そういう教護院であるための条件は、一言にしていえば、「職員、家族、児童等全員の情性の放出が豊かである。」ことである。そのために必要なことは、

- 1 自然に親しみ、自然の力を充分に受けとる。
- 2 指導者意識の排除。教えてやる、鍛えてやる、治療してやる等の指導者意識を持たず、ともに生活を楽しむことだけを目指す。
- 3 いつも全員一丸となって行動し、脱落を防ぐ。形の上では各自の受け持つ仕事は個々に分かれていても、精神的には全員が一丸となる。
- 4 争いを避ける。正しさや法律も争いを避けるためには許容極限まで譲歩する。
- 5 道徳や規則をできるだけ排除する。情緒の良識によってこれに代え、これによって一切を解決するよう努力する。
- 6 職員は命ぜられて行動するといういわゆる勤務意識をできるだけ少なくし、積極的に快適な生活に生きるために行動するよう努力する。
- 7 教護院である以上、非行管理を必要とし、そのためにはある程度の自由の制限、教育的制裁を考えなければならないが、できる限り、児童のこの生活への魅力と、この中の雰囲気が児童を監督し、普通の自由制限や制裁が次第に不要になるよう努力する。

以上の講演メモで情性教育の必要性は、より明確になってくると思うのですが、このメモの中で誤解をされる表現があるので、説明してお

きたいと思います。

「ケースワーカーやセラピストである職員が児童を教育したり、治療したりするというのではなくて」という箇所ですが、解釈の仕方によっては、「児童自立支援専門員や児童相談所児童福祉司のケースワークも心理療法担当職員のカウンセリングやセラピーも意味がない」となってしまいます。そうすると、「児童自立支援施設では、環境を整えることが唯一の仕事である」「環境を整えておけば、何もしなくても子どもは育つ」と勘違いしてしまうことになったりもします。環境整備をしておけばよいと考えて、作業や掃除を徹底的に行い、家庭的環境とかけ離れた整然とした居住環境、物的環境を整えることだけに力を注ぐ時代錯誤的な支援に陥ってしまうことになります。

原則としては、児童自立支援専門員も保育士もケースワーカーもセラピストも人的環境として必要なのです。その子どもに関わる人間（職員だけでなく、他の関係者、子ども同士、その保護者等も含む）全ての働きかけが必要なのです。要は、すべての人的環境の相互作用が子どもの成長する栄養となっていくことが理想的な情性教育の姿なのです。

ところで、私が現在勤務している児童心理治療施設では、「総合環境療法」という立場を採って、支援を行なっています。その支援内容についての説明は、全国児童心理治療施設協議会のホームページに以下のように掲載されています。

「施設全体が治療の場であり、施設内で行っている全ての活動が治療である」という「総合環境療法」の立場をとっています。具体的には①医学・心理治療 ②生活指導 ③学校教育 ④家族との治療協力 ⑤地域の関係機関との連携を治療の柱とし、医師、セラピスト（心理療法士）、児童指導員や保育士、教員など子どもに関わる職員全員が協力して一人ひとりの子どもの治療目標を達成できるよう、本人と家族を援助していきます。

この説明文から、総合環境療法が専門職の連携であることは分かるのですが、まだ漠然としています。総合環境療法は、過去に環境がクライアントに良い影響を与えたいいくつかの事例があり、それが発展してきたものですが、まだ確立した療法ではありません。このことは、以前に「教護学」の必要性が言われていましたが、似ているように思います。

総合環境療法の説明は、先に提示した石原先生の「きぬ川小舎制の意義」の文章を書き換えてみると、充分成立するように思えます。

児童心理治療施設を治療や訓練の場と考えるのではなく、養育の場と考える。たとえば、植物を養育するためには、その植物に直接手を加えるよりも、植物の生育に適した土地に植えることが第一である。

だから施設が子どもたちにとってそういう土地であるようにする。そのためには、セラピストやケアワーカーが子どもを治療したり、訓練したりするというだけではなく、この施設の中で生活すれば、だれでも自然に生育していくような人的雰囲気や物的雰囲気の環境を整えることが重要であると考えます。

総合環境療法とは、施設に関わる職員や分校の教員、入所している子どもたち、及び物的環境設備等の全ての環境が醸し出す雰囲気が栄養や刺激となって、子どもたちの回復力が引き出され、健やかに育まれて（社会に適応して）いくための方法ではないだろうか。

心理治療施設は、児童福祉法第 43 条の 2 で、「児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」と規定されています。

要するに家庭での虐待や学校でのいじめなど、環境上の理由から不適応行動が生じた子どもを社会生活に適応できるようにしていく施設で、そのための方法として「心理に関する治療」と「生活指導」を行っていく施設だと言っているのです。

ちなみに児童心理治療施設は、2016（平成 28）年の児童福祉法改正以前は、第 43 条の 5「情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」と規定されており、環境上の理由は問わず、子どもが持つ情緒障害を治療する施設でした。

ところで、児童自立支援施設は、児童福祉法第 44 条で、「児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」と規定されています。

1997（平成 9）年の児童福祉法改正により「環境上の理由により生活指導等を要する子ども」も含めるようになったため、「不良行為をなし、又はなすおそれのある子ども」という文言は残りましたが、實際上、児童心理治療施設の対象となる子どもと同じような方法論になっているのです。「心理に関する治療」という方法が記されていませんが、児童自立支援施設には、心理療法担当職員が配置されているのですから、アプローチがないわけではないのです。

よくよく考えてみると、児童養護施設も同じような方法論で児童福祉法に規定されています。児童養護施設は、児童福祉法第 41 条で「児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。



以下この条において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。」と規定されています。

#### 児童心理治療施設

○児童福祉法第43条の2  
「児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」

#### 児童養護施設

○児童福祉法第41条  
「保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする。」

#### 児童自立支援施設

○児童福祉法第44条  
「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」

「環境上の理由」により措置されている子どもを「養護」するのが目的の施設です。「養護」の中には「自立」という意味も含まれているので、そうなると、3つの施設の方法論は、同じようなものとなります。「環境上の理由」により措置された子どもを養育する施設ということになります。

当然のことながら、3施設とも社会的養護関係施設と位置付けられています。社会的養護の定義は、「保護者のいない子ども、被虐待の子ども等、家庭環境上養護を必要とする子どもに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う」となっています。

長々と説明してきましたが、石原先生が追い求めたものは、「養育施設としての児童自立支援施設（教護院）とはどういったものであるか」「子どもが育つ環境とは、どういったものであるか」ということだったのだと思います。「養育

も「環境」も現在の児童福祉法では、キーワードになっていますが、そういったところにも改めて石原先生の考え方の先進性を思い知らされます。

そして、多様なケアニーズを抱える子どもにとっても、まずは「育つ環境」を整えることが最も重要な支援なのだと思います。「人間の野性と文化」で述べられた環境を整える考え方や方法は、多様なケアニーズを抱える子どもへの支援のヒントにもなると考えています。育つ環境を整えることなく、「個別化された高度で多様な専門性を有する支援」を行っていくと、児童自立支援施設は、石原先生が宣言した「養育施設」、国が規定している「社会的養護関係施設」とは、本来の目的と違う病院のような「治療専門施設」となる危険性もあると考えます。

多様なケアニーズを抱えた子どもに対しても、児童自立支援施設の目的である「子どもを育てて行くこと」を中心に据えて、「子どもが育つ環境」を整えて、より良い支援が積極的に実践されていくことを願いたいと思います。

#### 参考文献

- ・石原登（1968）「人間の野性と文化」（まみず新書第13巻）柏樹社
- ・山口泰弘（2010）「規律教育は子どもの心を育てない―教護院改革に挑んだ石原登と情性の教育」明石書店
- ・石原登（1960）「十代の危機」国土社
- ・「石原登先生の思い出」編さん委員会（1986）「石原登先生の思い出―残された言葉」

特 集

# 児童自立とWITHの心

多様なケアニーズを抱えた  
児童への支援の実践について

# 多様なケアニーズを抱えた児童に 寄り添うこと

～ A 君の事例を通して～

岩手県立杜陵学園 児童自立支援専門員  
いわわき しょうと  
**岩脇 翔斗**



## I はじめに

岩手県職員になって6年になり、岩手県立杜陵学園に異動してきてから、4年になります。これ以前に、杜陵学園では、会計年度任用職員として、約3年間勤務した経験があります。4年経過しても、学ぶことは多くあり、周りに助けをいただきながら日々、支援を必要とする児童に向き合ってきました。その中で、担当したA君を事例として感じた思いや考えを書かせていただきます。少しでも参考になるものであれば幸いです。

## II 杜陵学園の現状

杜陵学園には、令和5年9月1日現在で中学生男子6人、小学生男子2人、中学生女子1人の計9人が在籍しています。入所理由は、それぞれ異なり、窃盗や付きまとい・性的問題行動等のぐ犯、触法行為、性格行動等となっています。また、入所児童全員が、精神科へ通院しています。全ての児童が、発達障害の診断を受けており、愛着障害やPTSDなどのトラウマ関連障害の診断を受けている児童もいるため、医療機関との連携や日々の服薬管理も重要な支援の一つとなっています。入園前の生活に着目すると、現在入所している全児童が、身体的または心理的な虐待（マルトリートメント）やネグレクトを受けていたことが分かっています。児童相談所のアセスメントによって、入園前から分かっている児童もいれば、入園後、担当支援

員や家庭支援専門相談員との信頼関係が形成されたことで、自分の過去について打ち明けることができ、明らかになったケースもあります。

これらのことは本学園に限らず、全国の児童自立支援施設に当てはまる近年の傾向だと思えます。入園に至った直接的な原因は、単一のことかもしれませんが、その行動の背景や人格形成には、様々な事象が影響し、複雑に絡み合っており、多様な課題を抱えたケアニーズの高い状態となっていることは周知のことだと思います。

## III 事例紹介

### 1 ケース概要（A君）

在園期間 中学2年5月～中学3年5月（1年間）  
知能検査の結果 FIQ66（WISC-IV）  
家族構成 母子世帯  
診断名 ADHD

### 2 生育歴

A君は自然分娩で出生し、出生後は、父母と一緒に3人で生活しています。3歳時健診でADHD傾向の指摘を受け、4歳から発達支援施設に通所。数回通った頃から行動が落ち着いてきたとのこと。その後、父母が離婚。母方実家の近くに、母子で転居し、2人での生活が始まっています。転居後、集団生活に適應できない・自分の思い通りにいかないと暴言暴力



をする・忘れ物が多い等の理由で、医療機関を受診し、ADHDの診断がついています。

教育面では、小学4年生の時から特別支援学級に在籍しています。

### 3 入所までの経緯

本世帯への児童相談所の関わりは、母が「限界を感じたので相談したい。本児の施設入所も考えている」という電話をかけたことから始まっています。この時は障害福祉サービスの利用や近くに住む祖父母世帯からの支援を受けながら何とか生活していましたが、その間にも家庭内での金銭抜き取りが確認されていました。本児が、本学園に入所するまでに計4回一時保護となっています。

1度目の一時保護は、小学5年生の時に、自宅で母と本児がケンカし、仲裁に入った祖父でも止められなくなったため、母が警察に通報、身柄付き通告に至りました。

2度目の一時保護は、小学6年生の時に、自宅で母と本児がケンカし、本児が「兄相に行きたい」と訴えたため、母が警察に通報、身柄付き通告に至りました。

3度目の一時保護は、中学1年生の秋に、入浴中に母が本児をシャワーヘッドで叩いたことから、本児が警察に通報、身柄付き通告に至りました。中学進学と同時に施設入所を検討していましたが、本児が希望したため、在宅で支援を続けることになりました。この3度目の一時保護から帰宅する際に、「次に保護されたら施設に行く」と約束しています。

そして、4度目の一時保護は、中学1年生の冬に、本児が母からの注意に逆切れし、暴行。本児が警察に通報し、身柄付き通告に至りました。保護中には、「施設に行きたい、性格が変わればいい」と話していたようですが、母との面会時には「お前が障害に産んだせいだ」と感情的になって話していました。

これらのことから、粹のある生活環境や母と

適度な距離感を保った関係性の再構築が必要と判断され、杜陵学園に入園することになりました。

### 4 入園～1か月

A君は、入所してすぐに日課通りの生活を送ることができていました。そのことを褒めると、喜びながらも、「家ではもっと早く起きてたし、もっと厳しくされていたから」と必ず答えていました。苦手な活動（畑作業）も嫌な顔はしますが、何とか取り組める子どもでした。

意欲はある子でしたが、生活能力は十分に身についていませんでした。部屋の片づけはできず、床や机の上には常にものが散乱していました。また、食事中はA君の周りには常に食べこぼしたものが落ちていました。

まずは、学園の生活に慣れること、そして、学園職員と信頼関係をつくることを優先し、関わりました。A君は、大人に対しても気さくに話しかけることができ、他児への不満や辛いこと、悲しいことも職員に相談する力を持っていて、このことはA君の強みだったと思います。

### 5 入所2か月～4か月

2か月目になり、初めて他児と暴力を伴う、大きなケンカをしました。テレビのリモコンをめぐって揉めたことが原因でしたが、本児が煽り、暴力を誘発したことにより大きなケンカとなっていました。振り返りをして、「自分は後から蹴ったから正当防衛だ」、「のしかかられたし、痣もできたから被害を受けている」等、一方的な考えに固執し、自分の非に目を向けることはできませんでした。

園長室に呼んで、ケンカの聞き取りや全体とは離れて振り返りを行う個別日課の言い渡しをした時も、ずっと不満気な表情をしていました。本人の気持ちを受容しつつ、A君が行った事実のみ焦点をあて、その行動が良くなかったこ

とを繰り返し伝えるようにしました。その結果、一定の振り返りをすることができ、自分自身の非も認め、課題の設定や対処方法等を一緒に考えることができ、気持ちを切り替えて、再スタートをしました。

この頃から、他児より早く就寝したり、日中に寝てしまったりすることがありました。面接をするたびに疲れを訴えており、過剰に適応しようと頑張りすぎていたと思われました。無理をしないように声もかけていましたが、その度に、「大丈夫です」と言って、日課に取り組もうとしていました。

また、母との月1回の面会も始まりましたが、母と会うことによりかなり緊張していました。前の週あたりから、登校前に吐き気を訴えて、吐き気止めを飲んだり、食欲が出ないと言って、食事に全く手を付けられない等のこともありました。母からの評価を非常に気にしており、「お母さんの前では良い子でいなければいけない」、「何か怒られるんじゃないか」と気を張っていたため、母との楽しかった思い出や母の好きなところを連想しながら、本児が母と向き合う気持ちが楽になるように工夫して、面会を実施していました。

## 6 入所5か月～7か月

この時期は、学習発表会やマラソン大会、新しい児童の入園等、イベントが多い時期でした。学習発表会では、発表のリーダーを務めたり、本児なりにプレッシャーを感じるが多かったと思います。当然、母が観覧に来るということも知っており、「失敗はできない」、「怒られたらどうしよう」と不安を感じていました。A君は気持ちが不安定になっていると、他児に指示的になったり、指導的になる特徴がありました。その度に、振り返りをすると、涙を流しながら自分の気持ちを話すことができるようになっており、他責的な部分は徐々に減っているように感じました。

このように成長した部分も見られるようになったため、私としては少し安心していましたが、この頃になって初めてA君の自傷行為がありました。泣きながら自分の頭を叩いたり、抜毛をしたりしていました。近くで見守り、落ち着いたところで、話を聞くと、その日の前夜に離父が暴れている夢を見て怖くなったという理由でした。2日後にも同様の夢を見て、授業中に思い出すということを繰り返しました。離父との話を面接中に積極的にしたこともなかったですし、写真等も学園には持ち込んでいなかったため、何が原因となっているのかわかりませんでした。後から、一時帰省中に母にも内緒で離父に電話をしていたことが分かりました。また、同じ寮の児童の身長や風貌が離父に似ており、フラッシュバックの原因になっていたことも分かりました。自傷行為があった翌週には、かかりつけの児童精神科に通院することができたため、主治医に相談しながら、同じ寮の児童と生活の場を離す等の対策をとることで、A君の自傷行為は無くなりました。また、離父との思い出も少しずつ話すようになり、暴れている夢を見ることもなくなったとのことでした。

## 7 入所8か月～10か月

この時期は、離父の夢による自傷行為を乗り越えたことや大きな問題を起こさない期間が続いたことにより、自己評価が非常に高くなった時期でした。杜陵学園では、毎月、児童の生活態度や自身の課題への取組状況を評価する仕組みを取り入れています。第1～第5まで段階があり、それぞれの段階で地域社会で必要と思われる能力を身に着けるためのいくつかの評価項目が設定されています。A君もこの時期には、第4段階に挑戦していて、「次で最後の段階」、「もうすぐ退園」という意識があったと思います。その影響もあり、職員の評価と本児の自己評価に大きな差が生まれてしまいました。

他責的な傾向にあったA君は、ここでも「職

員が評価してくれない」、「俺は頑張っているのに」と周りからの評価を受け止めることができませんでした。振返りの末、泣きながら「分かりました」と言ってくれますが、表情や態度からは、納得していないという思いが伝わってきました。

この評価の差には、A君の認知が関係していると思ひ、偏った認知を修正できるような取り組みを実施しました。以前、学園に勤務していた職員が作成した「やわらかあたまトレーニング」というプログラムがありましたので、それに一緒に取り組みました。最初はA君も、一生懸命頑張っていました。内容が進むにつれて、文章が多くなったり、説明が多くなってくると、表情が険しくなり、プログラム自体への意欲も低下していました。一通り、実施した後で、復習もかねて、プログラムの内容を質問してみましたが、忘れてしまっている様子でした。A君の知的レベルを考慮し、可能な限り簡単に説明するようにしていましたが、難しかったようです。

母との関係については、母子ともに良い関係を築こうとする意識が見られ、面会交流や外泊交流は、衝突なく過ごすことができていました。2時間から4時間の面会または、1泊～3泊程度の外泊だったため、時間は限られていましたが、振返りでは、互いに認め合い、理解しようと意識していました。A君も母との交流前の過度な緊張は無くなってきており、交流後も表情良く、交流内容を話してくれていました。母も交流後の施設職員や児童福祉司との面接には、必ず応じており、A君の成長を認めてくれました。A君が学園入所中に、児童相談所でMCG (mother & child group) にも参加し、本児との関わり方を考え直そうとする姿勢もありました。これらの理由から、この時期には毎月2回ずつ交流を実施し、A君に、母との良い関係を多く体験できるように設定しました。

## 8 試験登校～退園

入所から約1年が経過し、A君は中学3年生に進級しました。中学3年生になったことで、中総体や修学旅行、高校進学等、A君にとって地域の中学校で経験したいイベントが多く、母との交流の度に、これらのイベントについて母子で話し合っていました。ある程度の成長も見られ、母子関係も悪くなかったため、母、児童相談所及び杜陵学園で、協議し、長期の試験外泊と前籍校への試験登校を経て、退園するという流れで方向性が決定しました。試験外泊は、春休みに約3週間、前籍校への試験登校は、ゴールデンウィークを挟んだ約1か月間で実施しました。

春休みの試験外泊は、母が仕事で不在の時は、自宅の目の前の祖父母に協力していただき、実施しています。A君も退園のための外泊と理解していたこともあり、祖父母の手伝いや自宅の家事を積極的に行っていました。1週間に1度は、電話連絡や家庭訪問をして様子を確認しましたが、表情が良く、学園にいる時より生き生きしているA君でした。母とケンカした日もあったようですが、互いに歩み寄り、悪いところを探さずに、相手の気持ちを理解し合えるような振返りをしたようで、自信満々に報告してくれました。母も、本児の振り返りの仕方に成長を感じたようでした。

試験登校については、前籍校の先生方に、支援方針をご理解いただき、とても手厚いご協力をしていただきました。元々、特別支援学級に在籍していたA君に、再度、特別支援学級で授業を受けた場合と普通学級で授業を受けた場合の進路への影響を説明していただき、最初の1週間は特別支援学級での授業体験、その後は普通学級での授業体験というように日程を組んでいただき、A君が両方体験したうえで、決断できるように工夫していただきました。結果的に、特別支援学級に在籍しながら、普通学級で授業を受けるという方法になりました。児童数が少ない学校だから対応できた部分があるとは思ひ

ますが、A君の状態に応じて柔軟に対応していただいたため、スムーズに試験登校を実施することができました。

このように、長期の試験外泊と試験登校を経て、大きな問題を起こさずクリアできたため、児童相談所での会議の結果、無事にA君は退園することができました。

## 9 退園後について

学校生活については、運動部に所属し、A君が希望していた中総体にも出場することができました。また、普通学級での授業にも参加し続けることができているということでした。自宅での母との関係も、担任の先生に伝えることができているとのことでした。

ただ、自宅での生活は母子ともに、かなり苦労しているようです。まず、自宅の生活スペースが少なく、A君と母が常に同じ場所に居なければいけない状態となっているため、母子間でケンカしたときに、クールダウンする場所が確保できていないようでした。

また、母からのA君の高校進学に対する思いが強く、勉強を促す声掛けが多いようです。特別支援学校に進学するのであれば、強く勉強を促すことはないが、A君が希望している普通学校に行くのであれば、入学してから苦労してほしくないからという思いがあるようでした。A君は、勉強に対しての苦手意識もあることから、辛い思いをしているようでした。自宅が頑張る場所で、学校が休む場所という、本来とは逆の状況になっているようです。

退園後のアフターケアの一環として、月に1回はA君と母それぞれと面接をしており、A君と母、両者へのフォローを実施しています。

## IV 終わりに

最初にお伝えしたように、私は杜陵学園に4

年前に配属される前にも、会計年度任用職員として勤めていました。当時感じていたのは、児童自立支援施設は「指導」をするというイメージです。そして、4年前に支援員となり、何人かの児童を担当した今の私が持つイメージは「寄り添う」というイメージです。あくまで感覚の話であり、立場の違いによる、感じ方の違いの可能性はありますが、このように感じました。

私が、A君への支援をしているうえで、心がけたことは2つあります。

1つ目は、行動や性格にだけ目を向けないことです。児童が問題を起こすとその部分にのみ着目してしまいがちですが、私は児童に向き合い、なぜその考えに至ったのか、なぜその行動をとる選択をしたのかを必ず考えていました。

2つ目は、職員との連携です。時には、A君を強く叱ることもありましたが、その時は、必ず、他の職員にフォローを依頼していましたし、他の職員から叱りを受けた際は、必ず私がフォローしていました。

この2つは、基本的なことですが、日々の業務に追われていたり、職員自身に余裕が無くなっていると、ないがしろにされやすい部分でもあると思います。ですが、この2つを基本に実践していれば、支援する児童のケアニーズが多様化しても、適切に支援するための基礎を作ることができるのではないかと考えています。

今後、さらに児童自立支援施設に入所する児童のケアニーズは多様化すると思いますが、どのような課題や背景のある児童でも、「寄り添う」という支援者としての基本的な姿勢は持ち続ける必要があると思います。そして、それこそが多様なケアニーズを抱えた児童を支援するために必須となる土台づくりにつながっているのだと強く感じています。

最後に、拙い文章ではありましたが、児童自立支援施設に勤務している方々や関係機関の方々にとって少しでも参考になれば幸いです。



# 令和4年度関東児童自立支援施設協議会 合同研究会

～性的問題のある児童への対応～

あべクリニック  
あべけいいちろう  
阿部恵一郎



## 1 はじめに

一昨年「非行問題 第226号」に私が性的問題に関する巻頭論文を書き（阿部、2020）、そのつながりで、今回お話をすることになりました。

性的問題については、性加害や性非行、以前に、児童相談所の統計で、性的いたずらという項目もありました。これらの行為や、性犯罪も含めてひとまとめにして、性的問題と今回は呼ぶことにします。

関東の4つの児童自立支援施設の事業概要をみると、かつては盗みや暴力が入所事由として多かったのですが、近年は性的問題を理由に入所する子が増えているようです。

「非行問題 第226号」では、性的問題を抱える児童への支援について、各施設（さわらび学園、三方原学園、若葉学園、広島学園、徳島学園）の実践報告が紹介されています。

ここで問題なのは、心理療法、あるいは治療教育プログラムというものが、どのようなものなのか、どのようにして行われていたのかについて、報告の中では詳しくは分からないことです。

また、性的問題のある児童への対応の現実を見ると、きちんと児童を理解する前に、とにかく何かしなきゃいけないと考える傾向が強いように思います。大急ぎで心理療法だ、心理教育だ、治療プログラムだ、性教育だというように何か始め、実際に支援が上手く進めばいいのですが、徒労に終わることも少なくないようです。職員の方々は熱意をもって取り組んでいます

が、実効性というのをどう考え、具体的にどうすればいいのかが問題になると思います。きちんと児童を理解した上で支援を行う必要があります。理解のための情報の収集がとても重要ですが、現実問題として、児童相談所からの情報はとても少ないです。児童や家族などから情報をもっと集める必要があります。虐待や、様々な家庭の問題について、児童相談所では十分に把握できていないようです。児童に問題となる何らかの行動があり、児童自立支援施設に入所してから虐待が分かったり、性的加害、それ以外の非行の行為など、色々なことが分かるということも少なくありません。そこで、情報の集め方、聞き取りの際のポイント、事例理解のための整理の仕方を、ここではお話ししようと思います。

樋口（2020）は、性非行ケースの背景に性的虐待や性被害にあったものが、男子で過半数、女子で100%と指摘しています。そのことを施設職員が知っていたら、入所してきた時に、性加害の背景に性的虐待や性被害の体験があるかもしれないという視点で、家族内の問題を把握しようとするでしょう。

しかし多くの場合、なかなか児童や家族などから、うまく質問したり、話を引き出せない。性的問題の背景がよく分からない中でプログラムや支援などを始めてもなかなか実効性があがらないかもしれません。児童を理解するには、情報収集を踏まえて、どんな手立てをとるかと考え、支援プログラムを行っていくのが良いと思います。

実際の事例を出すのは難しいので、今回は性

加害の児童について、児童自立支援施設の職員に「架空事例」を作ってもらいました。架空といっても読んでいくと、似たようなケースに出会っていると皆さん思うかもしれません。その架空事例から、どのように問題点を抽出し、対応を考えていけばよいかを示していきます。

## 2 架空事例

架空事例のプロフィール。中学2年男子、同級生女子の家に侵入して下着を物色。家庭裁判所の審判を経て児童自立支援施設へ入所。家族は実父母。上にお姉さん、下に妹。実母はきょうだいの中で、本児を一番可愛がっていた。乳幼児期の発達には特に問題がない。幼稚園の時には、女子に世話を焼いてもらうことが多く、男子同士よりも、女子と一緒にいる方を好んだ。小学校時代は、他の子に誘われれば一緒に遊ぶけれど、そうでなければ、家で一人で過ごすことを好む子で、ゲームをしたり漫画を読んだり、小6の時にスマホでエッチなサイトにアクセスという事がありました。

中学生になって同級生に誘われて美術部に入部しますが、ほとんど活動に参加せず、成績は中の下、クラスでは目立たない。友人はいるが少なく、いつもニコニコして受け身的な子でした。中学1年10月にスマホで、同級生女子の下着を盗撮、1月に隣の席の女子のお尻を触る、3月に同級生の家に侵入して下着を物色。いずれも複数回、発覚すると行為は行わなくなる。被害にあっている女子は、大人しい子です。IQ/知能は児童相談所の検査で83。一応は正常範囲ですが、下位。学校の成績は中の下。

性的加害の子が入所する際、児童相談所からはこのような説明が多いようです。そこで、この架空事例について、問題点を整理しながら分かりやすくするために並べ替えてみます。

①性別・年齢・学齢②入所理由・問題行動あるいは非行・犯罪名③家族歴④生育歴⑤非行・問題行動歴⑥IQ/知能・診断名、薬など。こ

の順番に架空事例の整理をしてみましょう。

①男子・14歳・中学2年②下着盗、盗撮、痴漢行為、家宅侵入③実父母姉妹5人家族④幼稚園（2年保育か3年保育かは分かりません）・乳幼児期の発達に関する問題はない。幼稚園の時、女子に世話を焼いてもらうことが多い、小学校の時他の子に誘われれば一緒に遊ぶが、家で一人で過ごすことを好む、ゲームをしたり漫画を読む、同級生に誘われ美術部に入部するがほとんど活動に参加せず、成績は中の下、クラスでは目立たない、友人はいるが少ない、いつもニコニコしており受け身的。⑤非行・問題行動歴を見ると、初発非行は、盗撮が一番最初、その後痴漢行為。中学1年の10月に同級生の下着を盗撮したり、1月には隣の席の女子のお尻を触る。3月に同級生宅に侵入し、下着を物色、いずれの行為も複数回。発覚すると当該行為は行わなくなる。行為の対象となった女子はいずれも大人しい女の子⑥IQ/知能は83。

このように整理して並べてみると、この児童を理解するためにどんな情報が必要か見えてきます。

情報は児童相談所から入ってくることもあれば、児童から直接、あるいは家族から学校からなど、色々なところから得られると思います。その時にどの機関・人から、どのような情報を得るのかを検討する必要があります。時間をかけてゆっくり児童と向き合うことで初めて情報が得られることも多いです。児童とどのように向き合っていくのかを決めるのがいいと思います。

## 3 整理～①性別・年齢・学年

①性別・年齢・学年の項目から見ると、他に身長・体重の記録が欲しいです。成長曲線のグラフを作ってみる。施設入所の時点では、思春期スパートの前か後か。性に関する興味は、思春期だけなのかそれ以外のものなのか。問題行動が中学1年から始まって、次第にエスカレートしているように見えます。1回だけでなく、



複数回、行為に至っています。できたら何歳何か月、あるいは何年生の何月頃とというように、順番に並べていくと、性加害行為がだんだんエスカレートしていったのか、あるいは単発的なのかなど、児童の性的な問題の出現時期が分かると思います。それから、身体の発達、陰毛の有無などもチェックしましょう。思春期スパートが遅い子はいじめのターゲットになりやすいです。

一般的な男子の平均は、12歳から14歳くらいが、思春期スパートです。ですから、架空事例は思春期スパートと同時に、性加害の問題が出てきたと考えられます。

女子では、思春期スパートは男子よりも2年くらい早く始まって早く終わります。女子の場合には、思春期スパートのピークは、11歳から12歳です。このピークを過ぎたあたりで、生理が始まり、それとともに身長伸びも止まっていくこととなります。女子ではほとんどの性的問題は援助交際で、11歳、12歳あたりから一挙に始まる。男子の場合は、性加害以前に、盗みとか暴力とか、思春期スパートの前あたりから始まっていることもあります。年齢と性差で性的問題も様相が異なってくると思います。

これを頭の中に入れておくと、架空事例は思春期スパートに歩調を合わせて、性的な問題が繰り返し多くなっている児童のケースだと理解されると思います。

#### 4 整理～②入所理由

②入所事由。下着を盗んだり盗撮だったり痴漢行為、家宅侵入があります。入所事由がどんなものなのかは、統計データをつくる上で大事です。しかし、これがなかなか難しい。犯罪などで分かりやすい例では、殺人なのか傷害致死なのか、誰が分けるのか、どこで分けるのか、それは警察が分けるのか、検事をするのか、あるいは裁判になるまで分からない。罪名を決めるのは難しいです。入所事由を考えた時に、盗

みと暴力というのが一緒にいる子も多いです。ところが、性的な問題をする子では、盗みや暴力が合併しているのは、あまり多くない感じがします。各施設には入所事由がついて児相から入ってきますから、複数の事由がある子ほど深刻だと考えた方がいいかもしれません。架空事例では下着を盗んだり、盗撮、痴漢行為、家宅侵入。この中で非行性ということで一番問題なのは家宅侵入だと思います。性的問題の色彩がとても強い。盗みや家宅侵入を重要視すると問題行動の主たるものが窃盗だと考える担当者もいるでしょう。問題行動歴をどのようにみるかで変わります。

#### 5 整理～③家族歴

③家族歴。実父母姉妹の5人家族。できたら祖父母からの3世代、家族全員の職業年齢もあるといいと思います。

虐待の有無もチェックする必要があります。背景に性的虐待や性被害にあった児童はとて多いです。よく聞いていくと、児童相談所でも把握できていないことがあるのです。児童が施設に入ってからゆっくり落ち着いて職員と関係ができてから家ではどうだったのか、親をどう思っているのかなどについて話が聴けると良いです。性的問題のある児童を、被虐待とどのようにリンクしているのかを見ていくと、その児童の特徴がみえてくることもあります。児童虐待というだけで、報告が終わっていると、どのように支援をしたらよいのか参考にならないので、きちんと調査する必要があります。虐待があれば、時期を特定する必要もあります。被虐待の3つのステージといいます。

被虐待の3つのステージの1番目は、強力な介入を要する時期。児童の年齢は、乳幼児期から学童期前半つまり小学校中学年くらい。一般的に社会で注目される被虐待は、この時期を指すと思います。子どもが悲惨な死に方をしたり、低年齢の子どもで、生きるか死ぬかという問題

があるので早急に発見して強力な介入が必要な時期です。2番目は慢性化した危機の時期。これは学童期以降ですが、大事なのは乳幼児期では死んだりすることで顕在化するわけですが、2番目の場合には小学校高学年くらいから色々な問題行動が学校で出てくることが多いと思います。3番目は、虐待によるトラウマが主役を演じている時期で、これは児童期、思春期以後。ですから小学校高学年から中学以降、トラウマが主役になります。虐待と非行犯罪の調査を以前にしたところ、身体的虐待を受けたらその子は暴力的な非行行為をするかというところではなく、一番暴力が問題となっている児童に多いのは、ネグレクトだったという調査結果が出ました。ネグレクトは、愛情に飢えているために、暴力で発散したり、愛情を得ようとすることに関連しているようです。

架空事例の児童は虐待についての報告が何もされていません。養育について、姉と妹がいるが、母はこの児童を一番可愛がっていたというので、虐待というのには当てはならないかもしれない。養育の面で姉や妹と比べて架空事例は男子ということもあって甘やかされて過保護に育てられてきたのかもしれない。

ここで、注目したいのは、架空事例では盗撮をしていることです。中学1年から2年の盗撮というのはスマホかなと思いますが、これは親が買い与えていたのかどうか、親子関係を知る上で、この子はスマホをどうやって手に入れたのかという情報が入手できれば、親のこの子に対する接し方を知ることができるでしょう。

児童虐待の中には、社会的虐待（ソーシャルアブ्यूズ）もあります。必ずチェックしたいのは学校内でのいじめです。女子の場合ですと、児童ポルノの被害者になっていないかなどがあります。

生育歴や家族歴などについて、おそらく児童相談所では、児童も家族も身構えていてなかなか話を聞き出せない。詳しい話を聞けるのは、施設に入ってからもかもしれません。施設の職員

が、ゆっくり、どんな状況で育ったのかを聞く必要があります。

## 6 整理～④生育歴

次に④生育歴。母子手帳や小中学校の成績表。母子手帳から、身体の発育もかなり分かります。それから、運動、言語の発達など、親が面会で施設にやってきた時に、聞き取りをしてもいいと思います。姉と妹に挟まれた男子なので、同胞から何か影響はあるのか考えてみましょう。架空事例の児童が持つ、母親に抱くイメージ、姉妹に対するイメージ、広くは女性に対するイメージを聞き取れたらいいと思います。

## 7 整理～⑤非行・問題行動歴

⑤非行・問題行動歴。初発非行の時期と内容では、性的問題は思春期スパート前後に始まります。ネグレクトの家庭など、養育に問題のある家庭では、小学校低学年から非行が始まることが多いです。かつて児童自立支援施設入所児童で、初めて悪いことをしたのはいつかということを見ると、大体コンビニに行って、お菓子を万引きしたという報告が多かったです。ところが、鑑別所に入っている子に、初発非行について聞くと、中学生くらいから始まっています。小学校低学年から始まるというのは、児童自立支援施設に入所している児童の特徴だと思います。架空事例では、性的問題以前の非行があったかなかったか。あったとすると、見方が違って来るかもしれないのです。そういう意味では初発非行というのは、児童を理解する上でとても大事なことです。

中学1年の10月にスマホで女兒の下着を盗撮、1月に隣の席の女の子のお尻を触る、3月に侵入して下着を物色。こうしてみると、非行の進み方が、深刻になっています。精神医学的に非行は、以前は行為障害、今は素行障害といえます。この架空事例の場合、10歳以上で始

まっているので、青年期型です。ところが、幼稚園とか小学校低学年でお菓子を万引きしたという話があると、低年齢での非行の始まりということになるので、小児期発症型になると思います。非行内容や問題行動歴、いつ、どんな内容のことをどういう順番で行っているのかということ、上手に聞くことができるということです。

架空事例の非行進度は深刻になっています。深刻になっていると判断をする根拠は、盗撮、それから直接触る、さらに家宅侵入し、下着を物色する、という順番です。被害者に対して非接触から接触へ。性的な問題だけではなく、家宅侵入と窃盗になっていく。スマホをどのようにして手に入れたのか。親が買い与えたのか、盗んだのか。盗撮があった時に親はどんな反応、対応をしたのか。一時保護されて児童も親も身構えているでしょうから、児童相談所では分からないことが多いかと思えます。

下着を盗むというので多いのは、マスターベーションとの関係です。架空事例はマスターベーションの道具として下着を盗んでいるのか。マスターベーションについて聞いてみると、違った問題を抱えている場合が見えてくるかもしれません。

性的問題を起こした児童に対して、今お話ししたことをゆっくりと何回にも分けて繰り返し聞いてみるのがいいと思いますが、次のような質問が重要になってくるかと思えます。話を聞いて、今どんな気持ちなのか、こういうことをしてしまっただけという後悔の気持ちとか、罪責感とかがあるかないか。そんな大したことはないんじゃないかと答える子どももいます。今は色々なところから性的な情報が入ります。性的加害の内容が、漫画などで出てきたりするので、してはいけないことなのかというのが分からないことも多いです。女子に触って、どんな気持ちになるのか聞いてみると、女子に対して思いやりとかがないことが多いです。性的な問題を起こす時には、攻撃的な言動があるかないか、そして、反復していることが多いので、その点

についても繰り返し聞いていくと、その子はどうしてこんなことをするのかという背景がみえてくるかもしれません。

## 8 整理～⑥心理検査・診断名・IQ/知能等

⑥心理検査や診断名、IQ/知能から何が見えてくるか。児童自立支援施設では、軽度知的障害、境界知能の児童が多く入所しています。全国の児童自立支援施設の入所児童の知能レベルの調査をしたことがあります（阿部、2005）。入所児童の四分の一は軽度知的障害。「IQ85の子ども達」と言われたりします。ちなみに少年院は、IQの平均は90です。児童自立支援施設では、IQが低い子が多いので、関わる上で難しいことが多いと思います。発達障害の場合でも、IQは低めの子が多いです。架空事例の児童とどのように面接をするのか。初めに児童相談所から与えられた情報に何が足りないのかを確認してから面接をするのが大切だと思います。施設の中で何気なく生活を一緒にしていると、理解したような気持ちになるかもしれませんが、しかし、職員がポイントをおさえて面接を繰り返していくことで児童の更なる理解に繋がるかと思えます。

## 9 おわりに～児童自立支援施設での性的問題のある児童の支援とは？

性的問題がある児童といってもその理由は様々です。まず情報の整理を行い理解することが大切であり、それが適切な支援に繋がると思います。今回の研修では、児童を理解するための一つの方法を提示しました。このような方法を通して児童と向き合い、じっくりと会話を重ねていくと、児童の様々なことが理解できるようになると思います。児童のことを十分に理解した上でないと、支援プログラムも空回りしてしまうだけになります。

例えば、認知行動療法でも、以前に言われて

いるほど効果をあげるものではないという報告が最近出てきています。認知行動療法をする上では、ある程度のIQ/知能が必要です。軽度知的障害の子に認知行動療法をした時に、どこまで内容が理解できるか、色々な行動や感情とそれからその時にどのように認知したのか、そのようなことを紐解いていきながら、本人の行動の傾向などを改善していくわけですから、その前提となっている能力・理解力が厳しいとなかなか効果が上がらないかもしれません。

精神医学では、一般に認知行動療法がどのような位置づけになっているか、それから治療効果について説明します。精神医学では、薬物療法、精神療法、心理社会療法という3本柱で治療を行うようになってきました。薬物療法は分かりやすいかと思います。3番目の柱の心理社会的療法というのは、具体的には、児童であれば学校との関係など、大人でしたら職場での人間関係など、そういうものなどへの働きかけのことです。

問題は2番目の柱の精神療法です。精神療法は3本柱の一つなのですが、精神療法で治療効果に影響を与える因子としては、治療とは無関係な要素、例えば家庭環境、経済状況、あるいは生活状況の占める割合が40%。治療関係の良さ、つまり治療者との関係が良好かどうか30%。それから治療に対する期待、プラセボ効果が15%です。精神療法の様々な技法は色々ありますが、それらは大体15%くらいしか影響はしていないだろうということが最近の結果です(Lambert MJ, 1992)。

ですから、児童が入所してきて性的問題がある、じゃあ認知行動療法だ、あるいは、他の何とか療法だというのを一生懸命やることも大事ですけれども、治療関係の良さという意味では、施設の職員と児童とが向き合って、児童が施設で、半年、1年、あるいは1年半くらい、一生懸命今までのことを振り返ってこれからどんな風にすれば希望を持っていけるか、職員と児童の関係が大きな影響をもちます。そうすると何

よりも、なんとか療法を使うよりも、医療でいえば治療関係、施設では、児童と職員の関係を考えた方がいいような気がします。

ですから、あまり急いで性加害にはこういう方法があるんだと考えるよりは、今までお話ししてきたように、児童の家庭環境であるとか、今までどんなふうで育ってきたのか、昔から言われてきたように、非行の行為は時代を映す鏡であり、本人の悩みや葛藤を表現しているものなのだと考えると、この架空事例では、どうして盗みや暴力にいかないで性的なものにいくのか、そこに何か架空事例の児童の叫びなり悩みなりみたいなものが表現されていると考えて、今までお話ししたようなことを聞いていくような治療関係だったり、支援の方がはるかに大事なかなと思うわけです。一緒に暮らして生活を共にしているというのがまず前提としてあつての支援、例えば、性教育にしても、学校や児童相談所の教職員が行うのと、生活を共にしている児童自立支援施設の職員が性教育を行うのでは、児童に与える影響や受け取り方が違ってくると思います。

注) 本稿は、令和4年度関東児童自立支援施設協議会合同研究会において阿部恵一郎先生が講義された内容を神奈川県立おおいそ学園が記録しました。(担当者：山崎敦史)

#### 引用文献

- ・阿部恵一郎(2005) 児童自立支援施設入所児童の特徴 犯罪と非行 No.144 P84-98
- ・阿部恵一郎(2020) 性的問題はどのように取り扱われてきたか 非行問題 第226号 P4-46
- ・樋口純一郎(2020) 性的問題は防げるのか?～W学園の取り組み～ 非行問題 第226号 P78-91
- ・Lambert MJ(1992):Implications of outcome research for psychotherapy integration.In Norcross JC, Goldfried MR (eds):Handbook of Psychotherapy Integration. P94-129



# 多様なケアニーズをもつ児童への多様な支援

～「条件反射制御法 (CRCT)」の実践～

長野県波田学院 児童自立支援心理司

こさか ゆうた  
小坂 勇太



児童自立支援施設に入所してくる児童には様々な背景がある。児童に発達障がいや知的障がいの診断があったり、家庭が経済的に困窮し、孤立感を抱えていたり、親自身が障がいやケア葛藤・コントロール葛藤を抱え、つらい思いをしてきている場合も少なくない。結果、児童が深刻な虐待やマルトリートメントな環境におかれていたり、学校や地域で迫害体験を重ねたりすることになり、それが重大なトラウマや大人への不信感につながって、支援を困難にさせている。

こういった背景のある児童のケアの基盤は「生活支援」である。安心安全な環境のもと、失敗も含めて職員に受け止めてもらい、なおも見放さず一緒に考え、助けてくれ、できたことを喜んでもらえるという関係を築く中で、少しずつ自尊感情が育まれ、行きつ戻りつしながらケアされていく。

心理司の役割は、少しでもその支援の質に貢献することである。課題行動や日常的に見せる子どもの言動にある理由や背景をより正確にアセスメントしてフィードバックしたり、支援方法についてコンサルテーションをしたり、研修等を通じて必要な知識や情報の提供を行っていく必要がある。当然、個別面接において、主治医の指示によりトラウマ治療をしたり、課題行動に対して再犯防止プログラムを適用したりと児童に直接アプローチすることも重要な役割である。

当院で実施している再犯防止プログラムの構成は認知行動療法をベースとしたアプローチがほとんどで、心理教育をしながら、誤った考え

方に気づいて修正したり、より適切な行動を身に付けたりすることを目的に組み立てられている。いわゆる「思考」とか「意識」に対するアプローチである。しかし、近年入所してくる児童にはそういったプログラムの適用が困難な場合も少なくない。頭では分かったつもりでも何度もくり返してしまう、いわゆる「わかっちゃいるけど、やめられない」児童たちである。

## 1 「反射」「無意識」へのアプローチ

バヴロフはヒトの神経系を「第一信号系」と「第二信号系」とに分けた。「第一信号系」は全ての動物がもつ神経系で、「無意識」的に刺激を受ければ対応する反応により、自律神経、気分、動作の全てを直接的に司り、過去に生理的報酬を獲得した典型的な行動を再現する作用を生じる。一方、「第二信号系」はヒトのみがもつ神経系で、「意識」的に現状を評価し、将来を計画し、結果を予測し、実行を決断し、出力として直接的に動作を司る。

平井 (2015) によれば、健常なヒトは、第二信号系が第一信号系を状況に応じて制御し、社会的に大きな逸脱をせず行動している。しかし、第一信号系の特定の反射連鎖が反復により強化され、第二信号系が動作を司ろうとする力を凌駕してしまうと、嗜癖やその他の触法行為のように、やめたいと思ってもくり返してしまうことになる。

この反復する逸脱した行動への治療として、平井はバヴロフの理論をもとに、第一信号系に働きかける「条件反射制御法 (CRCT)」を確



立した。

## 2 条件反射制御法 (CRCT)

条件反射制御法は大きく2つの作業に分かれる。1つは、治療の標的行動を意識させながらその標的行動をとらないことを反復するもの、もう1つは、標的行動に向かう反応連鎖を作用させながら最後に生理的報酬を獲得しないことを反復するものである。

実際には、以下の4つのステージの順に進められる。

### (1) 制御刺激ステージ

全ステージの中で最も大事なステージと言われる。まず標的行動にまつわる決まった言葉と動作の組み合わせを作る。例えば「私は今 [胸に手をあてる]、○○○○は [親指を立てた状態で握りこぶしを前に出す]、やれない大丈夫 [親指をこぶしの中に入れる]」等である。これがアルコール依存であれば「私は今、お酒は、飲めない大丈夫」、盗癖であれば「僕は今、万引きは、やれない大丈夫」等となる。これを1日20回以上反復して、様々な刺激により標的行動をした欲求が出てきたとき、それにストップをかけられるようになることを目指す。またこの作業が安心を得るための“おまじない”にもなっていく。

その他、今までにあった「良かった体験」の書き出し作業も行う。ストレスが高まるとより標的行動に向かいやすくなるが、そのストレスへの耐性を高める準備作業となる。

### (2) 疑似ステージ

標的行動をする状況に似せた環境を作り、その行動を疑似的に行うものである。薬物依存であれば覚せい剤の“疑似”静脈注射キットを使って摂取動作をさせたり、盗癖であれば一室に商品を並べてお店を再現し、実際に物を持っていく行動をとらせたり、性加害であれば女性の服

を着せたマネキンを用意して触らせたりする。また、10回に1回は標的行動の前の行動で止め、おまじないをやってもらう。この作業も1日20回以上行い、標的行動を行っても生理的報酬は得られない、いわば神経活動の「空振り」を反復させる。

このステージでは「辛かった体験」の書き出し作業も行う。これも「良かった体験」同様、ストレス耐性を高める準備作業となる。

### (3) 想像ステージ

まず標的行動を行った典型的な日を思い出す。その1日のはじまりから標的行動の開始まで、そして標的行動の完了、あるいは明らかに失敗に終わる形に修正した行動を、閉眼して詳細に想像する。結果、想像の刺激のあとにやはり生理的報酬が得られないため、神経活動の「空振り」が進むわけである。この作業も1日20回以上を目指す。また疑似ステージ同様、10回に1回は想像を途中で中断し、おまじないをする。

疑似ステージや想像ステージに移行しても、それまでのステージでやってきた作業は、回数こそ減らすが続して反復していく。

### (4) 維持ステージ

想像ステージまで実施してきた効果で欲求が生じなくなっても、標的行動をくり返していた条件反射が完全に消えたわけではない。そのため、日常生活の中でこの3つのステージの作業を回数は少なくしつつ継続していく必要がある。これが維持ステージである。

## 3 当院における実践

対象となったのは性加害を主訴に入所した男児である。知的・発達障害の診断があり、入所中も女性職員に触る等の不適切な行動が見られていた。その度に特別な日課を組み、内省を深

めようと試みるが、なかなか改善の兆しが見られなかった。

そんな折、男児の通院先である病院の主治医からこの「条件反射制御法」の紹介があったことをきっかけに、研修を受け、主治医の助言のもと実践するに至った。

### (1) 寮・分校との連携

この治療において高い効果を得るには、これから紹介する作業をいかに反復できるかが重要である。まず寮や分校職員に条件反射制御法について説明し理解と協力を得た上で、生活や学校場面のどのタイミングでできるか検討した。入所施設で児童といる時間が長いとはいえ、集団行動を基本にしている日課の中で他児の目につかないよう実践できる機会は少なく、回数はかなり限られた。そのため各ステージ、通常よりも長いスパンで計画した。

### (2) 実践状況

令和4年10月～令和5年3月の退所まで約半年をかけて第1（制御刺激）～第3（想像）ステージを実施した。令和5年以降はアフターケアという形で第4（維持）ステージを支えている。第3ステージまでの状況は以下の通りである。

#### ・制御刺激ステージ

性加害であったため、「おまじない」の言葉と動作は「僕は今、おっぱいとお尻を、触れない大丈夫」とした。学校の行間休みや寮の個別面接、入浴時等の児童が一人になれる機会を利用して、1日6回以上を目標に始めた。そのため通常2週間を目安とするところ、1か月以上かけて取り組んでいる。

実施の際には児童がチェックするシートと職員がチェックするシートを用意し、作業の度に書き込んでもらった。実施者には心理職員も入るが、児童と共に行動している寮の職員の方が実施回数は多くなる。

#### ・疑似ステージ

疑似体験のための素材として、分校の被服室から「マネキン」を借りた（図1）。第1ステージ同様、一人になれる時間に、本児を予めセッティングしておいたマネキンのところへ連れていき、触るということを反復した。制御刺激と違い、マネキンの移動が伴い頻回にはできないため、1日3回を目標として2か月程取り組んでいる。



図1 疑似ステージ素材（マネキン）

#### ・想像ステージ

このステージで扱うことになる標的行動を行った日の詳細な文章（描写文）は、疑似ステージ開始前に作成しておくことと良いとされている。しかしそもそも児童の記憶が曖昧であったため、詳細な1日を聴き取ることはできず、やりとりをしながらなんとか想像文を作成した。児童が自分で想像することが苦手であったため、職員が読み上げる文章を児童が閉眼して聞くという方法をとった。

### (3) 結果

条件反射制御法の効果を見る指標の一つとして、標的行動（性加害行為）と児童がその他に持っている課題行動の、それぞれの頻度に焦点をあて比較した（表1）。

条件反射制御法を始めた10月以降、院内で起きていた「盗み」や「暴力」については、これまでと変わらぬ頻度でくり返していた。一方

で、職員の臀部を触る等の「性加害」については11月以降、全く見られなくなったのである。

表1 CRCTの実施状況と課題行動数(回)

	R4.8-9月	10月	11月	12月	R5.1月	2月※2/19時点
I. 制御刺激		10/7～				計267回
II. 疑以				12/16～		計97回
III. 想像						2/16～
IV. 維持						
【性加害】(未遂)	2回(+a)	(1回)	1回			
【盗み】(未遂)	(1回)	1回	1回	1回	(1回)	
【暴力】	1回			1回		

またもう一つの効果測定として、条件反射制御法の実施前後、同じ質問紙に記入してもらっている。そのうち「怒られなければ、バレなければ(女性を)触ってもいい」と思う強さをスケーリング[0-10]で尋ねる項目が、実施前と変わらず「10」と高いままであった。一方で児童からは「触る気が失せた」という言葉が何度か聞かれており、その発言と項目との解離を指摘すると「うん、なんか矛盾してるな」と不思議そうにしていた。これが、“触ってもいい”という思考(第二信号系)ではなく、反射・欲求(第一信号系)にアプローチした効果とも捉えられる。

もちろん、当院ではこの間も試行錯誤しながら色々な支援を提供しているため、条件反射制御法だけの効果とは言えないだろう。しかし、この実践が支援の一助となっていたら幸いである。

#### (4) 今後の展望

児童が退所し地域で生活し始めてから令和5年11月現在まで、未だに性加害の再発はない。地域の様々な支援が入り、生活が充実していることも大きな理由であろう。退所後、しばらく通院先の病院だけで実施していた条件反射制御法についても、秋には学校でマネキンを用意していただき、取り組みが始まった。

条件反射制御法は、あくまで強化された不適切な行動へ向かう反射の連鎖を止めることを目的とした治療である。冒頭に述べたように、不

適切な行動に至ってしまったそもそもの背景へのアプローチとして、日頃の生活支援の積み重ねが支援の柱にあることは言うまでもない。

入所してくる児童は多様なケアニーズを抱えており、その一人ひとりの児童に対し、より多様な支援をオーダーメイドで提供していかなくてはならない。この条件反射制御法は、その選択肢の一つとして有効な手段であると考えられるため、今後も実践を重ねていきたい。

#### 参考文献

- ・草西俊(2019). 条件反射制御法について. 図説「精神科医療」シリーズNo.6、325-328
- ・長谷川直実・平井慎二(2019). 物質使用障害への条件反射制御法ワークブック、遠見書房、全91頁
- ・ピーター(レイダー)・シルヴィア(ダンカン)(2005). 子どもが虐待で死ぬとき: 虐待死亡事例の分析. 小林美智子・西澤哲訳、明石書店、全235頁
- ・平井慎二(2015). 条件反射制御法: 物質使用障害に治療をもたらす必須の技法、遠見書房、全166頁
- ・平井慎二(2023). 「ヒトの行動原理と条件反射制御法」. 下総精神医療センターホームページ. [https://shimofusa.hosp.go.jp/training/riron/hitonokoudougenri\\_joukenhanshaseigyohou.html](https://shimofusa.hosp.go.jp/training/riron/hitonokoudougenri_joukenhanshaseigyohou.html) (参照2023-09-13)

# 児童自立支援施設における トラウマインフォームドケアの実践

～『こころのケガ』を抱える子どもたちへの支援～

京都府立淇陽学校 児童生活支援員

おおばやし ゆか  
大林 由佳



## はじめに

緑豊かな自然に囲まれた淇陽学校の風景は、私が初めて訪れた時とあまり変わらないままで、ここだけが特別に時間がゆっくり流れているような錯覚さえ覚える。

近年、児童自立支援施設に入所する子どもの質が変化し、多様化する中で、私たち職員も子ども一人一人への適切な支援を模索しながら、真摯に実践していくことが求められている。

筆者が淇陽学校にて、夫婦小舎制の寮母として、長年男子寮を担当し、その後女子寮の担当となり数年が経とうとしている。多くの子どもと出会い、ともに生活することを通して、人と関わることのあたたかさや喜びなど、多くのことを子どもたちから教わり、ともに成長させてもらってきた。

しかし、やりがいや生きがいを感じる一方で、大きな傷つきや多様なケアニーズを抱えた子どもへの支援は、時に支援者である大人も傷つき疲弊してしまうことがある。そして、このような時、子どもをどう捉えるか、どう受け止めるか、支援者としての変化や成長を、その都度求められてきた。

そのような支援に困難さを抱える中、ある子どもとの出会いをきっかけに、トラウマインフォームドケア（以下：TIC）の視点をもって、子どもと向き合うことの大切さに気づいた。

こころのケガを抱える子どもたちを支援すること、そして児童自立支援施設において、トラウマの視点をもちながら支援することによる私自身の変化や寮や施設での実践について報告し

たい。

まず、一人の子どもの生活の様子やその変化を事例として紹介した後、TICの基本的な考え方、自身の変化と実践、施設での取り組みについて述べていきたい。

## I 子どもからのサイン

### 1 事例

#### (1) 概要

A（中3）	
入所期間	10か月
入所理由	薬物使用ほか（個人が特定されないよう匿名性に配慮した）
精神科医診断	トラウマ関連障害

#### (2) 生活の様子

##### ① 導入期（入所～1か月）

- ・入所した当初は丁寧語を使い、時折笑顔を見せ、集団生活に順応したかのように見えた。
- ・生活の中で職員が必要なことを伝えた時、返事をせず無視することがある。
- ・職員が物を丁寧に扱うよう注意したことに対して、反抗的な態度になり、暴言を吐き、指示が入らなくなる。
- ・決められた寮内の掃除や役割分担に不満を感じ、納得できないと職員に怒りをぶつける。
- ・違法薬物を使用していた影響からか、手の



震えがみられることがある。

- ・ おおむね日課に沿って生活するものの、前向きに生活できず、「ねんしょーに行きたい」と寮母に文句を言いに来たり、施設での生活の不満（褒められることもイヤ）を日記に書いたりする。
- ・ 感情の波が激しく、機嫌のよい時は寮母の話の聴きたがるなど、職員に積極的に関わりを求めることもある。
- ・ 生活の中でAが何に反応するのか分からず、一緒に暮らす職員も子どもも少しずつ疲弊し始める。

#### ②初期（1か月～3か月）

- ・ Aにとっての安心・安全を意識して支援することで、不穏行動が少なくなるが、イライラすることは変わらずあり、本児もしんどさを訴える。
- ・ バレーボール部の練習で上手くプレーできないと不機嫌になり、チームの雰囲気が悪くなる。周りが気を遣うことでトラブルに発展することは少ない。
- ・ 寮母に話を聴いてほしいと来ることが増え、母親からの不適切な養育や、入所前の生活のしんどさについて涙ながらに語り、「これだけ受け止めてもらったのは、はじめてや」と口にする。
- ・ 寮長から必要なことを伝えられた時など、納得できない気持ちを寮母に打ち明ける。
- ・ 日記に母親への不満や怒りを書き綴る。
- ・ 学習に対しての抵抗感が強く、退所後の進路について、水商売のアルバイトで働くことを、職員や他児に明言する。

#### ③中期（3か月～9か月）

- ・ 本児への個別の関わり（気持ちの受け止め）を継続する中で、徐々に職員への反発が少なくなる。
- ・ 感情の波は小さくなってきたが、わけもなく涙がこぼれたり、やる気の出ない時があ

り、日課に乗れないこともある。

- ・ 日課に乗れない時は、個別に対応する。帰寮して、その時の不安な気持ちや心配なことを寮母に話すことで落ち着き、日課に戻ることができる。
- ・ 寒さなどへの感覚が過敏で、衣類や寝具など私物を使いたいと希望し、施設のルールを説明しながら、その中で出来る限りの対応をする。
- ・ 施設の生活について、少しずつ前向きに受け止められるようになる。
- ・ 卒業後の進路について、高校進学を考え始める。
- ・ 自分が学びたいことを学べ、自宅から通いやすい高校（校則がゆるく、ネイルやメイクについて専門的に学ぶ）について、職員に相談に来る。

#### ④後期（9か月～退所）

- ・ 退所（家庭復帰）を目前に控え、イライラしたり、不安（薬物への依存や母親と上手くやっていけるか）を口にしたり、寮母に相談に来ることが増える。
- ・ これまでの母親との関係を振り返り、母親に変わってほしいところなどについて、寮母に聴いてほしがる。
- ・ 自分の不安な気持ちを母親に直接伝えたいという思いが出てくる。寮母同席のもと、面会で本音を伝えることができ、母親にも受け止めてもらう。

#### ⑤アフターケア

- ・ 退所後しばらくして、母親が自分の気持ちを分かってくれない、寮母に仲裁に入ってほしいと電話連絡あり。母親と連絡をとり、Aの気持ちを代弁し伝える。
- ・ 高校は継続して通いながらも、2～3か月に一回程度、上手くいかない時やしんどい時にヘルプの連絡が入り、来寮することもあ。一緒に生活していたことを振り返り



ながら、気持ちに寄り添い励ましながらの対応を続けている。

## 2 こころのケガへの気づき

### (1) 自身の不調を通して

Aが入所して間もなく、先述のような不穏行動を繰り返すようになり、しばらくして私も自身の不調を感じるようになった。食事が喉を通らず、そもそも食欲が湧かない。明け方に目が覚め、動悸がして眠れない日が続いていた（後にすべてがトラウマの影響であることを知る）。

Aは入所前に、トラウマ関連障害の診断を受けていたため、Aの支援について児童相談所や児童精神科医など他機関との協働、連携を打診した。しかし、どちらからも、まずトラウマを抱えた子どもには、安全の確保と安心できる人間関係の構築が最優先されるべきであるとの回答が、やんわりと返ってきた。つまり、私たち夫婦が、いかに彼女と良好な関係を築けるかが必要とされていた。

過去にも寮舎運営の中で、子どもと上手いかなんことは度々あったが、その都度子どもたちと真剣に向き合い、夫婦で乗り越えてきた自負があった。しかし、これまで身につけた支援の手法や経験は、Aにはほとんど通用しなかった。

Aに一体何が起きているのか、理解できないまま思い悩む日が続いていたある日、「Aは相当な傷つきを抱えているのではないだろうか」と、寮長が私につぶやいた。

### (2) トラウマの視点

淇陽学校では数年前より、同志社大学毛利真弓氏のもと、継続して職員研修を実施してきた。性的問題行動への介入についてや組織の心理的安全性などの学びを積み重ねてきたが、TICについても何度か触れる機会があった。

TICはトラウマの専門的治療ではなく、トラウマの知識をもって関わることをいう。現在起

きている行動の背景には、過去の逆境体験やトラウマ体験が影響しているという、こころのケガに対する一般的な理解に基づく公衆衛生的なアプローチである。

私はカウンセラーでも精神科医でもない。トラウマそのものに対する専門的な治療はできない。しかし、トラウマについて配慮しながら、Aの支援をすることはできる。そのような支援をAは必要としているのではと感じた。そして、ぜひ実践してみたいと思った。

トラウマの視点をもち、これまでのAの行動を振り返ることで、いくつかの想定や気づきを得た。Aの不穏行動は、過去の傷つき体験が影響したものであり、それらの不穏行動の一つ一つは、何らかのリマインダーに対するトラウマ反応ではないだろうか。また、そのトラウマの影響に気づけていなかった私の対応は、知らないうちに彼女を再受傷させてしまっていたのかもしれないと推察した。

## II トラウマを理解する

### 1 TICのアセスメントと支援

#### (1) 3つのE

- ① 【Event (s)】：トラウマとなる出来事
- ② 【Experience (s)】：トラウマをどのように体験したか
- ③ 【Effect (s)】：トラウマによる影響

TICにおけるトラウマの基本的な捉え方について、SAMHSA（アメリカの薬物乱用・精神衛生管理庁）は「3つのE」で表している。

子どもにどのような出来事があったのか、一人一人の記録から読み取ることや、本人からの聞き取り、日頃の言動の様子等から、トラウマについての丁寧なアセスメントが必要である。

ケース記録だけではわからない、大人が把握していない、想像もつかない逆境体験を経験し

ていることが、児童自立支援施設に入所している子どもにはよくみられる。そして、それらをどのように体験しているのか、どのように受け止めているのか、それが今どのような形で生活に影響しているのかを、支援者としてアセスメントすることがまず求められる。

## (2) 4つのR

- ① **【Realize】**：トラウマについて理解する
- ② **【Recognize】**：行動の背景にあるトラウマに気づく
- ③ **【Respond】**：トラウマによる影響を配慮し対応する
- ④ **【Resist re-traumatization】**：再トラウマ体験を防ぐ

TICの支援についてSAMHSAは、「4つのR」で説明している。先述の「3つのE」によるアセスメントをもとに、トラウマの理解とその気づき、そしてトラウマに適切に対応することが、再トラウマ体験を防ぐことにつながるとしている。

## 2 トラウマの三角形

TICの視点をもちながらAへのアプローチを始めることにより、徐々に過去のつらかった体験や、その時に感じていたことを語ってくれるようになった。

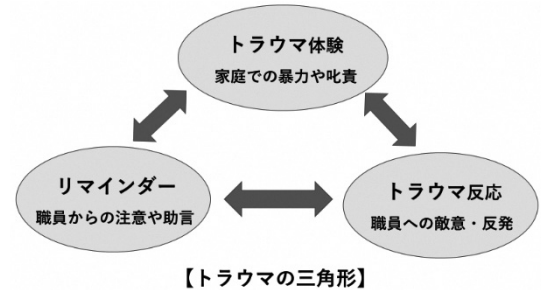
Aは幼い頃より、母親から理不尽な暴力や叱責を繰り返し受けてきたため、自分を守ることに精一杯だった(=トラウマ体験)。

また、母親の期待に応えるため、自己を犠牲にして家事をこなし、幼い弟2人の面倒をみてきたが、母親から認めてもらうことはなく、人への不信感を募らせ、自身の無力感を感じてきた(=トラウマ体験)。

施設生活の中での職員からのAへの何気ない注意(=リマインダー)や、時にはAのことを思っの助言や誉め言葉(=リマインダー)で

さえも、母親からの暴力や叱責、人への不信感、自身の無力感を想起させることとなり、「やっぱりわかってもらえない」「大人は私を傷つけようとする」「自分を守らなければ」と捉え、私たち職員への敵意や反発(=トラウマ反応)という行動に現れていたのではと気づいた。

それらをトラウマの三角形に表すと次のようになる。



TICの実践にあたり、一番重要なことは、子どもへの再トラウマ化の防止であり、子どもを再受傷させないことである。

しかし、トラウマの視点に気づけていなかったことにより、集団生活の中での必要な職員からの注意や助言は、Aにとって叱責された体験と結びつくことになってしまった(=再トラウマ化)。そして、彼女は過去のつらい出来事が今も繰り返されているように感じ(=トラウマの再演)、私自身もその再演に巻き込まれていたために、心身ともに疲弊した状態に追い込まれていたことがわかった。

Aとともに生活する中で、でき得る限り再受傷させないことを念頭に置きながら、何が起きているのかに注目し、リマインダーに意識することに努めた。

その対応はAにとって安心・安全だったのであろう。Aが反抗することや怒りを表わすことが少しずつ減り、同時に私に相談に来ることが増え、これまでのつらかったことや感じていることを語ってくれるようになった。

それらの変化は、私にとっても安心・安全につながり、心身の不調も改善されていった。

### Ⅲ ト라우マの視点を取り入れた対応

TICの視点を持つことによる、私自身の内面や対応の変化について以下に述べていきたい。

#### 1 子どもの捉え方の変化

子どもたちの問題行動をトラウマから由来する反応として理解すること、子どもの中で何が起きているのかを考えることで、その子どものころやその背景に目を向けることができ、以前よりも冷静に対応ができるようになった。

そして、トラウマの視点により、入所している子どもたちを「非行少年」ではなく、「こころのケガを抱えた子ども」として捉えるようになり、日頃の子どもの言動をマイナスに受け止めることが少なくなり、注意をしないといけないと思う場面が自然に減っていった。

また、職員への反抗や怠惰、子ども同士のトラブルなど、これまではよくない行動として捉え対応していたものを、子どものことを深く知るきっかけでありチャンスであるとして、子どもの理解につながるプラスの行動として受け止めるようになった。

なぜそのような行動に至ったのかについて、その時の気持ちをもとに、子どもと一緒に振り返り、こころのケガに対する気づきのプロセスをとともに歩むことで、子ども自身が不安や怒りから解放されていくことを体験した。

TICの視点は、子どもを理解することに役立つとともに、安心できる人間関係作りにおいて、子どもを真正面から正すよりもはるかに近道だった。そして、そのことは子どもだけでなく、私自身の安心・安全であることを実感している。

#### 2 集団生活と個別の対応

児童自立支援施設は主として集団生活を基本としており、同年代の仲間との活動を通して学ぶことや気づくことが多くある。そして、集団

で行動していることが、落ち着いて生活していると職員は判断してしまいがちである。

実際に私自身も、指導という名のもとに、寮や施設全体の活動から逸脱してしまう子どもを何とかしようと、早く集団に戻れるようにと、説得めいた対応に一生懸命になっていたことがある。

しかし、TICの実践を取り入れるようになってからは、他児と同じ行動をしないこと（できないこと）について、それは子どもからの何らかのサイン（トラウマ反応）であるかもしれないと考え、じっくりと丁寧に関わるようになった。

また、子どもからのさまざまな要求や特別な対応を求める行動は、単なるわがままではなく、「もっと構ってほしい」「わかってもらいたい」「なぜか頑張れない」「助けてほしい」など、その子どもの傷ついたところからのSOSとして、何ができるかを考え対応に努めている。

そうすることで、子どもは安心して自分の気持ちを言葉にし、受け止めてもらうことで自信を取り戻し、自ら集団に戻っていく。それはAをはじめ、担当する子どもたちから教わったことである。

#### 3 ルールを守ることの意味

TICの実践を重ね、その大切さや多くの変化を実感する一方で、子どもへの対応に戸惑うこともあった。

数々の逆境体験をさまざまな手段で何とか生き抜いてきた子どもは、施設や寮のルールを守らない（守れない）ことや、自己や他児を傷つけることを、いとも簡単にやってのけてしまうことがある。「トラウマの影響だから仕方がない」「これまでたくさん傷ついてきたのだから大目に見てあげなければ」「でも本当にそれでいいのだろうか…」と、選択すべき支援に悩むことがあった。

その際にも、こころのケガや子どもの生き抜いてきた過去を見つめ直すことで、これまで子

ども自身がルールを守ってもらえなかった、境界線を侵害されてきたなどの被害体験が見えてきた。

ルールを守ること、守られることが安全であること、そのことが自分自身の安心につながることを実感してほしい。そのためには、自身がルールを守ることや境界線を侵害しないことが、まず必要であることを教えなければならない。

これまでの傷つきに対して「本来は、あなた自身がここらからの謝罪を受けないといけない」ということを伝えながら、自分の行動に責任を持つことの本当の意味を理解できるように支援し、ルールを守ることが自身や周りの大切な人の安心・安全につながっていくことを確認している。

## IV ト라우マからの回復のために

トラウマからの回復には、心理教育（トラウマの正しい理解や自分自身にどう影響しているか気づくこと）、セルフケア（リラクゼーションなど）の方法、多様なスキル（感情表現や人間関係など）の3つを身につけることが重要だといわれている。

### 1 心理教育

#### (1) 生活の中での心理教育

集団生活の中で、子ども同士でトラブルになった時、不安やイライラの感情をコントロールできない時、気分が落ち込んでどうしようもない時など、子どもたちがトラウマについて理解するよい機会として対応している。

夫婦制の寮母として、子どもたちと生活をともにしていることは、こころのケガを抱える子どもの変化に気づきやすい、すぐに対応できる、子どもからヘルプを出しやすいなどの多くのメリットがある。

どんな出来事がこころのケガになるのか、そ

して今にどのように影響しているのかについて確認し共有し、子どもたちの気持ちや感情に寄り添い受け止めながら、子どもが内面に向き合う作業にとともに取り組んでいる。

例えば、ある特定の子どもに対して一方的に「イライラする」「嫌い」と訴える子。人間関係でしんどくなることは、誰にでも起こりうることであり共感しながら、何に対して反応しているのか、なぜ嫌ってしまうのか、内面を言語化することを通して紐解いていくと、「あの子は私を傷つけようとはしていない」「怒りをぶつけるべきはあの子ではないのかも？」と気づき始める。

例えば、就寝時間が近づくと、これまでのつらい体験を思い出し、「死にたい」「寝るのが怖い」と泣いて訴える子。その感情がなぜ湧いてきたのか整理するとともに、「死にたいと思うほどの出来事を体験してきたんだね」「よく生きていてくれた」「だから今があるんだよ」という言葉かけに、現在と過去を区別して認識し、今が安全であることを確認し、安心して眠りにつく。

それぞれ、過去に体験し感じていた怒りを、目の前にいる仲間結びつけてしまっていることや、つらすぎて目の前が真っ暗だった頃の不安が、今現れていることに気づく。同じ時間をともに過ごしているからこそ、必要としているその時に寄り添い、ケアすることができる。

#### (2) 学びの場での心理教育

浜陽学校では、生活場面で実践できる「性(生)教育」を目指して全職員で取り組んでいる。その取り組みの中で、千葉県一宮学園山口修平氏を招き、職員と子どもに分かれてそれぞれ研修を受ける機会があった。

職員と子ども共通の教材（怒りのコップ、人と人との関係性など）による講義とグループワークを通して、子どもたちは自分自身のストレスについて学んだこと、そして山口氏にこれまでのしんどさを共感してもらえた安心感な



ど、さまざまな感想を言葉にしていた。そして、数日後、一人の子どもに変化がみられた。

幼少期から、母親と養父から度重なる理不尽な暴力や支配を受けながらも、「パパ、ママ大好き」と笑顔で話す彼女のことが、入所以来ずっと気になっていた。自分の傷つきを認めたくない、親から愛されていると思いたい、これまでいろいろあったが私は幸せだと、こころのケガを抱えたままで退所していくことが心配だった。

そんな彼女が、過去に家族から受けてきた暴力や支配がやっぱりしんどかったと、就寝前の穏やかな時間、涙を流しながら私に打ち明けた。「今までしんどかったね」「話してくれてありがとう」と、彼女の気持ちを受け止め、なぐさめた。

生活の中で、職員や仲間と少しずつ築いてきた人間関係、その中で繰り返された心理教育、外部講師による専門的な心理教育と受け止めにより、こちらが導こうとせずとも、子ども自身が自ら気づきに至ることを体験した。

安心・安全の環境を基盤として、トラウマに関する理解、聴いてほしいという気持ちの芽生え、受け止めてくれる人の存在が、これまでの生い立ちの中で経験したことやつらかった気持ちを聴いてほしいという思いを行動に移し、開示し始める。そして、少しずつ回復に向かうことができる。

### (3) リーフレットを使いながら

TICの視点からの関わりを続けていると、子どもが自分の内面に目を向けるようになり、生活の中でイライラすることや頑張れないことに対し、「なぜ私はそうなるんだろう」と子ども自身が疑問をもつことがある。

「なんで私は頑張れないんですか?」「大人を簡単に信用できない」など、言葉にしてくれることもあれば、自分に何が起きているのか、どうしたらよいかのわからないため、泣きじゃくったまま話せない子もいる。

まず共感的理解に努め、子どもの気持ちを受け止めることはもちろんであるが、その子ども

自身にこころのケガへの気づきを促す、ちょうどよい機会として生かしている。

子どもたちの状態を確認しながら、リーフレット『わたしに何が起きているの?』(子どもの性の健康研究会, 2019)を用いて、トラウマの影響について一緒に学んでいる。



リーフレットでは、トラウマという言葉を使用せず、『こころのケガ』という表現で説明されており、具体的にどのような出来事がこころのケガになるのか、こころのケガが今の生活にどのように影響しているのかなどについて、イラストを用いてわかりやすくまとめられている。

ある子どもに寮で読み聞かせをしていると、「めっちゃわかる」「全部私に当てはまる」と口にし、真剣に聞き入るその様子から、他の子どもたちも寄ってきて、自分に何が起きているのかについて懸命に知ろうとしていた。

こころのケガが新鮮で、同時に、今の環境に安心・安全を感じている子どもほど、トラウマについての心理教育は何かしらこころに響くものがあるようだ。子どもには「こころのケガは誰にでもあることなんだよ」「私でよければいつでも話を聴く準備をしているよ」と返している。

### (4) グループワークを通して

個別の関わりにより、それぞれが自身のこころのケガについて、回復へのプロセスを順調に歩んでいても、集団生活の中では、他者との関係でつまづくことや再トラウマ化につながりかねない事象が生じることがある。



グループワークは、他者理解やコミュニケーションスキルの獲得、感情の表出など多くのメリットがあるが、TICの視点をプラスすることで、より深まりのあるグループワークが展開されることを、実践を通して実感している。

ともに生活する仲間の不穏行動が、過去の傷つきであるころのケガが影響していることを、当事者からの語りによって理解し、相手のことを思い、共感することや寄り添う気持ちが芽生える。そして、ころのケガを抱えているのは自分だけではなかった、誰にでもあることなんだという現実を認識することができる。

また、攻撃されたと受け取りやすい子どもにとっては、「私のことを嫌いではないんだ」ということに気づき、被害者感情を抱くことなく、他者と適切な関係を築き始めるきっかけとなる。

心理教育とグループワークにより、自身の気持ちの揺れ動きなどの感情を言語化し、相手に伝えることを通して、生きていくために必要な対人関係や感情表出などのスキルを身につけることができる。そして、それらはころのケガからの回復に向かう上で、大変有効なスキルとなる。

## 2 マインドフルネスの体験

自分自身に意識を向け心身の状態を知ることや、不安や緊張を和らげる方法を身につけておくことは、トラウマ反応や日常生活での不穏な状態に対処するスキルとして有効である。

### (1) マインドフルネス・ヨガ

淇陽学校では数年前より、京都光華女子大学谷本拓郎氏によるマインドフルネス・ヨガを子どもたちと職員も一緒に体験している。

谷本氏によると「マインドフルネス・ヨガに取り組む意義は、身体感覚・思考・感情に意識を向けるプロセスを体感できる点にある。また、ヨガで身体全体を動かし、筋緊張や身体疲労を軽減させることで、心身のリラクゼーションに

つながる」という。

はじめてヨガを体験する子どもたちがほとんどだが、谷本氏の呼吸の促しに耳を傾け、ポーズをとり、汗をかきながら、生き生きと楽しんでヨガにチャレンジしている。

ヨガの最後には、仰向けになり瞑想する時間があり、ゆったりとリラックスしながら、『今ここにある自分』を子どもたちも職員も感じている。そして、こうした体験を通して、それぞれが日頃のストレスの低減や集中力の高まりなどを実感してくれることを期待している。

### (2) マインドフルネス 『b (ドットビー)』

今年度、滋賀大学芦谷道子氏によるマインドフルネスプログラム.b:ドットビー(全10回のレッスン)に女子寮の子どもたちが参加する機会があった。

プログラムの目的は、注意集中のコントロールを身につけることであり、「既に起こったことや起こるかもしれないことを心配するのではなく、今この瞬間に起こっていることをあるがままに受け止め、上手に対応するやり方を学ぶこと」とされている。

実際にプログラムに参加した子どもの中には、自分の身体に注意を向ける作業にしんどさを感じることや、集中が続かず苛立ちを覚えることもあった。しかし、講師の方々より、しんどさや苛立ちもやさしく受け止めてみることで、しんどい時は自分の心身に心地よいあり方を選択してよいことなどのアドバイスを得て、あたたかな見守りのもと、全員がすべてのプログラムを無事に終了することができた。

しばらくして、それまで自分の将来や家族との関係に不安を感じ、なかなか眠れずにいた子どもが、ドットビーで学んだ呼吸に意識を向ける方法を実践することで、以前よりも眠りにつきやすくなったと、嬉しそうに報告してくれた。

不安や恐れなどの緊張状態を和らげ、心身を安らいだ状態へとコントロールできたこと、そのようなスキルを身につけたことは、ころの

ケガからの回復に向かって歩いていく子どもにとって、大変意義のある体験である。

また、これまで自分なりの方法で必死に生き抜いてきた子どもが、正しい方法を知り学ぶことで、自ら実践し身につけていく力があることを確認し、子どもたちのたくましさを感じ嬉しく思った。

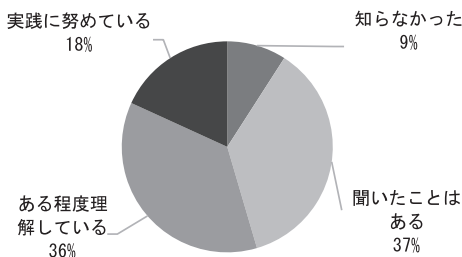
## V 本校の現状と課題

### 1 職員アンケートから

TICについての本校の現状、また、TICの学びや実践がどの程度職員に浸透しているのか、年度当初に実施した施設内アンケートの結果について報告する。

#### (1) TICの認知度と実践

TICの認知度および実践について、実践に努めている18%、ある程度理解している36%であることに對し、聞いたことはある37%、知らなかった9%であることから、職員の約半数はTICについての理解が少なく、施設内にTICの概念や取り組みがまだあまり浸透していないことがわかる。

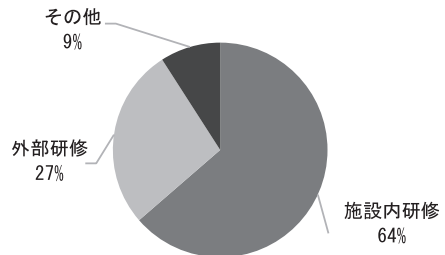


#### (2) TICを知ったきっかけ

次にTICを知ったきっかけについては、施設内研修64%、外部研修27%であることから、およそ3分の2の職員が施設内研修ではじめてTICに触れている。

本校は夫婦職員が住み込みで子どもを支援し

ていることや、子どもたちが24時間施設内で生活していることから、外部の情報に触れる機会が少ないことが大きな要因として考えられ、今後、さらに施設内研修を充実させていくことが重要であると考えられる。



#### (3) 日々の支援について

また、日々の子どもへの支援に対して、以下のような項目について、職員が意識して取り組んでいるかどうかを問うアンケートを実施している。

1	問題行動発生時、子どもに何が起こり、その行動に至ったのかをまず考える
2	子どもの話は途中でさえぎらずに最後まで聴く
3	子どもの小さな変化に気づき、すぐにほめる
4	子どもにトラウマの心理教育をし、それを生活の中で繰り返す
5	支援や他機関との連携の際、自分の気持ちに意識的になり、適切に伝える
6	子どもとの関係で不安や困惑を感じたら、1人で抱えず、同僚や上司に相談する
7	自分の心身の状態に目を向け、日々の生活でセルフケアを意識的に行う

1～4の項目は子どもを主にした支援について、5～7の項目は職員が自身の内面に目を向けて行動しているかどうかを問うものである。

結果として(具体的な数値は省略する)、子どもへの支援については、子どもと向き合うことや寄り添う支援を積極的に取り入れようとしているが、支援者としての自分に目を向けることやセルフケアの必要性に気づきにくい現状が明らかになった。

## 2 施設内研修を通して

### (1) 現場での TIC の実践に向けて

今年度は、甲南女子大学浅野恭子氏のもとで、ケース検討や TIC についての職員研修を実施し、子どもの共通理解や支援の質の向上、子どもと職員の安心・安全を目指して取り組んでいる。

その中で、先述の TIC 児童向けリーフレット『わたしに何が起きているの?』を、職員2人ペアになり、お互いに読み聞かせをすることがあった。体験後の職員からの感想を一部紹介する。

～リーフレットを読んでいると、自分のこれまでの経験の中でしんどかった場面が思い浮かぶことがあったので、子どもたちと一緒に読むことで、子どもたちにも同じことが起こるのだろうなと感じました。実際の支援に使う場合、子どもの養育環境や親との関係、これまでの経験などを把握しておくことと、トラウマ反応が出るかもしれないことやどう対応するかを考えておくことが必要だと感じました。

～この冊子を読み聞かせたり、子ども自身に読んでもらう上で、自分自身がしっかりと理解しておかないと子どもに対して説明をしてあげることができないと思いました(自分自身のメンタルヘルスケアをしておかないと一緒にしんどくなることもあるのかと思います)。

読み聞かせをすることによって何かしらの反応が子どもから出た場合の対応方法も身につけておかなければいけないように感じました。

今後、現場での実践に向けて、職員自身がトラウマについて正しく理解すること、実際に子どもにどのように対応していくのかを学ぶことの必要性を、職員それぞれが感じ、共有することができた。それらは個人で取り組むことよりも、組織として研修等を通して学んでいくこと

の方が、職員の学びと実践の広がりについてより効果的であると考えられる。

### (2) 職員のセルフケア

先述の職員アンケートから推察される通り、支援者は自身のケアの必要性に気づきにくい傾向にある。

職員研修では、支援者向けのパンフレット『児童福祉におけるトラウマインフォームド・ケア』(子どもの性の健康研究会, 2019)により、支援者にみられるトラウマの影響を具体的に確認し、セルフモニタリングやセルフケアの必要性を学んでいる。また、支援の中で起こるトラウマ関係の再演について学び、職員のエピソードをもとに暴力の再演とネグレクトの再演について、具体的に確認することができた。

一人で抱え込むのではなく、組織の問題として受け止めることや、チームで支援していくことの必要性を感じるとともに、職員が心身ともに健康であること、子どもとの関係において安心感を感じられることが適切な支援には不可欠である。今後、セルフモニタリング、ストレスマネジメントやストレスコーピングなど、職員のセルフケアについて研修に組み込んでいく必要性がある。

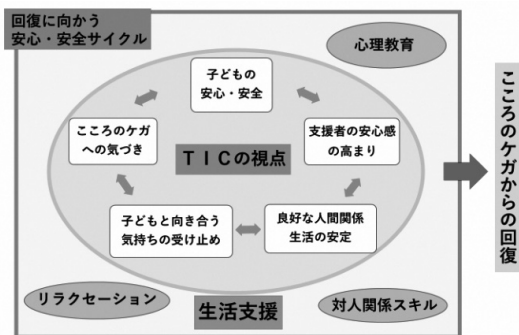
また、TICを施設全体で実践していくために、まず全職員がTICについて正しく理解し、子どもがTICの関わりを通して良くなっている事例を施設全体で共有すること、今後も研修でTICを取り上げ、必然的に職員が学ぶ機会を作っていくことが重要であると考えている。

## VI まとめ

これまでTICについての私自身の体験や実践、施設の取り組みと現状について報告してきた。

本稿の執筆にあたり、今までの子どもとの関わりを通して、私自身が支援の中で体感したこ

と、経験したことを整理し、それらを図に表したものがあ。まとめとして、最後に、『回復に向かう安心・安全サイクル』を紹介したい。



TICによるアプローチでは、支援者が子どものこころのケガに気づくことから始まり、そのこと自体が子どもの安心・安全につながる。そして、適切に子どもと向き合うことや気持ちを受け止めることが、子どもと支援者との良好な関係をもたらし、日々の生活は安定していく。それらは支援者の安心感の高まりとなり、より子どもの安心・安全につながっていく。

重要なことは、この安心・安全サイクルは日常の生活支援が基盤になっていることである。生活支援が児童自立支援施設の根幹であることは言うまでもなく、本稿ではあえて生活支援についての記述を割愛したが、規則正しい生活を送ること、基本的な生活習慣の立て直しこそが、TICを実践する上でまず必要不可欠であると感じている。

そして、この安心・安全サイクルは、支援の中での子どもの再トラウマ化を防ぎ、子どもだけでなく、支援者である職員の安心・安全をも目標にしたものである。トラウマの視点を取り入れた支援を実践し、この好循環が生まれることで、子どもとの関係や日々の生活がより豊かなものになることを、一人でも多くの方に体感してもらいたい。

全国にある児童自立支援施設は、感化院、教護院と名称が変わりながらも、こころのケガを抱えた傷ついた子どもたちの受け皿として存在し続けてきた。淇陽学校も、今年度創立110周

年を迎え、長い歴史の中で、試行錯誤しながら子どもたちによりよい支援の提供をめざしてきた。

児童自立支援施設に入所する子どもたちは、さまざまな逆境を体験しており、トラウマの視点を必要としない子どもは一人もいないと言っても過言ではない。

だからこそ、児童自立支援施設の支援において、TICの必要性を痛感しているとともに、生活支援を自立支援の柱としている児童自立支援施設だからこそ、TICの効果が発揮されやすく、実践が生かされる場であることを確信している。

#### 参考文献

- ・ 芦谷道子, 伊藤靖, 村田吉美, 中川栄太 (2018) 「マインドフルネス・プログラムによる小学生に対する心理教育アプローチ」 滋賀大学教育学部紀要 教育科学, 67, 109-122
- ・ 亀岡智美 (2020) 「子ども虐待とトラウマケア」 金剛出版
- ・ 子どもの性の健康研究会, <http://csh-lab.com>
- ・ 白川美也子 (2016) 「赤ずきんとオオカミのトラウマ・ケア」 アスク・ヒューマン・ケア
- ・ 谷本拓郎 (2023) 「マインドフルネスへの招待」 刑政 Vol.134, No.8 (公財) 矯正協会
- ・ 野坂祐子 (2019) 「トラウマインフォームドケア」 日本評論社



# 性問題行動を主訴として入所に至った児童への支援について

山口県立育成学校 指導課 主任  
井上 拓也



## 1 はじめに

近年、当施設においても性問題行動を主訴として入所する児童は、必ずと言っていい程入所児童の一定数を占めている。こうした児童に対する支援では、根本となる安心安全の保障と規律ある生活による社会性の醸成に加え、個別に定期的な性問題行動の振り返りや反省の促し、司法教育や認知修正の他、施設全体で認知強化トレーニングや性教育等に取り組んでいる。

ここで、性問題行動と一言と言っても、児童の年齢や性別、特性、診断名、問題行動の内容、意識や認知、性格、成育歴や経験等、注目すべきポイントは多岐にわたるため、これらから把握できるケアニーズも、その支援方法も様々である。

当然ながら、性問題行動により入所した児童に対する再犯・再加害の防止に向けた取り組みは、当該児童の自立支援になくてはならないものであり、児童自立支援施設として、その責任を果たしていかなばならない。こうした認識に立って、性問題行動への個別対応について、児童自立支援施設がどのように扱い、取り組んでいくべきかという検討が必要になってくると考える。

一方、施設において支援を行う上での課題も多い。例えば、個別支援を継続的に行うための時間的な制限や、人的資源の限界、専門的知識を持った職員の安定的確保の困難さ、性問題行動に対する指導ノウハウの蓄積の少なさ等が挙げられる。ただし、児童自立支援施設は地域の児童福祉支援における最後の砦である。どのよ

うな状況、状態にあったとしても、我々が、「支援できない」「対応できない」と言うことは許されない。

このような課題を踏まえ、近年、当施設では性問題行動を主訴として入所した児童に対して、当施設の職員による支援や指導だけにとどまらず、その個別の状態や特性を勘案した上で、関係機関と連携した支援指導にあたっている。具体的には、当該児童の担当児童相談所や圏域の法務少年支援センター（少年鑑別所）などとの連携強化を進めている。

本稿では、実際に他機関連携により支援を行ったケースを示し、その有用性について検討する。

## 2 関係機関との連携

### (1) 児童相談所との連携

児童相談所（以下、児相）は、連携先として最も密接なつながりを持つ機関である。多様な児童が入所してくる昨今、児相の入所前のアセスメント情報や、入所目的等の共有は、基本中の基本となっている。また、入所後も定期的な面談はもちろんのこと、各種心理検査の実施や、保護者や関係機関との連絡調整、家族支援や様々な心理療法やスキルトレーニングの実施等、様々な形で関わってもらっている。

その中でも、性問題行動への支援においては、児相職員に來所してもらい、知的能力や認知発達傾向、性非行の程度や進度など、個々の状況に合わせた性問題行動の再発防止プログラムを適宜実施してもらうことが多い。また、施設職

員は児相がプログラムを実施する場に同席して内容を把握し、場合によっては出されたホームワークの実施や学習内容の振り返り、生活指導の場面でプログラムから学習した内容の日常における汎化を進めていくという役割を担っている。

プログラムの実施期間についてもケースごとに差はあるが、概ね1年から1年半程度である。基本的には入所後しばらくして、生活が安定してから個別のプログラムをスタートさせることが考えられるが、そもそも入所後の児相の支援として入所前から実施が想定されているケースが多い。

こうした児相との連携により、当施設において、一定程度の専門性を前提とした、性問題行動への支援の実施が確保されている。

## (2) 法務少年支援センターとの連携

当施設においても近年増えているが、地域の法務少年支援センター（以下、法務少年C）が地域援助活動の一環として行う、入所児童の性問題行動への支援を活用するケースもある。この場合、支援の実施にあたっては法務少年Cの職員が、来所ないし訪問する形をとる。

この形での支援においては、主として法務少年Cとアセスメントを実施、共有した上で、法務少年Cで通常使用するワークブックを中心に取り組む形をとることが多い。もちろん、ケースごとの状況や事情に応じてその内容や取り組み期間、頻度等は調整される。実施期間は概ね数回～半年程度であり、頻度は月1回ないしは2回程度が多い。内容については、基本のワークブックの実施に合わせ、児童の状況に応じて『被害者感情や視点の理解』『自身の対人関係とストレス発散法』『法教育』等についての指導が行われる。

法務少年Cでの支援にあたっては、施設職員は主として支援を実施する場に同席し、ともに学び、ホームワークの実施や学習内容の振り返り、日常生活での汎化を進めることが多い。

## 3 事例

ここからは、実際に当施設において児相や法務少年Cと連携して対応した、もしくは対応していく想定である、性問題行動を主訴として入所した児童の事例を紹介し、今号のテーマである、『多様なケアニーズを抱えた児童への支援の実践について』の考えを述べる。

### (1) 【A:児相と連携して支援プログラムを実施】

[ケース概要]

○主 訴：複数回の性加害。

○経 緯：主訴事案にて学校から児相に通告され、支援開始。早々に児相と保護者での協議の上、当施設に入所（中2）となる。入所前、児相への通所指導有。その後一時保護。通所、一時保護中に、児相による性問題行動に対する支援プログラムが実施されていた。

○特性等：ASD、ADHD等、発達障害の診断有。服薬、病院受診は入所後も継続。幼少期より落ち着きの無さ指摘有。表面的な適応力はあるが、他者理解力、共感性、自他の境界の理解、自己の感情理解に弱さ有。

[支援内容]

Aは、当施設へ入所する以前から、児相が実施する性問題行動再発防止プログラムを一通り受けており、一定程度の性問題行動再発防止についての知識は所持している状態での入所となった。

入所後、面談や日々の生活の中で、回避し向き合っていない複数の他の性加害事案（それが問題となると考えていなかったり、入所事案とは別案件と捉えていたため関係者に言わなかった）や、上記の他者理解力や共感性の弱さ、自他境界の曖昧さ、自分自身や他者の感情理解の弱さといった特徴が表面化した。

改めて、児相と協議の上、性問題行動に対する再発防止プログラムを再開。月に1回程度、

児相の児童心理司等が来所し、指導を行った。改めて、性問題行動とその発生や再発の理解、被害者の傷つきや意識の理解、自分自身の感情理解への支援、自己と他者の境界の理解について、行動の悪循環の発生機序等について重点的に実施。施設職員は定期的に同席しつつ、指導内容を共有し、生活の中での振り返りや、課題の実施を支援している。また、感情理解等については、日々の振り返りや日記の中で感情や思考を意識して言及するように指導し、その内容についても児相職員と共有し、さらに本児にフィードバックを実施したりしている。さらには、認知SST等を寮内で個別に実施し、他者感情の理解力の向上に向けた支援を行っている。

今後、児相と当施設での指導は継続しつつ、一定程度の理解と他者理解、共感する力の改善や向上がみられ、性問題行動再発防止の計画等がまとまった時点で、本児がこれまであまり意識したり学んでこなかった、性加害に関する法教育等を目的として、法務少年Cの指導を受けることが検討されている。

## (2) 【B：児相の措置後、児相、法務少年Cと支援】

### 【ケース概要】

- 主 訴：複数回の性加害の他、窃盗、住居侵入等。
- 経 緯：上記事案等により警察から児相に通告、支援開始。数年にわたり在宅または一時保護にて児相の指導や支援プログラムの実施、法務少年Cの通所での認知機能トレーニングやワークブックの実施等の関りがあったが、指導効果薄く、理解深まらず。法務少年Cからも、『事実や気持ちを正直に話せず、アセスメント、動機づけとも不十分。自分のやったことに向き合い、言葉にして伝える訓練が必要。現状、支援プログラムにしっかり取り組むことが難しい』と

の意見。

なかなか問題行動も収まらないため、最終的に保護者同意にて当施設に入所（中2）となる。

- 特性等：ASD、ADHD等、発達障害の診断有。服薬、病院受診は入所後も継続。幼少期から発達の遅れ指摘有。意思疎通にはやや困難さが伴う。こだわりは強く、自分の思いや考えに固執しがち。また、様々な不適応的状况に対して、直面化を避ける傾向有。入所後も他責的な面が目立った。

### 【支援内容】

Bについては、入所後しばらくは生活落ち着かず。一般的な生活能力の低さ、対人コミュニケーション不全や感情コントロール困難、こだわりや強固な他責傾向等により、指導機会も多く、なかなか性問題行動への支援に至らなかった。このため、まずは日々の生活において細やかな振り返りと改善、思考の言語化のための面談や認知機能改善の取り組みを実施。また、児相の状況確認や振り返り等は、この間も月1回程度実施し、情報や状態を共有しつつ支援に当たっていた。

当施設での生活を半年程度続け、少しずつ生活の安定、適切な自己主張スキルの獲得、言語化する力の向上、冷静な思考、他者感情理解に向けた意識の獲得がみられる。また、日々の生活の中での振り返り等を通じ、中核課題である性問題行動の再発防止への動機づけが整ってくる。児相、法務少年Cと協議し、性問題行動に対する体系的な指導、ワークブック実施を決定。改めて加害歴を再開き取りし、アセスメント実施。数回の面談に分けて、過去の性加害事案について再度振り返り、言語化させる。その情報をもとに、改めて法務少年Cにて支援のプログラムを作成していただく。

法務少年Cでの支援プログラムは、ワークブックをもとに実施。①『境界線』の理解、②『気持ち』と『性的な問題行動』の関連、③自

分を『コントロールする方法』の3主題に絞って実施。その中で、性問題行動そのものに対する教育や、被害者感情、自己理解、不調時の適切な対処法についても学んでいった。本児の能力、理解度を踏まえ、一般他児より時間をかけて綿密に指導を実施。約半年間、月1回程度、全6回のプログラムを実施した。プログラム受講態度は良好であった。これまでの回避傾向を示すこともなく、性問題行動を自分の課題として取り組んでいた。自己の思考、感情の言語化もかなりできていたと評価有。施設職員は指導場面に同席し、帰施設後、学習内容について振り返り、理解の確認を実施し、内容を児相とも共有。

しかし、法務少年Cでの支援プログラム終了後、短期の外泊訓練期間中に窃盗事件を起こす。施設にて振り返り等を行うが、はじめ取り組み不良であった。最終的に、問題行動を起こしやすい自己の状態である高負荷状況（当時、問題行動による指導と、受験時の面接等、負荷が強かった）と、問題を解決できないと強く信じたり、再犯してしまう不安といった自己否定的感情が明確に示される。改めて児相と協議し、施設内での振り返り、指導を開始すると同時に、児相からも改めて性問題行動を含めた不適応状況への対策について指導を開始。本児の抱える自己否定感や不安感情について扱いつつ、ストレスの上手な回避とコーピングについて専門的な助言を受ける。最終的に、過去の事例から、問題が起こりやすい状況を分析し、対策の立案、退所に向けて家族や関係機関への対応依頼を行った。

### (3) 【C：審判入所後、主に児相とプログラム実施】

[ケース概要]

- 主 訴：性加害、住居侵入等。
- 経 緯：夜間徘徊からの性加害事案により、警察から児相に通告。一時保護され、その後家庭裁判所に送致。少年鑑別

所入所、家裁審判にて入所が決定(中2)する。一時保護所退所後、少年鑑別所入所までは親戚宅で生活していたが、大きな逸脱行動は見られず。

- 特性等：事前に特段の指摘等無。他者に対する支配性の高さ、性を含む犯罪行為をする自分に対する高揚感、また自分自身、他者相手ともに感情の理解の弱さと表現の乏しさ、責任からの回避（責任転嫁）傾向について、入所前の児相、鑑別所の資料で指摘有。入所後の面談でもそのような傾向が伺えた。

[支援内容]

Cについては、入所後すぐに落ち着いて生活が送ることができていたため、児相と協議の上、早期の性問題行動の再発防止プログラムの実施を決定した。本児自身、性加害の内容については既に児相、鑑別所、家庭裁判所である程度話ができおり、施設入所後の面談等でも必要な内容を話すことはできた。詳細をおさえる過程で、やはり、責任転嫁傾向や感情理解の鈍さは伺えつつも、目標設定や動機づけは順調に進む。

入所後1か月時点から、月に1回程度、児相の児童心理司が来所し、指導を実施。本児は、体系立てた性問題行動再発防止のプログラムは受けたことが無かったため、性問題行動に関する基礎理解から始め、プログラムの必要性、被害者感情の理解、自分自身の感情理解、行動の悪循環の発生機序等について細かく学んでいった。知的能力が基本的に高い児童であったため、指導の理解そのものは非常に良好であった。Aの事案同様、育成学校職員は定期的に同席しつつ、指導内容を共有し、生活の中での振り返りや、課題の実施を支援した。また、感情理解等については、日々の振り返りの中で細かく扱い、施設職員が感情教育を実施。さらには、週1回程度のSST等を寮内で個別に実施し、自己、他者感情の理解力の向上と適切な自己表現のスキル取得に向けた支援を行っている。



本児の責任回避傾向を踏まえて、プログラムへの拒否感が示される可能性も考えられていた。しかし、多少無自覚な責任転嫁的表現が見られた程度であった。日々の生活やプログラムへの取組の中で、個々の課題にしっかりと向き合い、その都度悩み考えながら自分の成長に至っていくという施設の基本的なスタンスを正しく理解し、取り入れていった結果、その都度の振り返りや指導、児相職員からの課題再認識のための声掛けや見通しの提示を通し、自分の課題や責任を正しく自分のものとして認識し、取り組んでいく気持ちが整っていったものと考えられる。

児相と当施設による性問題行動対策が一段落し、ある程度の反省が見られ、課題であった感情理解や表現、自己肯定感も向上が見えたところで、実際に退所後、枠の無い生活になった時の不安点を押さえておくことを目的に、法務少年Cからの指導を実施した。指導に当たっていただいたのは、入所前に本児に関わった少年鑑別所職員であったため、以前の本児と比較して本児の成長点を評価しつつ取り組んでいただけた。指導の内容は①法教育、②性犯罪の再犯率や性犯罪の具体的な特徴的な話③インターネットきっかけの性問題行動（本児、これまで生活の中でネットにかけける時間が長く、依存傾向があったため実施を依頼）の話、④性に限らない犯罪一般の話（本児ケースでは不法侵入もあったため）の3点について実施し、面談後、退所後のリスク状況の回避についても共有いただいた。

#### (4) 【D：審判入所後、主に法務少年Cと支援実施】

##### 【ケース概要】

- 主 訴：複数回の性加害。
- 経 緯：性加害にて学校、保護者から児相に相談。支援開始。一時保護の後、在宅にて児相、法務少年Cの指導や性問題行動再犯防止プログラム等の関りがあるも、再犯。警察から児相

に事件送致。児相から家庭裁判所に送致され、家裁審判にて入所決定（中2）。

- 特性等：事前に特段の指摘等無し。ただし、知的には平均下～境界域。児相、少年鑑別所の意見からは、表面的な愛想は良く理解した感じの雰囲気は示すが、学んだ内容の本質的理解や記憶に弱さ有。話が深まらない。また、やる気は見せるが持続せず。回避傾向有、直面化も進みにくく、被害者感情の理解の弱さ有。支配的な動きをする傾向もあり、倫理観での行動コントロールにはあまり期待できないとのこと。

##### 【支援内容】

Dについても、児相の指導、一時保護、法務少年Cでの指導、観護措置、家庭裁判所の審判を経ての入所であるため、以前の生活の際に見られた直面化を避けたり、回避するような傾向は入所当初から見られず、自分の取り組むべき課題として自分なりに捉え、その旨表現することができていた。

当施設入所後の生活は落ち着いているが、他者との距離感の近さや楽な方に流れる傾向は有り引き続きの注意が必要であった。この距離の近さは家族内でも見られるため、家庭の文化も気になるところであった。

入所前から、当施設入所後も法務少年Cへ訪問しての支援、指導を引き続き受けていく予定であり、現在内容や日程を調整中。施設職員、児相も指導の場への同席を予定している。法務少年Cからは、①被害者感情、視点の理解、②対人関係とストレス発散について学ばせ、それを通じての再犯防止につなげたいとの意向有。3～4週間に1回程度、約7か月の実施を予定している。同時に、当施設でもプリント課題等をいただき、学習した内容を深めていくことを想定している。プリント課題は、完成次第共有し、次の回の支援に活かすことを考えてい

る。本児の特性を踏まえ、自己肯定感の低下からの回避を避けるため、本児自身の成長、ないしは足りない部分を伸ばすために行うものと前提にしてやっていくことを考えている。ある程度の進捗が見られたら、グループワークやリフレクティングも用いた支援を行う予定。本来は法務少年Cというよりは少年院等でよく用いている手法とのこと。家族全体の支援への動機づけも踏まえて、児相の協力を得つつ、家族全体の底上げを図る。開始後も、定期的にカンファレンスを実施していく予定。

#### 4 考察・まとめ

本稿では、他機関と連携し児童を支援した事例を紹介した。これらの事例から見てきた、児童自立支援施設における性問題行動への支援について、他機関連携により取り組むことが有用と考えられる点を示す。

##### (1) 専門的支援の安定的な確保・ノウハウ蓄積

はじめに述べたとおり、性問題行動への支援は、これまで当施設でも実施してきたが、職員の知識や指導技術、専門性には差異があった。このため、性問題行動を主訴とする児童に対しては、少しでも経験がある職員が対応することも多かった。また、転勤等による職員の異動も多いため、さらに専門性や経験の偏りが生じていた。

他機関連携により支援にあたることで、専門的な知識や技術を用いた支援が安定して確保され、施設職員としては、専門知識を日常生活の中に落とし込むという支援指導に注力することができたといえる。

また、専門的な支援の内容を施設職員側でも共有することにより、職員の支援技術向上、支援ノウハウの蓄積につながっていることも大きな効果である。

##### (2) 複数機関、複数時期、複数回のアセスメントの実施と情報共有

性問題行動に限った話ではないが、諸々の支援を始めるにあたり最も必要なことは、児童自身の包括的なアセスメントである。特に性問題行動は、本児の性的行動全般に対する認識について理解、分析する必要があるが、この点は、支援や指導が深まるにつれ、内容も変化していく。

他機関連携を積極的に進めることにより、おのずとアセスメントを繰り返し、その都度の最新の状態を関係機関で共有することができる。入所後に包括的にアセスメントを行う機会はかなり限られるため、この機会が増えたことは児童理解の大きな助けになったといえる。

##### (3) 個別の特性や状況に対応した支援の実施

事例にも示されているとおり、当施設に入所する児童は様々な発達・認知特性があり、生育歴も多様である。診断を受けている児童もいれば、これまで何ら支援を得ることなく、今日まで至っている児童もいる。

このため、性問題行動への支援は、一律に同じものを実施すれば良いわけではない。児童の特性に合わせて、その内容の難しさ、提示の仕方、理解させる方法、密度等の調整や検討が不可欠である。他機関連携は、関わる支援者の数が増え、その支援方略も多岐にわたるため、児童一人ひとりに合わせた支援をオーダーメイドで構築することが可能となる。

##### (4) 退所後フォローアップ支援へのスムーズな移行

児童自立支援施設に入所している以上、どの児童もいずれは退所の時を迎える。いざ退所となった時、退所後も支援を続けていくことになる関係機関内で、児童の情報やイメージを共有できていること、成長点と未熟な点を理解できていることは、適切かつ効果的なフォローアップに当たって大変なメリットになる。

躓きそうな時の即時のバックアップや、サポート体制の構築等について、児童のことを正しく理解できていなければ、タイムリーな支援は困難であろう。

以上、性問題行動を主訴として入所した児童に対し、他機関連携による支援を行うことの有用性を示した。

ここで気を付けなくてはならないのは、他機関連携という名目で、ただの外注になってしまっただけではいけないということである。必要な情報、支援指導の内容、児童の状態等を密に共有し、児童の特性や状態に合わせて、それぞれの機関が、それぞれのやるべきことを余すことなくこなしていくことこそが、適切かつ的確な他機関連携による支援につながると考える。

# 多様なケアニーズへの対応と課題

～日々追われている悩みって密なんです。～

愛媛県立えひめ学園 主任  
かじの たいせい  
楮野 大西



## I はじめに

原稿（児童自立と WITH の心）の提出期限が3週間前に迫っている…。このタイミングで原稿を打ち直すことを決めた。元々書こうとしていた内容は、数年前に退園した女兒と向き合った取り組みを中心に書こうと思っていた。彼女は、紆余曲折あったが、無事に高校を卒業し、就職した。彼女自身の頑張りに加えて、関係機関が連携して支えることができた結果だと感じている。このケースについては後半で触れたい。

しかし、原稿の完成を前に、どこか引っかかるものがあった。今年の4月から3年ぶりに男子寮から女子寮に戻り、半年が経とうとしている。順調にいつていると言われるとそうではないと感じることも多い。恥ずかしながら、日々起こる対応に追われる毎日だ。そんななか、多様なケアニーズを抱えた児童への支援の実践について執筆させていただく機会を頂き、決して上手くいっているとは言えない、現在の寮の様子を紹介し、改めてこの半年を振り返ってみたいと思った。上司に相談すると「上手くいっていないことも多いかもしれないけど、それを伝えることで勇気付けられる人もいるから。」と背中を押してもらい、晴れやかな気持ちになった。しかし、締め切りは待つてはくれない。こうした今も子どものトラブルはいつ起きるか分からない。再来週には、国立きぬ川学院での中堅職員研修も控えている…。

女子寮のことを振り返る前に令和2年3月に出された「児童心理治療施設、児童自立支援施設

設の高機能化及び小規模化・多機能化を含めた在り方に関する報告書」によると、「児童ケアニーズが高い」と思われる子どもの特徴として次のような意見が挙げられている。

〈主な意見〉

- ・ 知的障がいや ASD、ADHD 等の発達障がいや精神疾患等を持つ児童
- ・ 愛着機能に深刻なダメージを受けた児童
- ・ 問題行動により周囲から否定され続け、極めて自己肯定感が低い児童
- ・ 感情の高ぶりが急激（衝動性が強い）で、自傷行為や他児（職員）への暴力行為に及ぶ児童
- ・ 不適切な家庭環境で関係機関が家庭復帰に躊躇するような児童
- ・ 児童養護施設や里親、障害児入所施設に不適應となった児童

このようなニーズを持った児童を受け入れるためには、職員数の増加や居室の個室化、研修制度の充実などが挙げられるが、十分な環境をすぐに整えることは難しい場合が多く、限られた資源のなかで創意工夫しながらやっているのが現状である。今回は、Aと退園生Bのケースを振り返りながら、多様なケアニーズに対する支援の在り方を考えてみたい。

## II Aのケースを振り返って

### 1 寮編成について

現在の女子寮は、児童5名に対して職員7名で交替制勤務で子どもたちの支援にあたってお



り、職員構成は以下のようになっている。

〈寮の職員編成〉

男性職員（係長）50代

男性職員（筆者）34歳

女性職員（女子寮勤務1年目）20代

女性職員（女子寮勤務2年目）20代

女性職員（女子寮勤務2年目）20代

女性職員（新採職員）20代

女性職員（会計年度職員）50代

愛媛県では、児童自立支援専門員の採用が平成27年度の採用者で終了し、平成28年度から福祉職採用となった。愛媛県の児童福祉全体にとっても大きな転換期を迎えている。上記のように女子寮の職員編成は20代の職員が多く、経験年数の浅い職員の割合も高い。4月の異動で、20年近く勤められてきた2人の係長（寮長）が児童相談所へ異動することとなり、寮編成が大きく変わった。結果的に女子寮は長年女子寮勤務をしていた3人の中堅職員が他寮に移ることとなる。

## 2 Aのケースについて

数か月前に入園してきたAは、ASD、ADHD、知的障がいの診断を受け、母親から長年にわたって不適切な養育を受けてきたことで、愛着機能に深刻な傷を負っている児童である。

そんなAは、入園後から職員や他児とのトラブルが絶えなかった。職員の声掛けにすぐに反発し、納得がいけないことがあるとドアを激しく閉めて部屋に閉じこもり、手当たり次第に物を投げ、さらに興奮すると自らの首を絞めたり、シャープペンシルなどで腕を傷つけたりと激しい自傷行為が見られた。気持ちを切り替えるまでに時間がかかり、一度落ち着いても、問題行動の振り返りを行うと、その場面のイライラや怒りまで思い出し、興奮が頻繁に再燃するなど職員も対応に苦慮する場面があった。

## 3 支援のなかで大切にしたこと

当園では、問題行動に対して、本人の同意を得た上で自室での内省を促したり、行動に制限をかけ、個別ノートを活用しての振り返りや職員と話を行ったりしているが、一度内省できたとしても、次の行動につながらず、繰り返される逸脱行為に寮職員みんな悩んだ。

そんななか、「ものさしは一つではない」「一人ひとりのレベルに合わせた支援を行っていく」という視点で関わることを寮として決めた。具体的に気持ちを取り乱した場面では、部屋でクールダウンしたり、その場から離れたりすることを認めた。「朝起きない」「食事を食べない」「活動が止まる」など、日課をこなせない時には、気持ちが落ち着くまで「待ち」の姿勢で対応することを決めた。他の児童には、Aの了承を得て「困っていること（イライラすると気持ちのコントロールが効かなくなる）」「興奮している時に言っていること（「あいつが悪い」「みんな死ぬ」など）は本心ではなく、本当はみんなと仲良くしたいと思っている」といったことを説明し、切に理解を求めた。最初の内は予想していた以上に、他児はAの「困っていること」に共感し、Aの逸脱行為を許容することができた。規則や生活のレベルを下げることで、Aのイライラは減り、落ち着いて生活できる時間が増えていくかのように見えた。

しかし、「生活のレベルを下げる」「逸脱行為を許容する」といった、Aへの支援の反動は大きかった。全体を見たときに以前できていたことができなくなり、周りの児童にも自傷行為などが見られるようになった。Aの「困り感」を周りの児童も共有できると過信していた。集団としての秩序のレベルが大きく下がり、時間をかけて培ってきたものが崩れおち、抜け落ちていく感覚を覚えた。周りの児童に対するケアや話を聞く姿勢が足りていなかったことを痛感させられた。職員に対する不満も噴出し、周りの児童の問題行動により、警察を呼ばなければな

らない事態となった。新しい寮舎運営がスタートして2か月のことだった。

#### 4 四国地区少女テニス大会を通して

女子寮に異動と同時に4月からソフトテニス部の監督も任されることとなった。四国地区少女テニス大会が約1週間前に迫ってきたある日。Aの母親から「テニス大会の応援には行けない」と突然連絡が入ってきた。Aは母親に見てもらいたい、褒めてもらいたいという一心でテニス活動を頑張ってきたこともあり、その反動は大きかった。

母親に対する気持ちの整理を行ってきたが、大会本番では上手くいかない感情をペアの児童にぶつけ、ペアの児童は涙した。私にもどうにもならない気持ちをぶつけた。目を合わさず、声掛けを無視し続け、ボールを手で渡そうとした時には受け取らず、私に対して「ボールを床に置いて。」と言った。視線を合わせ、間違っていることを伝えるが、怒りを露わにした。プレーが止まると相手に迷惑がかかってしまうため、ボールを床に置き、Aは床に置いたボールを手に取り、プレーを続行した。監督としての情けなさや喪失感に苛まれた。

「そんな生活レベルで大会に出すのか。」そのように思われる方もいるのではないだろうか。大会の実施にあたって実務者会や監督者会議で、子どもの状況などについて説明すると思うが、生活が安定していない児童を出場させるかどうかという部分については、施設によって捉え方が大きく変わると感じる。今回、当園では出場できると判断し、参加させた。その理由は、個々のレベルに合わせ目標設定を行い、何もできなくなってしまうのではなく、周りが受容し、理解しながら活躍の機会を保障していくことを大切にしたいからだ。しかし、監督という立場からすると大会当日の態度については、心苦しさを抱えていたことも事実である。

大会終了後、複雑な気持ちを周りの児童、私

も含めて抱えていた。だが、帰路に就こうと公用車に乗り込む時だった。私に対して暴言を吐き、目を合わすこともなく無視していたAが平然と助手席に乗り込んできたのである。周りの児童も呆気に取られた。かくいう運転手は私である。大会が終わり、本格的に夏休みの生活が始まろうとしていた。

「四国大会は、みんなでまとまりなかった」という周りの児童の想いは予想以上に強かった。そのことを敏感に感じ、周りの目を気にし始めたAは、以前の友人関係のトラウマを語り出し、この苦しみから解放してほしいと言わんばかりに暴れた。私が四国大会前に書いた手紙や試合に向けたアドバイス、誕生日のメッセージ、日記などもすべて破いた。

「みんなに迷惑かけたから、早く死にたい。」「私が死のうとしているのに、なんで助けるんですか。」「もしかして、死なれたら先生が困るからですか。」次第に行動化が激しくなっていたが、上手く気持ちを伝えられないAのしんどさを受け止め、今の正直な気持ちを確認し、上手く伝えられない気持ちを代弁しながら振り返りを行った。今の引かかっている本当の気持ちを発することで、変化が生まれたり、物事が前進していくことを感じたりして欲しかった。その後も周りは私を理解してくれないと不満を口にするこもあつたが、「私は、負けず嫌いで勝ちたい、勝ちたい、勝ったらお母さんに報告したいと思っていた。」「みんなの気持ちなんか考えず、傷つけた。」と自らの本当の気持ちを口にし、今までとは違った涙を見せた。そして、時間はかかったがみんなに対して自らの言葉で謝った。

#### 5 中堅職員としての葛藤

Aの問題行動は、私が勤務に入っている場面でも頻繁に起こった。私が他児と話し、仲良く遊んでいると、「自分に対する態度だけ全然違う。」「無視するなら勝手にしたら。」と感情を露わに

した。

「あなたが私を不快にしたから暴れているんだ。」と言わんばかりの態度も見せることもあれば、暗い雰囲気を出し、ずっと黙り込むことで注目を集めようとすることもあった。周りの気持ちや状況は全く関係なかった。この攻撃行動は執拗であったが、Aなりの理由が必ずあった。理由として多かったことが「前在籍学校での人間関係が上手くいかなかったこと。」だった。Aなりに悩んでいた。「なんでみんなと仲良くできないの…。」かと。

しかし、私はというと「ここが踏ん張りどころ」と肩の力が入りすぎていたように感じる。「この子に関わった支援者としての責任」、「周りの児童や職員を犠牲にしてはならないという責任」たくさんの責任を感じていたのかもしれない。周りの職員に対しても「自分が勤務する時だけ問題が起こってしまってゴメン。」そんな言葉が頭をよぎり、自然と口にすることが多くなった。Aにとって私が愛着の対象となったことが1番大きいと感じているが、幼少期から家庭内に適切な男性のモデルがいなかったことで「男性は害のある者」「母親を傷つける存在」という潜在的な意識も大きく影響していたように思う。

私もAとの関係性が短期間で好転するとは思っていなかった。ただ中堅職員としてここで踏ん張らないと若い先生に対して職員としての姿勢も伝わらないだろうし、子ども達の気持ちを受容し、共感することで見える景色も分かってもらえないだろうと思っていた。児童との関わりが上手くいかず、自分自身が情けないと感じることや他の先生に迷惑をかけてしまって申し訳ないと感じることも多い。

だが、冷静に振り返ってみるとそんなことはなくて、陰ながらたくさん助けてもらっている。「今は、私に対応するので先生は職員室にいて下さい。」「私が先生の立場だったら、あんな風に穏やかな顔できないです。」と言ってもらった。大会後に急な熱が出て休んだ際には、子ど

も達に対して「テニス大会に向けて頑張り過ぎていたから、大会が終わってほっとしたのかもしれないね。」そんな言葉をかけてもらっていた。そんな言葉が救いになることは多い。「気にしてもらって申し訳ないな。」と感じることもあるが、一人ではないと感じるのである。自分も迷いながらではあるが子ども達、職員に対して適切に関われるように努力しなければと感じる。

## 6 半年間を振り返って見えてきたこと

4月から振り返ってみると、寮の集団の秩序の安定が図れなくなった理由には、Aに対する配慮が集団生活の裏目に出てしまったこと、交替制勤務における職員の異動は子どもたちにとって精神的に大きな影響を与えるといったことが挙げられる。

4月のスタートの時点で子ども一人ひとりの気持ちを正しく理解できていたか。ちゃんとしんどさに寄り添えていたか。個別に関わる時間をしっかりと作ることはできていたか。Aだけでなく周りにも特別扱いできていたか。反省しなければならぬことは尽きない。しかし、Aにだけとってみるとこの関わりは必要だったと信じている。少しずつかもしれないが、自分自身の課題と向き合い、みんなと笑顔で仲良く過ごしたいという想いを意識できるようになってきた。学習面でも積極的に難しい内容にも挑戦してみようという姿勢が増えてきている。ただ、職員の負担が大きくなった点も現状としてはある。

現在、当園で生活する子どもたちはAのように多様なケアニーズを抱えており、年齢も特性も課題もバラバラである。今までは、子どもたちに職員が定めた基準に沿うことを求め、できないことをできるように支援してきたが、その「基準」を当たり前にすることができない子どもへの理解を深めることは重要であると強く感じる。その子は何に対して困り、これからどの

ように変わっていきたいのかを考え、職員はその目標や夢に対する「応援者」になる必要があると思う。職員が自分のことを理解し、応援してくれる存在と実感することで子どもの姿勢は大きく変わるのではないだろうか。不適切な表出をする子どももいるだろう。しかし、安心安全な環境づくりをベースに置きながら、自らが望む姿で生活できるように支援を継続していきたい。

### Ⅲ 退園生Bのケースを通して

多様なニーズを抱えている児童に対する支援で感じていることがある。「点が線になるまでには時間がかかる。」ということである。多様なニーズを抱えている児童の多くが不適切な家庭環境のなかで育ってきた影響を受けている場合が多い。寮のなかで安心安全な環境づくりを大切に関わっていても、退園した後の環境は複雑な事情を抱えていることが多く、時間の経過とともに崩れていってしまう場面を多く見てきた。施設で培ってきたことを継続し、形にしていくためには本当に時間がかかると感じる。

非行問題、第228号の国立きぬ川学院の大成丈典先生が執筆されていた特集(p47)のなかで、「子ども達が怯えることなく、対等な関係を築けるような寮環境さえ整えることができれば、子ども達は自身の力でどんどん伸びるのである。」と説かれていたが、その通りだと感じる。この安心安全な環境を退園後も整えることができれば、より良い成長に結びついていけるのではないだろうか。次に紹介するケース事例は、退園後の関係機関の連携を中心に支えたBとの関わりについてである。

#### 1 ケース概要

児童名 B (全日制高校卒業→就職)  
性別 女

幼少期から母親と2人で生活しており、ネグレクト的な環境下で育つ。母親は、精神疾患を患っており、生活保護を受給。児童期から炊事、洗濯などの家事全般をBが行っていた。

母親との関係性に加えて、中学校では教員の指導に反抗し、暴力行為が何度も発生。友人トラブルも多く、集団生活に適応できていなかった。そのため、生活習慣を立て直し、安心できる環境のなかでの育て直しが必要という理由で本園に措置された。

### 2 えひめ学園での生活を通して

#### (1) Bの訴えと本当の気持ち

当園では、全体の入園式が終わると個別寮で寮職員と数日間生活する。インテーク段階において、寮や分校のルール確認や日課の流れ、入園前の生活状況の整理、学習面での躓きなどの確認を行うためである。その際、Bは「スカートなんて絶対に履きたくない。」と申し出てくる。入園した当初はBに対する情報が不足しており、児童相談所も把握できていなかった。当初はLGBTQへの配慮とBの高圧的な態度への戸惑いもあったが、Bの気持ちをできるだけ理解しながら進めたいと考えた。分校、学園が話し合いを行い、まずはBの気持ちを受け止めることを全職員が共有して支援にあたることを決めた。まず、Bにスカートを着用しない件について、どのように周りの児童に説明するのか確認を行った上で、教頭が各寮に出向いて話を行い、分校生活でスカートを着用しない件について理解を求めた。周りの児童は理解を示した。Bはズボンを着用して登校するが、子どもたちは何事もなかったかのようにBを受け入れた。

しかし、当時の私は、Bの高圧的な態度にわがままではないのかと思うこともあった。だが、今となっては間違いだったと言える。本人の想いを汲み取ってくれたことや全体に受け入れるように職員が動いてくれたことに対し、安心感を得ていたと感じるからである。



その後、一緒に過ごしていくなかでBは幼少期から母親に「女の子は絶対に髪を長くしないといけない。」「服装は、女の子らしくすること。」と言われてきたことを吐露する。そのことに対する反発心から学園では、髪を極端に短くし、ズボンを履き続けた。Bを自分の思うように動かしたいという母親への必死の抵抗だった。高校進学を目指していくタイミングでスカートを履くことを自ら決意し、周りの職員からも「似合ってるね。」と声をかけてもらい照れ臭そうに笑っているBの姿が印象的だった。

## (2) グループプログラムを通して

グループプログラムは、愛媛県内の3つの児童相談所の心理司、学園の心理司、学園職員が連携し、2014年に導入、2018年から本格的に実施している。現在は、各児童相談所から7人から8人程度の心理司が参加しており、児童相談所の心理職の先生方にも当園の雰囲気を知ってもらう良い機会になっている。グループの目的は、児童の生活の安心安全のベースづくり。安心を高めること。バウンダリー、同意、アサーションといった考え方を知り、生活のなかで実践していくことを通して、「自分も他者も大切に生きる」を身に付けてほしいというものである。

本児にとって、このプログラムを通して、仲間たちと意見を言い、さまざまな感覚に触れたことは非常に大きかった。デートDVについて小グループで話し合いを持った回では、周りの意見に耳を傾け、活発に意見を出し合っていたことに驚いた。こういった人との距離や関係性を意識することで、入園前の関りや社会に出てからのことを振り返る材料になり、自分と他者を大切にする概念や方法を学ぶことにつながった。

## (3) 退園に向けて

「学園を出たら、もう一度母親を信じてみたい。」Bが出した答えは、家へ戻って生活をし

たいということだった。家族の再統合を目指すなかで大きな課題だったのが虐待の背景因子に対して支援者が積極的に介入していかなければ、親子関係が不調となり、再び虐待が発生する可能性が高かった点だ。

このケースでは、母親、本児と数年にわたって関わりを持っている病院の看護師とも連携を図り、ケース検討会などでも情報を発信してもらっていた。母親の生活場面における家事ができない所は、精神疾患や能力的な部分もあるが、怠惰な部分も大きく、変化を求めていくことは非常に難しいとの回答があった。Bのケースでは、家族の再統合を目指したが、母親に対する養育意欲自体をもたせることが難しいケースだったため、再統合を諦めさせるという判断も必要だったと感じる。

その後、退園に向けて施設内でのショートステイや家に戻っての実習を段階的に行い、退園後に想定される課題の整理や家庭内のルールの確認、親子が目指す家族像などについて時間をかけて話し合った。下の作文は、Bが退園する前に書いた作文である。アフターケアの際に本人から掲載の承諾を得たので一部分を紹介したい。

学園に来て、たくさん迷惑をかけました。たくさん良い言葉をかけて下さりました。たくさんのもをもらいました。形のあるものも形のないものも。最初は「こんなところ嫌や」とか「お母さん無理」「こんな子らと一緒に過ごすとか無理」とばかり思っていました。でも今は、「ここに来て良かった」「みんなともっと一緒に過ごしたい」と思っています。ここに来て考え方は変わったし、みんなとの付き合い方を学ぶことができました。感謝してもしきれないほどです。本当に今までありがとうございました。これから〇〇高校で、ここで学んだことを活かして頑張ってきます。そして卒業したら卒業証書をもって制服で会いに来ます。

## 3 アフターケア（退園後の生活）

退園後の出来事については、以下の表にまとめさせてもらい、いくつかのポイントとなった退園後の生活の状況や関係機関との連携について述べさせてもらう。

## 退園後の出来事

- ・退園して1か月…母親と口論になり家出
- ・入学して2か月…母親が入学金を払わない
- ・退園して2か月…**母親から暴力を振るわれ、一時保護。**
- ・退園して1年……アルバイトのお金を母親が一方的に搾取。  
母親に対して指導を行う。
- ・高校2年生夏……**校則違反①**
- ・高校2年生秋……母親と口論。母から暴力行為がある。  
家を飛び出し、警察へ相談。一時保護。  
**修学旅行についての相談。**
- ・高校2年生末……**校則違反②**
- ・高校3年生……母親からの暴力行為。福祉司と相談。  
自宅を離れる。

### (1) 退園2か月後（一時保護）

母親からの暴力行為があり、Bから学園に電話が入る。本児に会うため、待ち合わせ場所に向かうと退園前より痩せた姿があった。退園後、母親の不適切な共依存（「GPS機能の入ったアプリで常に本児の居場所を管理する。」「一緒に同じ布団で寝ることを強要する。」など）に対して疲れを見せていた。その後、一時保護されるが福祉司との話し合いの結果、再び家庭に戻る。母親に対する不満が蓄積していたが、施設等に行ってしまうと自由度が下がってしまい、携帯電話が使えなくなってしまうことへの引っ掛かりが大きかった。また、処遇検討会やケース検討会で各関係機関の役割分担を明確にしていたが、児童相談所の福祉司の変更があり、支援の流れが一度止まってしまった。今後の方向性の再確認を行い、情報共有がスムーズにいくように努めた。

### (2) 校則違反①

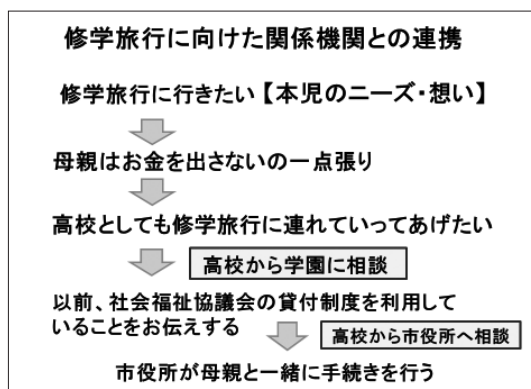
家庭内では細かいトラブルはあったが、高校生活は比較的順調と思っていた矢先、市役所のCさんから「Bが学校を辞めたいと言っている。」と当園に連絡が入る。

夏休みに校則違反をしてしまい、特別指導に加えて、長期間のアルバイト停止を言い渡されたのだ。Bは自らがしてしまったことに対して反省していたが、長期間アルバイトができないことに納得がいかなかった。高校の立場からす

ると校則に則って決めなければならない点もあったと思うが、まずBのアルバイトが生活を維持することに直結している点や日々の母親との生活のしんどさを受容し、共感してもらいたい点をお願いした。その後は、高校の先生にしんどさを受け止めてもらったことで気持ちを改めて学校生活を再開する。

### (3) 修学旅行

高校入学時から楽しみにしていた修学旅行。しかし、母親は「修学旅行のお金は絶対に払わない。」「全くお金はない。」と言い、修学旅行に参加できなくなりそうになる。高校もお金が準備できない場合は参加できないため、どのようにすれば良いか教えてほしいと言われる。当時のBはアルバイトに行けない状況だったため、お金を工面することが難しく、関係機関、Bを含めて連絡を取り、今後どのようにするか相談し、下記の図のような形でサポートを行う。



ただ、このお金は貸付金である。返さなければならぬためBの負担も大きい。その後も母親は一向に払おうとしなかった。しかし、修学旅行から帰ってきたBは「めっちゃ楽しかったよ。」「お母さんを説得してくれてありがとう。」という言葉をかけてくれた。嬉しい気持ちになったと同時に胸が締め付けられる想いもあった。関係機関の連携が上手くいかなければ修学旅行の参加が難しかったかもしれないが、Bのような児童を金銭面でもサポートできる体制が必要だと切に思う。

#### (4) 校則違反②

2年生の終わりに再び度重なる校則違反が見つかる。高校での生活状況も不安定で反省の態度も不十分な状況が続いており、当園にも協力してもらえればとの話がある。母親からも高校との話し合いに同席してほしいとの要請があり、面談には、私とBの家族に関わってもらっている病院の看護師が参加した。

また、別の日には、本人と面談をするため当園女性職員と高校に行くが、Bは「そこをどかなかったら訴えますよ。」「ここから早く消えて。」などと言い、走って逃げ出した。時間はかかったが、Bから友人関係がしんどいことや家庭での生活状況が不安定になっていることを聞くことができた。

その後、春休みに入り、新しく異動された生徒指導の先生が学園に足を運んで下さる。Bとの話のなかで学園時代の話聞いたことが理由だった。Bは学園に救ってもらったという気持ちを強くもっており、高校もBに寄り添った支援をしていく必要があると言われる。また、情報交換会で渡した本児の成長や課題、家庭状況をまとめた資料を確認し、もう一度Bのしんどさを受け止めて応援したいと言ってもらう。当園で大切にしたいと考えていた退園時の情報の引継ぎや共有について理解が得ることができたと感じる瞬間だった。新しいクラスになったことや職員が変わったことの影響もあったと思うが、3年時には前向きな姿勢が増え、問題行動をほとんど起こすことなく過ごし、夏ごろには、福祉司との話し合いを行い、母親と離れて新しい生活をすることを決断する。その後、無事に高校を卒業することができた。

#### (5) Bのアフターケアを通して

Bは学園を出るタイミングで母親と一緒に生活をすることを決めた。母親の状況や虐待の発生リスクを考えると児童養護施設や自立援助ホームなどの社会的養護を選択すれば良いという考えもあるが、私はそうは思わなかった。大

人側が安心、安全だと思うレールを敷くことは簡単だが、1番大事にしたかったのは、「母親を信じたい。」というBの気持ちだった。きっと小さな頃から今に至るまで、本人にしか分からない複雑な想いを抱え、過ごしてきたに違いない。支援者はこの想いを汲み取りながらも想定される課題について様々な視点から意見を出し、Bの気持ちの整理を行わなければならない。そのなかでB自身がどうするのか決めていくことが大切である。

しかし、退園後に母親を支えていくことは困難を極めた。約束したことを守れないことも多く、Bの養育が適切に行われていたかと言うとそうではなかった。だが、Bに危機的な状況が迫ってきた時に、気兼ねなく学園に連絡したり、警察に行くことができたことは、学園生活を通して「相談することの大切さ」を学ぶことができたからだと感じている。それはBが生きていく上で必ず必要となる力であり、今後の人生を大きく左右するはずだ。

Bのケースを振り返ってみると、表出された多様なケアニーズに対し、多職種が連携してソーシャルワークできたことは大きかった。関係機関と確認してきた「施設のなかだけではBの支援は完結しない。」ということを共有し、サポート体制の構築に努めた。課題も見られたが、Bにとって高校が居場所となり、たくさんの愛情を受けたことで安心、安全を得られることができた。退園後、多くの困難な壁にぶつかったが、Bの不安に寄り添い、サポートしてもらっていたのは間違いなく高校であり、一番の味方であった。このような手厚い支援に対して感謝しかない。

そしてBがお世話になっていた場所から旅立つ日が来た。荷物の整理が全く進んでおらず、「制服姿で卒業証書は持って行けれそうにない～」と言う姿がBらしかった。私はというとお祝いにシュークリームを持って行ったのだが、Bから「私、生クリーム苦手なんですけど。」と言われてしまう。正直、生クリームが苦手な

のを忘れていた。「そういうデリカシーの無いのが先生ですからね。」「奥さんにも嫌われますよ。」と嫌味を言われてしまった。旅立つBとの時間はあっという間だった。

「退園してからの3年ってどうやった？」と聞くと「激動の高校生活でしたね。いろんな意味で。」と答えた。「お母さんを上手いこと支えてあげられなくてゴメンな。」と引っかかっていた気持ちを伝えると「先生が謝る必要はないよ。でも本当の親だから一度はチャンスをあげたかった。でもダメやったな…。」

2人して溢れ出しそうな涙を堪えようと必死だったが、たぶん堪えることはできなかったように思う。周りから見れば遠回りに見えたかもしれない。だが、Bにとってこの遠回りは必要なものだったと信じている。

#### IV おわりに

先日、退園生のBと電話をする機会があった。生活の様子を聞くと「仕事、大変だけどめっちゃ頑張ってるよ。」と元気そうな声を聞かせてくれた。併せて、個人情報には配慮した上で、Bのことを「児童自立とWITHの心」で紹介したいことを伝えると恥ずかしそうにしていたが、「先生の頼みなんで良いですよ。」と承諾してくれた。久しぶりの電話はあっという間に時間が過ぎていった。

しかし、Bなりに新しい悩みも抱えていた。夏休みに入ると職場には家族連れが多くなったことで自分をみじめに感じるが増え、「産まれたところが違っていたらどうなっていたのかな。」と考えながら接客しているうちに接客態度が悪くなり、上司から注意されたようだ。そんな複雑な心境のなかでも自分の気持ちを正直に上司に伝え、対応場所を変えてもらったようで「上司に対する対応が100点じゃん。」と言うと「でしょ！」と一言。学園にも顔を出したいと言うが、次に地元に戻る時は、友達との

予定が詰まっているようで、「また遊びにおいて。」とだけ伝えた。

2つのケースを振り返りながら様々なケアニーズを抱えた児童について考えるつもりが、現在の当園が抱えている課題や支援の方向性を再アセスメントする機会となり、新たな問題への対応や職員の意識の変化が求められているのだと感じた。

今回のテーマである「多様なケアニーズを抱えた児童への支援の実践について」だが、児童自立支援施設に入所している児童の多くが多様なニーズを抱えているのは言うまでもない。そのため、それぞれ異なる支援をオーダーメイドしていく必要性を強く感じるのである。子どものニーズを汲み取り、時間がかかったとしても丁寧に向き合い、対話を重ねて支援の方向性を決定することが重要だ。絶対に支援する側のエゴではあってはならない。入所児童に対する取り組みが子どもの最善の利益につながっているのかということに疑問を持ち、振り返っていく視点は重要である。

また、特性のある子どもたちへの支援の在り方（トラウマインフォームドケアの視点やストレングスへの着目など）、専門性の向上、組織内での支援体制の強化などは今後、より重要になってくるだろう。私たちは、子どもたちの支援において、どのような工夫ができるかを考え、実践しなければならない。これは、施設職員だけでなく、関係機関を巻き込んでこそ意義のあるものになるはずだ。

しかし、多様なケアニーズを抱えた子どもの支援は、時として職員の心身に相当な負担を与え、メンタルヘルスを不調にさせることがある。私も子どもとの関係に悩み、寮を離れ、子どもたちと距離を置いたことがある。「子どもたちとの関わり方は適切だろうか。」「いろいろな人に迷惑をかけていないだろうか。」「さまざまな迷いや不安を抱きながら子どもたちと向き合っている職員も少なくないのではないだろうか。そういったストレスフルな環境のなかで傷付い



た職員を受け入れる体制づくりやフィードバックを得やすい環境づくりは非常に重要である。

私も子どもたちの問題で悩みが尽きることはない。ただ、私は子どもたちの前でありのままの姿を見せていきたいと思っている。職員だから完璧な必要はない。人間は弱い生き物である。自分もそうである。一人ひとりが相手を尊重し、支え合い、助け合い、思いやって前に進んでいくから人間なのだと思う。私と出会った子どもたちが少しでも良いので前を向き、幸せな人生を歩めるように自分にできることをこれからも地道にしていきたい。子どもたちが身近に感じてくれる応援者でいられるように。

#### 参考文献

- ・相澤仁, (2013), 『家族支援と子育て支援 ファミリーソーシャルワークの方法と実践』, 明石書店, 全 259 頁
- ・相澤仁, (2013), 『児童相談所・関係機関や地域との連携・協働』明石書店, 全 234 頁
- ・米澤好史, (2014), 「愛情の器」モデルによる愛着修復プログラムによる愛着障害・社交障害・発達障害へ支援事例, 全 36 頁
- ・山本敬三, 米澤好史, (2017), 愛着の問題を抱えるこどもの行動に関する研究—愛着の問題行動尺度作成と意欲、愛着タイプとの関連—, 17-28 頁
- ・川松亮, (2017), 児童相談所と市区町村における児童相談担当職員の人材育成に関する研究, 全 136 頁
- ・厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課, (2020), 児童心理治療施設、児童自立支援施設の高機能化及び小規模化・多機能化を含めた在り方に関する調査研究事業一式 報告書, 24 頁
- ・小林理, 新保幸男, (2021), 社会的養護における人材育成の課題—A県における児童相談所および社会的養護施設専門職の職場環境を中心に—, 全 65 頁
- ・全国児童自立支援施設協議会, (2022), 非行問題 228 号, 47 頁

# 児童自立支援施設退所児童の抱える 生きづらさ

～社会への移行と適応を巡る生活構造分析～

大分県立二豊学園 児童自立支援専門員  
みしろ ようすけ  
三代 陽介



## 要約

児童自立支援施設を退所した児童が地域社会において再び困難に直面し、入所前の状態に陥りやすいことは実務者に広く知られるところである。また近年では、変容しつつある入所児童の課題への対応が求められている。社会的実践や研究の場では、精神障がい、発達障がい、不登校の経験、家族の機能不全などを「生きづらさ」や「生きにくさ」として語られるようになった。また、最近の若者と逸脱に関連する研究では、地元の間人関係のなかに組み込まれている若者がいる一方（知念渉 2018、打越正行 2019 など）、社会的に孤立した若者の問題も指摘されるようになった。そのようななか、児童自立支援施設を始めとする施設退所児童は高校への適応が難しく、高校中退へ至る者も少なくない。中退という選択は、社会的・経済的にみると一見不利な選択のようにも見える。しかし、当人らは、何とか自らの持つ人間関係を頼りに、決して不幸とは言えない生き方をしていることが事例から明らかとなった。すなわち、学校の就職支援機能から排除されても、緩やかに経済的な自立へ向かっている者が一定数見受けられており、「先の見通しが定かではなく、ときに学校と社会を行きつ戻りつしながらの、手探りの『自分探し』の期間」（鈴木聡 2002:5）を経過して、地域社会へ移行する児童の存在が散見されるようになっている。

我々、児童自立支援専門員（以下、専門員）は、実践の現場において、目の前の児童にどうかかわるかということに目を奪われがちであるが、

本来、私たちは児童の生きる社会の実情を多角的な視点で理解していく必要がある。そして、社会の側に障壁があるのであれば、専門員として如何なる取り組みをすることで緩和できるのかを考えることも実践には不可欠である。

そして、九児協や全児協において各県の専門員の皆さんと、実践を通じて考えたことや、「こんなことをもっと知りたい」といった思いを大いに語り合い、交換できればと考える。というのも、本稿は筆者の現場感覚や関心にもとづいて記されているため、当然、違う捉え方や感じ方があると思われるが、それぞれの「自分はこう考える」「本当なのか？」といった思いを大事にしてもらいながら、今後、皆さんの議論の礎となることを願う<sup>1)</sup>。

## 1 はじめに

近年、日本社会における若年者を取り巻く環境は劇的な変化を迎えている。格差社会の進展に伴い、より深刻さを増す貧困問題が顕在化するなかで、こどもがその影響を強く受けていると言っても過言ではない。そのようななか、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（2021年12月21日閣議決定）に基づく「こども家庭庁設置法」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が、第208回通常国会で成立した。2023年4月から従来の縦割り型で行われてきた施策等を一本化し、「こどもまんなか社会」の実現を進めている。

このような社会情勢において、我々の児童自立支援施設に目を向けると、その入所率は多少

の地域差はあるものの、児童虐待の増加に伴い高い入所率を維持している児童養護施設に比して、全般的には入所率が高まっているとは言い難い状況が続いている<sup>2)</sup>。しかしながら、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童を受容的に受け入れ、家庭的な雰囲気与生活させながらケア・支援を行なう児童自立支援施設は、育ちの問題を抱えるこどもにとって、立ち直りに大きな力を得ることができる可能性と実績を持つ施設であり、これまでも家庭的なケアを一世紀以上にわたって実践してきた。

児童自立支援施設に入所する児童は、その行動改善の可能性が期待される支援の対象である一方、専門員ですら関係構築が困難な側面を内包しており、その背後には入所した児童の生育歴に起因する多様なケアニーズ (Care needs) が影響していると考えられる。しかし、そのアセスメント (Assessment) と支援のアルゴリズム (Algorithm) はいまだ明確とは言い難い。

児童自立支援施設に入所した児童は、ある程度の「枠 (ルール)」の中で生活していく。その生活環境は、やや閉鎖的ではあるものの、職員との濃密な関係性の中で、時間をかけて成長を重ねる。

我々専門員は、寮でこどもと起居を共にすることにより、食後の学習時間から余暇時間にいたるまで一緒に過ごす。そのため、こどもと関わる時間は、一般的な家庭より長く、その度合いも濃密である。寮では、日常的な生活を繰り返しながら、そこで起きる様々な問題行動に適宜介入し、その行動を振り返ることで、こどもたちに、その問題行動が自身の抱える課題と深く関わりがあることに気づかせ、こどもの行動を変化変容させることを実践してきたのである。

児童自立支援施設の家庭的な環境が、こどもの安心感や信頼感を増幅し、職員との関わりの中で、こどもの心を解放し、その成長発達を促している。だが一方では、従来の「生活を通じての支援 (治療)」だけでは対応できなくなりつつある現状が現場から指摘されるほど、入所

児童が抱える課題は複雑・困難化している。

## 2 先行研究の整理

児童自立支援施設に関する研究については、施設の有り方や教育保障の問題など、主に現場の実務者の気づきによる研究の積み重ねが中心であった (花島政三朗:1994, 小林英義ほか編:1999, 2009, 2011, 小木曾宏ほか編:2009)。そのようななか、法学分野 (尾崎万帆子:2012) や社会学分野 (藤間公太:2017) の研究者の新たな切り口による分析も蓄積されつつある。

中でも子育ての社会化は非常に重要な課題と位置づけられ、若手研究者の関心が寄せられている。やや拡大していうならば「子育てを家族のみに集約させるのではなく、社会全体が如何にこどもを育てる責任を負うか」ということである。

このような社会的養護領域の議論は、学術的には主に社会福祉学の領域で蓄積されてきた。例えば、児童福祉学者の山縣文治 (2007) は「社会的養護は、何らかの事情で家族によるケアが期待できない場合に、社会全体でケアする取り組み」として位置づけている。

社会的養護を利用しながら、周囲の支援により保護者が養育力を回復し、再びこどもを受け入れる状況になり、家族再統合となる事例も少なくない。だが、支援者からは受け皿として期待される「家族」も、その役割や機能が変わりつつあるように見受けられる。そこで、本稿では家族やケアという点を改めて整理しつつ、児童の抱える課題を、生きづらさという視点を用いながら「多様なケアニーズ」として捉え、考察していく。

### 2-1 家族の現代的意義

「結婚」や「家族」といった言葉は、誰もが遅かれ早かれ自分の問題として直面することである。だが、あまりにも身近すぎて、家族とは何か、結婚とは何か、という問いに明確に答え

る事はとても難しい。また、家族は「誰にとっても日常的なものでありながら、奥が深い現象である。人は様々な家族像に出会う。家族は、人間にとってかけがえのない価値でありうるが、また苦悩の源泉でもありうる。人は家族の絆を切実に求める反面、家族から自由になりたいと願いさえする」と、解放すら願われる側面もある（船橋恵子 1996:237）。

家族の機能には、構成メンバーである個人々人に対する機能と、社会全体に対する機能とが考えられるが、この二つを明確に分離することは難しい。日本の家制度は社会秩序の基本単位であり、社会保障・社会福祉の整備が十分でなかった戦前社会においては、限定的ではあるものの「社会」としての機能を果たしていたが、現代社会においては、その機能の不全を問題視する声がある。すなわち、「家族の個人化」「家族の絆の弱まり」「家族の私化」「家族サイズの縮小」等である。かつて親が子の社会化の目標としていた、世襲的に職業的知識や技術を伝達する機会も減少し、個人々の価値観も多様化してきた。よって、家族とは〇〇である（べき）と、一義的に定義づけすることはできない。

このような議論を取り上げる背景には、児童自立支援施設を退所した児童の約6割が、再び元の家庭に戻っていることにある。しかしながら、こどもの受け皿である「家族」にも揺らぎが生じている。

1950年代以降、アメリカで台頭した家族解体論では、家族がそれまで担ってきた多くの機能が、専門化された他の集団に代替されたことから、家族がその機能を縮小し、家族の揺らぎが語られることとなった<sup>3)</sup>。急速な核家族化の進展により、家族に残された機能は「①こどもを社会に移行させる基礎的な社会化(socialization)」と「②パーソナリティの安定化」である。重要なのは、家族がこの2つの機能を全うできるのは「愛」を通じてである<sup>4)</sup>。児童自立支援施設へ入所してくるこどもの多くは、不適切な養育経験を有しており、社会や大人に対して強い不

信感を抱いている。この不信感を信頼感に変えていくためには、こどもとゆっくり向き合い、遊びを交えながら時間をかけて心の成長を育まなければならない。こどもにとって必要なことは、その存在を認め、「愛」を感じさせ、共に生きることである。こどもを守り、「愛」を持って養育することは本来、親（家族）の役割である。だが、その養育機能が低下している現代社会において、それに変わる居場所、育ちなおしの場合としても、児童自立支援施設の存在とその役割は大きいものと考えられる。

では、児童自立支援施設に入所する児童のケアニーズを考える前に、ケアという言葉をどのように捉えたらよいのだろうか。

## 2-2 ケアという言葉の多様性

ケア (care) という言葉の用法には注意を要する。なぜなら、専門領域（医療看護学・福祉学・教育学・社会学…）によってその定義が異なるからである。一般的には介助や介護といった、良好な状態を維持することというイメージに基づいて使用されているが、文脈や分野が異なるとその具体的な意味が違ってくる。実際はそれぞれの人が、個々の経験と知識に依拠した「ケア」というイメージの基に使用しているものと考えられる。児童自立支援の実践者や児童福祉の専門家においてもケアという言葉は頻繁に使われているが、ケア=支援の同義語としても混同される傾向にある<sup>5)</sup>。

ところで、このようなケアという言葉が用いられるようになったのは、いつ頃からだろう。日本では主にターミナル・ケア（終末医療）の重要性を訴え（柏木哲夫 1997）、あるいは「看護職が自らの職務において重要なものと提示するようになった（池辺清子 1991:121-202）」という文献もあるが、特に1970年代では、医療や福祉の分野において盛んに議論されており、ケアは、相手を気遣うことであり、広く人間関係一般に当てはまるといわれる（Mayeroff 1970 = 1992:13）。その後、2000年代になると「専



門職がより「ケア」を重視していく必要があると主張される際には、専門職が自らの専門領域にとどまらず、広く相手の全ての領域に関心を持っていくこととして論じられることが多い」と新たな捉え方が現れてきた(三井さよ 2000:146)。また、介護福祉実践の場においてケアの意味を検討した千草篤磨(2021:1)は、英英辞典(ロングマン現代英英辞典)を紐解き以下のように記している。

① LOOKING AFTER SOMEBODY

➡ the process of looking after someone, especially because they are ill, old, or very young.

② KEEPING SOMETHING IN GOOD CONDITION

➡ the process of doing things to keep something in good condition and working correctly.

簡単に言えば①は、高齢・幼児等に支援を行う過程を指す。②は、良好な状態を維持し、正常に機能させるために取り組む過程である。しかし、今一つしっくりこない。筆者としては、これまでの議論を振り返ると、社会学者の藤村正之が表す、次の定義が一番しっくりする。「ケアとは、個人のウェルビーイング(良好な状態)を維持するための心身両面への配慮のあることであり、それが他者から提供される場合にはケアサービスと呼ばれる(藤村正之 2002:12)」。すなわち、ケアとは弱者や困難を抱えている者に対して、個別性を尊重しつつ、そのニーズや自己実現に至る成長を充足、援助する行為である。それらは関係性や感情、コミュニケーションを含み、対象者の成長や自己実現を目指すものということになる。

また、ケアに対しては、我ら専門員の視点で援用できるものがある。『社会学評論 63』の中で出口秦靖(2012:452)が「テーマ別研究動向(ケアと支援) - 「ケア」や「支援」について〈身をもって〉考える研究動向一」の中で記した次の言葉である。「昨今、社会学において『ケア」

や『支援』に関する研究や議論が活発になされている(崎山治男ほか編 2008, 三井さよ・鈴木智之編 2007, 上野千鶴子 2011 など)。そのなかで、とくに近年の動向において芽生えつつあるものがある。その動向とは、研究者自らが『ケア(介助・介護)』や『支援』の場で、実際に介助や支援を行いながら、その自らの実践や行動『一挙手一投足』を省察しようとするものである」。すなわち専門員の日々の実践そのものに価値が向けられているのである。そこで、次節は児童自立支援施設におけるケアニーズについて整理を進めていきたい。

### 2-3 施設におけるケアニーズの位置づけ

社会的養護を担う児童福祉施設の中で、とりわけ長い歴史と実践を有するのが児童自立支援施設である。1900年の感化法制定により感化院として設置、1947年に教護院として児童福祉法第7条に位置付けられ、その後1997年の法改正により児童自立支援施設と改称された。このように児童自立支援施設は、古くより非行性のある年少少年の受け皿としての役割を担ってきた。このような歴史的な潮流もあって、児童自立支援施設に入所している児童は、地域や家族から触法行為を代表とする反社会・非社会的な出来事を生じさせる(おそれのある)問題のある児童と位置づけられている面は否めない。

事実、入所児童のうち半数以上は「児童の問題による監護困難」が占めており、児童自身が行った行動に問題があったことは指摘できる。だが、一方ではそれら行動上の問題もさることながら、背後にあるいじめやDV、家庭の不調(離婚・貧困)など、様々な問題を抱えて混沌とした成育歴や養育環境を見過ごすことはできない。また、発達障がいなどの生きづらさを抱える児童も多い。例えば、近年は入所児童に「障がい等あり」とする割合が高まっており、障がいの内訳としては、知的障がい、ADHD、ASDなどがある。また、入所児童の被虐待経験が指摘さ

れることも少なくないが、おおよそ6割の児童が被虐待経験を有し、主な虐待種別は、身体的虐待とネグレクトに二分され、心理的虐待も3割弱の児童が経験している（厚生労働省 2022）。

このような現状に対する実務者の声として、国立武蔵野学院の院長であった青木建（2019）は「児童自立支援施設における『ケアニーズの高い子ども』の育て直し支援の経験から予防を考える」の中で、昨今のこどもを取り巻く環境の変化を「サンマ（時間・空間・仲間）が無くなり、生活スタイルや価値観が大きく変化したことが影響している」と指摘し、「その結果、児童自立支援施設には、認知の歪みや衝動性のコントロールの弱さから家庭や学校、地域等で幼少期より様々な行動上の問題が始まり、他罰感情や被害者意識が強く、自身の言動の振り返りや内省ができない児童が多く入所している」と位置づけた。それらを踏まえて、「被虐待や社会的孤立、貧困等の劣悪な環境で手間をかけてもらえず、心配で気になる子どもたちが児童自立支援施設で生活している」と分析している（図1）。

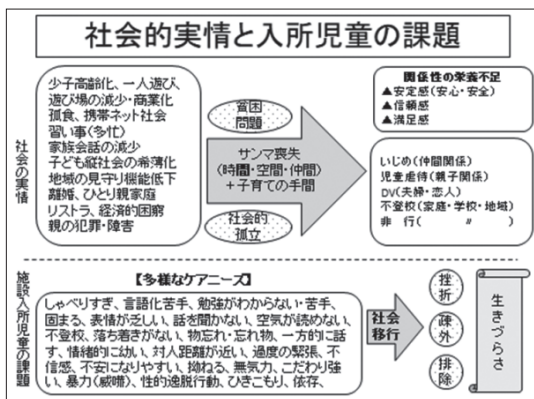


図1 社会的背景と入所児童の課題  
青木 2019 を参考に筆者加筆作図

筆者も青木の分析に共感できる部分が多い。歴史的に見れば、基本的な社会環境は、長い間家族や地域共同体の協力や助け合いを通じて整備・維持されてきた（治安維持、公衆衛生、地域教育、弱者保護など）。しかし、第2次世界大戦後の法整備に伴う家族制度の見直しにより、伝統的な直系家族（イエ）が減少し、さらに、社会経済活動の変化により家族の核家族化

や小規模化が進むなか、人々の地域間移動が活発になり、地域を始めとする第1次集団との関係性が希薄化した。その結果、家族の孤立や子育てに対する負担感が増加し、子育てに困難を示す家族が増えることとなった。

このような子育て環境の変化の背後には、産業化や都市化の進展に伴う農村部から都市部への人口流出が挙げられる。すなわち、市場経済の発展により、人々が家族や地域共同体を離れた結果、その絆は弱まり、家族や共同体を中心とした社会環境の整備・維持が困難となり、代って様々な社会政策や福祉政策が整備されたためであり、青木の主張する「サンマの喪失」は、社会生活の変容の中で必然的なものと位置づけられる。

とはいえ、かつての村落共同体のような社会システムに戻るとは思えない。なぜなら、これまで家族や地域社会が提供してきた様々なケアは、家庭外の専門機関などから提供される、「ケアの社会化」が進んだためである。これは、ケアの役割を分業化することで、支援者に期待されるケアの質も向上し、より専門的なケアを求められるようになってきているといえよう。

では、児童自立支援施設に入所する児童の施設入所時の課題が、入所中に専門員の支援によって改善・緩和され、退所を迎えたときに、児童は地域でどのような難しさを抱えるのだろうか。

施設退所後の社会適応となると、現在の自由競争社会では、児童自身が抱える課題による負の要因（handicaps）が強く作用し、それを困難にしている。そのため、地域に移行された児童が、様々な問題行動に巻き込まれるケースも少なくない。中でも入所児童が抱える精神障がい、発達障がい、不登校の経験、家族の機能不全などは、現在では非正規雇用や貧困の問題などと結びつけられ、施設退所後の「生きづらさ」として認識されている。だが、施設退所児童が再び保護者や地域社会のもとで生活をするなか、どのように生きづらさと向き合いながら社

会への移行を果たしているかは、あまり知られていない。

## 2-4 施設退所児童の社会移行と生きづらさ

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による離職者への支援の場面などでも、相談の過程で彼らの生きづらさが語られることがあるが、その生きづらさの中には、これまでの人間関係のつまづきや非行行為など、周囲に気づかれないまま放置された知的障がいや発達障がいなどが影響していると考えられるケースが増えている。このような若者<sup>6)</sup>の逸脱や困難を巡る著名な研究として『まなごしの地獄』がある（見田宗介:2008）。これは1968～69年に生じた連続射殺事件（事件時19歳のN）を取り上げ、当時の日本の社会構造と若者の状況を描き出したものである。この研究を我々の児童自立支援施設に照らすと、その生い立ちからは生活の困窮が読み取れ、行政（福祉事務所）の介入はあるものの非行性はそれほど見受けられず、児童自立支援施設への入所に至るような児童ではないことも読み取れるだろう。Nは、地方から上京し離職を繰り返す中で社会からの疎外感などを生きづらさとして感じていたのである。

しかし、この事例からも、「生きづらさ（または生きにくさ）」という言葉が具体的に何を指しており、どのように定義づけられているのかが漠然としている。一方、藤野友紀（2007:46）は、生きづらさについて共通めいた定義が無いとしながらも、「生きづらさ」や「生きにくさ」を社会、環境、時代との関係で捉えようとしていると位置づけた。

さらに、生まれながらにして生きづらさを抱える人がいるわけではなく、生きづらさは、ある状況の中で生じるものと関係性を示した。

また、梅岡幸子（2017）は、生きづらさとは大きく2種類あると考えている。一つは対象者の周辺、すなわち社会的な要因（雇用格差、不当な扱い、制度的欠陥…）に関する生きづらさ

であり、その生きづらさは社会の側にその要因があるという考え方で、もう一つは個人の問題として抱えるいわば内側に有る生きづらさで、主に、物理的、心理的、実存的な生きづらさが絡み合って生じているという考え方である。

では、本稿の対象である児童は、生きづらさという言葉とどのように結びつけられてきたのであろうか。藤川奈月（2021）は、生きづらさという言葉が如何なる文脈の中で用いられてきたかを新聞（全国紙4紙）を用いて分析しており、次のような見解を示している。「若者の生きづらさが語られる記事に焦点をあてれば、生きづらさという言葉の件数が増加した2004年前後に不登校やひきこもり、ニートという言葉で示される若者と結びつけられて多く用いられていたことがわかる」とし、若者自立・挑戦プラン（2003）が取りまとめられて以降、若者の自立への施策を打ち出す中で、若者の生きづらさに対応すべきであるとして、「若者の生きづらさ」が社会に大きく認知されていったのである。

ところが、生きづらさを抱える存在としての当事者の研究は多くなく、その実態の解明が喫緊の課題である。ましてや児童自立支援施設の退所者にとっては（関係機関との連携の必要性は認識しているが）、かつての支援者である我々以外の者による追跡調査・分析は難しい状況にあるのではないだろうか。

## 3 事例分析

### 3-1 事例対象および概要

本節では、児童を巡る家族或いは専門員の取り組みを断片的に示す。これから用いる事例は、僅かな例であるが、「こどもにとって、児童自立支援施設の存在意義とは何か」を示唆すると考えている。なお、個人情報保護のため、ここで提示する事例は個人が特定されないよう、趣意を損なわない程度に改変を行っている。

今回は、5つの事例を示す（表1）。Aの入所時年齢は13歳、入所期間2年の事例。Bは14歳、



入所期間1年5ヶ月の事例。Cは児童養護施設から入所し退所後は元の児童養護施設に戻り、再度高校に通うも退学し就労した事例。Dは家庭の生活基盤はしっかりしているが、高校が継続できなかった事例。Eは専門員が高校の教員と密接に連絡を取り合い、高校を継続できた事例。いずれも進路として「進学」を希望するも、進学先の高校で不適応が生じ、結果的に退学せざるを得なかった事例も確認される。また、家庭に復帰するも、「養育者の許容範囲を超えた子育て」に対する困りも聞かれている。

表1 対象事例一覧

対象者	性	主訴	入所期間	退所先	直後の進路	その後
A	男	触法通告	2年	家庭	高校進学	退学
B	男	触法通告	1年5ヶ月	家庭	高校進学	退学
C	男	施設不適応	5ヶ月	施設	高校進学	退学
D	男	家裁審判	1年	家庭	高校進学	退学
E	男	養育困難	9ヶ月	家庭	高校進学	継続

### 3-2 対象者Aの事例

退所に向け2月より交流機会を増やす。3月当初より原籍校の卒業式練習に参加。その後、県立高校を受験し合格。高校説明会や制服の採寸など、保護者との外出を繰り返し、3月末に退所となる。高校入学式前に地元の友人との交流が頻繁になり、深夜外出が増え、友人と他校生のトラブル（喧嘩等）に加担したことで、警察の事情聴取を受けたため、専門員が家庭訪問にて指導する。家族は、地元の悪友と縁を切りたいという本児の意向を尊重し転居。そういった中、引越し後の新しい地域での人間関係につまずき、孤立感を高めていった。

高校は部活動等を通じて一時は安定していたが、同級生とのトラブル（お互いに因縁をつけての暴力行為）により謹慎となる。専門員は謹慎中に家庭訪問して説諭した。謹慎後は学校復帰し、夏休みは髪を染めるなど心配な時期もあったが、2学期が始まる前に髪の色を元に戻し登校できた。しかし、週末は居場所を求めて転居前の友人の家に宿泊し、週明けになかなか起きることができなくなり、結局高校は退学となった。

本事例は、「家庭の養育力をいかに高めるか（リービングケアも含む）」といった支援を中心に、保護者への助言指導を丁寧に行い、家族同席による面接指導を中心に家庭支援を進めてきた。結果的には、保護者の知人の紹介で飲食業（バイト）の仕事に就くが、賃金面での折り合いがつかず2ヶ月で離職。その後、自ら就活しようとハローワークに行くも採用の面接にすら進めず、現在は短期のアルバイトをしながら、生活を組み立てている。

### 3-3 対象者Bの事例

原籍校の生徒も参加する「高校体験入学」に保護者と参加。2月の私立高校合格により交流機会を増やし、3月初日より原籍校の卒業式練習に参加し原籍校で卒業式を迎える。その後、家族との取り組みを経て3月末に退所、春休みは同級生や友人と大きなトラブルなく過ごす。

高校入学後は、周りの生徒から一目置かれる存在（服装、言動等）となる。このため友人のトラブルや先輩との関係において「俺が解決してやる！」などとリーダーぶりを発揮し、先輩との交流も増える。専門員は、高校に定期訪問を行い、先生方と意見交換を行っていたが、休み時間に先輩から喫煙を薦められ一緒に吸ったことで謹慎となった（家庭訪問にて説諭）。謹慎後しばらくは落ち着いた生活であったが、高校で服装のことや授業中に寝ていることを注意した教員に暴言を吐き、殴るふりなどの威嚇行為をした結果、再び謹慎となる。夏休みに高校の担任と生徒指導が家庭訪問し、1学期の単位が足りないため、一旦休学し来年の四月からもう一度やり直すように指導されるが、本人が高校生活に限界を感じ「自主退学届」を提出。その後、父親の関係する建築業の日雇いに就業している。

この事例では児童自立支援施設と高校とのギャップが課題となった。施設入所児童特有のものであろうが、本児には施設での守られた受容的な環境から社会へと移行した際の、社会の



一般的な価値観の中で比較され、評価されることへの耐性が極めて弱いことが見受けられた。そして、社会資源として頼りにしていた保護者のパートナーに関係を絶たれたことにより、家庭に精神的負担感や金銭的な困窮が発生した。本人らは、金銭的な課題に借り入れで対応しようとしたが困難であった。

本事例では、本児が家族の状況をどのように受け入れ、自身の将来的な生き方にどのように組み入れていくかといった、現実的な受容と将来像の認識のすり合わせが重要となった。

### 3-4 対象者Cの事例

元々生活していた施設に退所して1ヶ月の間、専門員が週に一度のペースで訪問し、高校や施設での生活について面接を行っていた。施設への適応も順調で、高校生活についても意欲がみられたため、良い再出発をすることができたと評価。児童に対して、困り等があれば、すぐに面接することを提案し、定期的な電話連絡や面会等で交流を保ち、いつでも話ができる関係を継続していた。施設行事であるクリスマス会にも専門員が参加。本児の落ち着いた様子を見ることができていた。施設職員から本児への対応について相談があったのは2回で、その都度専門員による助言指導を行い、本児の生活を安定させることができた。

本事例は児童養護施設の職員と専門員が連携できたケースである。施設職員が本児の対応で苦慮したのは、「小さい頃から身近で支援してきたからこそ、(児童に)否定的な大人の気持ちを伝えられない」ということであった。そこで専門員が果たしたのは、両者の「橋渡し」的な役割だったと言える。専門員の第三者的な立場からの指導(施設の本音を伝えること)が今回のケースでは必要であったが、これも施設職員と児童との関係に対する「支援」といえる。

児童自身、退所後はいくつかの壁にぶつかりつつも、おおむね安定した生活を送ることができていた。しかし、友人の誘いに流される形で

仕事へ就いてしまい、最終的に高校を自主退学すると同時に児童養護施設を出ていくこととなった。その後は友人宅を転々としながらも仕事は継続しており、「友人」という資源による自立を果たしている。現在では本児自身が担当専門員との交流を敬遠しがちになっており、特に関係の深かった特定の専門員が対応せざるを得ない状況が生じている。

### 3-5 対象者Dの事例

3月末の退所後、しばらくは家庭及び高校に順応していたが、5月の連休後に地元の友人と遊ぶことが増えてから徐々に登校を渋り始めた。友人のほとんどは高校に進学せず就労(日雇い)していたため、児童自身が疎外感を感じ、早く就労したいという気持ちが高まるとともに、児童の中で「高校に行っても意味がない」という気持ちが増長していた。専門員が家庭訪問や電話連絡によって、高校を続けるメリットなどを伝えながら助言指導していたが、本人の気持ちは固く、翻意することができなかった。

その後、家族での協議を踏まえ、退学・就労の方向となり、7月に自主退学し8月には建設業へ就職をした。児童が望んでいた職業なので出勤状況は良好であったが、11月頃から、職場の先輩との間で意思疎通が難しい等の人間関係上の悩みが生じていた。児童は当時、自動二輪の免許取得を考えていたが、休暇申請を言い出せなかったこともあって、次第に出勤を渋るようになっていた。

専門員は人間関係の悩みが生じた頃から就労を継続することについて指導していたが、児童の考えは変わることなく、退職することとなった。

現在は、家庭で生活しながら、自ら望んでいなかった職種ではあるが就労を継続し、遊ぶことと働くことを両立しており、家族ともよい関係が保たれているようで、専門員においても時折連絡を取り合いながら児童の状況を把握している。

このような児童は特に、入所中に施設職員と

の関係性をしっかり構築しておかないと、退所後コンタクトできにくくなったり、児童が助言を聞き入れなかったりすることがあるため、社会資源（保護者・学校・就労先など）に対するリービングケアとして、退園後の方向性を共通認識し、役割分担できるような連携の必要性を強く感じた事例であった。

### 3-6 対象者Eの事例

退所後は私立高校に進学、生活場所は「寮」であった。寮では上級達に目をつけられ対人トラブルが発生、時を同じくして発生した単位取得の問題や、自身の個性に合わせた学習指導が望ましいと考え「職業／実習コース」へ転科するとともに「寮」での生活も限界となり下宿での生活を開始した。

しかしながら、下宿先が地域の伝承芸能に力を入れており、休日も練習が設定されていたため、「アルバイトが出来ない」といった不満から、下宿生活への不満を募らせ、結果的には「退居」を決めた。

下宿を退居した事による現実的な問題として、「どこから通学するのか（どこに住むのか）」といった点があったが、児童の「高校は続けたい」といった強い希望を受けて、一旦は家族が送迎する事になるが、保護者が児童の送迎と家業を切り盛りするなかで、徐々に疲弊していく家族の現実を見た児童自身が「多少つらくても電車通学をする」という意向を示し、自己による通学を開始する。

職業／実習コースに転科してからも、上級生とのトラブルになりそうな契機はあったが、「自分から回避する」ことによって「トラブルに関わらない」といった行動を示す様になっており、最近では、児童が「人に関わる仕事をしたい」「その為には大学進学をしたい」といった夢を抱いていることや、今では家業の手伝いを進んで行う等、保護者との良好な関係も確認されている。

現在、児童・保護者が、高校生活の安定や卒業後の進路に関して、担任と密に連絡を取り

合っており、学校との関係も悪くない。担任からも「今後、本児を何とか育てあげていきたい」と評価されており、本事例は、児童の成長以上に、家族の変化や学校関係者の児童に対する認識変容による効果が大きかった事例である。

## 4 考察

まず、A児については、自らのトラブルを契機とした転居後に孤立や生活の乱れが生じるも、学校と家庭の連携により何とか学校生活を継続することが出来ていたが結果的には退学し、現在は、仕事を転々とし、安定した就労先の確保が難しい状況にある。

B児は、施設での守られた環境から地域社会に移行した際に感じられる、一般社会の価値観や評価に対するストレス耐性が極めて弱かった。また、本児が自分の家庭の経済力や養育力を正しく理解し、自身の将来にどのように結びつけ活用するかという自己認識力が重要となった。

C児は、友人らの誘いで自主的に退学し就労したものの、住居の確保が困難であった。また、支援者の介入に拒否的な様子もあったことから、特定の専門員が仲立ちせざるを得ない状況となった。

D児からは、支援者と入所児童との関係構築の重要性が示唆され、最悪の場合には、より困難な状況になった児童とコンタクトできなくなる危険性があることが読み取れる。また、退所後の身近な支援者である社会資源（保護者・学校・就労先など）との関係構築の必要性も示した事例である。特に就労については、粘り強い支援が必要である。

最後にE児は、学校の充実した支援体制と懐の深さに救われた部分もあるが、「学校を信じよう」「保護者を信じよう」「こどもを信じよう」と、関係者が互いに歩み寄りながら良好な関係が保てたことが効果的な支援をもたらした。だとすると、我々が目指す「アフター支援」の役割は、児童の所属や家庭のニーズに応じて

生活基盤ごと支える取り組みこそが真髄といえるのではなからうか。

いずれの事例も退所前には児童が相談可能な、地域の関係機関と連携しながら退所先を確保しているが、現実的には、退所後の児童からの困りの相談は地域の社会資源でなく、かつての担当者である専門員になされる場合も多い。

退所後の「アフター支援」については、児童に対して継続した支援が必要であることは論を俟たないが、「どれくらいの期間必要か」という問題については、児童自立支援施設という組織的な判断と、児童の「担当者」としての思いとの間で葛藤を抱える場面も多い。

今回お示した事例からは、玄田有史（2001）に指摘されるように、労働市場の世代間雇用格差については中高年層が正規雇用を確保する一方で、若年層には非正規雇用の職しか残されていない実情が垣間見える。また、経済情勢的要因等による新規採用抑制、バブル経済後の長期不況、サービス経済化による非正規雇用の需要拡大、団塊ジュニア世代の存在による企業の新規採用抑制の現状も読み取れる（本田由紀:2005）。

社会的養護に暮らす児童が施設退所後に就労したとしても、見通しの甘さから厳しい生活を送っている者の存在や、非正規雇用の問題、ワーキングプア、居場所の喪失といった点も、現在の社会における大きな問題である。また一方では、退所後は経済的にも安定した家庭の下で、自ら希望する進路に向けた大学進学も視野に入れる児童も見られた。

これらのことから現在の社会において施設退所者が抱える困難や、その後の就労/社会への移行、成人期の就労継続支援については、個人の問題として退所児童本人が地域の社会資源を活用して解決するものとするのではなく、かつての「信頼できる」支援機関としての児童自立支援施設が担うことを検討する時期に来ているのではなからうか。

## 5 まとめ

本稿では「多様なケアニーズを抱えながら自立を目指す」児童への実践という大きなテーマに基づき、施設退所後の社会への移行について検討してきた。

施設退所者の不安定な社会への移行に対し、採用できるのがジェームズ・S・コールマンの社会関係資本である。コールマンは、社会資源について物質的なものや個人が獲得した技能/知識だけを資源として考えるのではなく「個人間の関係のなかに存在」しており、「社会構造という側面を備え」、「その構造内における行為者の何らかの行為を促進する」（Coleman 1988 =2006:212, 209）ものとしてとらえた。たとえば、今回の事例の分析によって、家族の構造や親に対する期待（ニーズ）といった家族内における齟齬や関係性の組み違いが退所児童の生きづらさに関連していることに加え、家族内外の資源（社会資源）が社会への移行達成に向けて重要なことが確認できる。

これらのことから、児童と家族の間に立つ者として、我々専門員こそが、退所後の児童にとって最も重要かつ身近な人的資源の一つであると言えよう。

## 6 追記（自立支援専門員の現状）

以上のように、こどもの自立に重要な役割を担うはずの専門員は、日々施設に入所している児童の支援に忙殺され、加えて退所児童のアフター支援まで担っているにも関わらず、人的配置や勤務労働条件など、専門員の活動基盤は非常に不安定な状態にあると言える。そのため、日々の業務に疲弊し、支援活動に「しんどさ」を感じる専門員も増えているように感じている。

かつて当園でもあった夫婦制の時代は、起床から就寝まで生活全般を勤務時間として拘束されているように見える。こうした支援形態は周りから過剰労働と捉えられることもある。筆



者自身も先輩職員から「勤務中にこどもと一緒に遊んでいるだろう」「人間相手だから過剰労働とは言ってもらえない」「こどもたちと一緒に生活していれば、24時間の対応は当たり前で、休日や休息を主張すべきではない」と、減私奉公を是とするような発言をされたこともあった。

確かに、特定の大人が24時間関わることでこどもの心を癒やし、信頼関係を構築することは、その後の処遇を円滑にする効果がある一方で、勤務労働条件の制約がある事実が相矛盾しており、この問題を取り上げることが「タブー」とされるようにも感じられることもあった。だが、このような勤務の様相が、現在の児童自立支援専門員の人材育成を困難にしているのではないだろうか<sup>7)</sup>。

筆者の勤務する大分県では、計画的な児童自立支援専門員の採用に取り組んでいるが、採用後数年で退職する専門員も多く、その定着が課題となっている。このような状況を鑑み、2023年の採用試験より、専門員の人材確保と、児童に対する支援の充実を目的として、受験対象となる年齢制限を緩和し幅広い経験を有する人材の確保へ乗り出しており、児童福祉に対する熱意溢れる人材が専門員として本県の採用試験に応募されることを期待している。

ともかくにも、現代の社会は「再構築」や「育て直し」など、家庭養育に対する抜本的な対策が必要となってきたおり、この対策の一環として、児童を一時的に養育し（保護者も含めて）指導する場所としての児童自立支援施設の存在は、より重要となってくるだろう。

そのような社会の要請に応えるべく、これからの児童自立支援施設は従来型の支援方法だけでなく、これまでの実践や実績を踏まえた、現在の多種多様な家族ニーズに対応できる柔軟な感性や、変化を厭わない新しい支援方法を求め続ける必要がある。

加えて、未来の自立支援施設の担い手の確保と支援の質の向上に向けての取り組みを続けることも必須であると考えているので、筆者自身、

微力ではあるが様々な場面で取り組みたいと考えている。そのひとつとして、諸先輩から実践を通じて受け継いできたことを言語化することを自身のテーマとしていきたい。

#### 注釈

- 1) 本稿で用いる「生活構造」の概念は、森岡(1984)の視点を受け、住民が個々人の生活にかかわる諸問題解決のために、自己をとりまく生活諸条件、環境の中で配分されている生活諸資源を主体的かつ選択的整序化するパターンとして捉える。
- 2) 社会において、諸々の事情から家族によって養育を受けられない子どもが存在している。このような子どもは「要保護児童」とされ、子ども虐待への世間の関心が高まるにつれ、この要保護児童は高い数値で推移している。厚生労働省(2020)によると、1990年44,167人、2018年44,258人で、30年間横ばい状況にある。
- 3) これに対してT・パーソンズは、家族の解体(disorganization)ではなく、家族の様々な機能を受け持つ専門的組織が成立するがゆえに構造分化(structural differentiation)と反論もみられる(Parsons,1956=1981:16-42)。
- 4) 「愛」を通じては、T・パーソンズも主張しており、例えば子供は自分が本当に好きな人の事しか聞かないものであるとする。このことについて、家族は「子どもが～(中略)～自分の情動的資源のすべてを投資できるような社会集団」「全面的にそれによりかかることが出来る集団」であるべきと位置づけている(前掲:39)。
- 5) 支援とは英語のサポート(support)の和訳であり、類似語には援助(aid)、手助け(help)、補助(assist)という言葉があり日常的に用いられている。今田高俊(2000:11)では、支援は元来、理工学分野で意思決定に関連して導入された概念とし、今日のような行為と社会システムの理論という一般的な枠組みを指向するには至っていないと指摘し、支援は管理とは異なることは理解できるが、どう違うかの定義づけがやや難しいと警鐘している。
- 6) 若者については「子ども・若者育成支援推進法」以降、「概ね30代」「40歳未満」など、その対象年齢15歳から上限を39歳と位置づけ。本稿事例では概ね15歳～20歳前後を想定。
- 7) 児童の消灯後から翌日の起床時間まで時間帯について依然明確にされていない点でもある。こ



の時間帯については、調整・宿直金などの支給があるが、ボランティア（長時間の夜間対応&事務）という形で、職務に従事している職員も少なくない。だが、実務者目線では、この時間帯こそ児童の本音の相談が多いゴールデンタイム…とされている？

#### 参考文献

- ・青木建, 2019, 「児童自立支援施設におけるケアニーズの高い子ども、の立て直し支援の経験から予防を考える」『子どもの虐待とネグレクト』20 (3):297-304.
- ・池辺清子, 1991, 『看護一生きられる世界の実践知』ゆみる出版.
- ・今田高俊, 2000, 『支援型の社会システムへ』『支援学—管理社会をこえて』東方出版 (株).
- ・上野千鶴子, 2011, 『ケアの社会学 当事者主権の福祉社会へ』太田出版.
- ・打越正行, 2019, 『ヤンキーと地元』筑摩書房.
- ・梅岡幸子, 2017, 『生きづらさの正体はアダルトチルドレン—その根本原因を解消し、楽な生き方を手に入れる』MBビジネス研究班.
- ・尾崎万帆子, 2012, 「児童自立支援施設におけるアフターケアに関する考察—児童退所後の見守り支援に焦点を当てて」『法学政治学論究』慶應義塾大学大学院法学研究科, 93:1-35.
- ・柏木哲夫, 1997, 『死にゆく人々のケア—末期患者へのチームアプローチ』医学書院.
- ・玄田有史, 2001, 『仕事のなかの曖昧な不安—揺れる若年の現在』中央公論新社.
- ・厚生労働省, 2020, 『社会的養護の推進に向けて』(2022年5月1日取得, <https://www.mhlw.go.jp/content/000833294.pdf>).
- ・小林英義, 1999, 『児童自立支援施設とは何か—子どもたちへの真の教育保障のために』教育史料出版会.
- ・小林英義・小木曾宏 [編], 2009, 『児童自立支援施設のこれまでとこれから』生活書院.
- ・小林英義・吉岡一考 [編], 2011, 『児童自立支援施設の子どもと支援』明石書店.
- ・Coleman, James S. 1988, "Social Capital in the Creation of Human Capital," *American Journal of Sociology*, 94:S95-S120. (金光淳訳, 2006, 『人的資本の形成における社会関係資本』野沢慎司編・監訳『リーディングス ネットワーク論家族・コミュニティ・社会関係資本』勁草書房, 205-241.)
- ・崎山治男・伊藤智樹・佐藤恵・三井さよ [編], 2008, 『〈支援〉の社会学 現場に向き合う思考』青弓社.
- ・鈴木聡, 2002, 『世代サイクルと学校文化—大人と子どもの出会いのために』日本エディタースクール出版部.
- ・千草篤磨, 2021, 『介護実践におけるケア(care)の意味についての検討』『介護福祉研究』高田短期大学, 7:1-10.
- ・知念渉, 2018, 『〈ヤンチャな子ら〉のエスノグラフィ—ヤンキーの生活世界を描き出す』青弓社.
- ・出口泰靖, 2012, 『テーマ別研究動向(ケアと支援) ケア、や支援、について(身をもって)考える研究動向』社会学評論, 63 (3):452-464.
- ・藤間公太, 2017, 『代替養育の社会学—施設養護から〈脱家族化〉を問う』晃洋書房.
- ・Parsons, T. & R.F. Bales, 1956, *Family: Socialization and Interaction Process*, Routledge and Kegan Paul. (爪橋貞雄他訳, 1981, 『家族』黎明書房.)
- ・花島政三郎, 1994, 『教護院の子どもたち—学習権の保障をもとめて』ミネルヴァ書房.
- ・藤川奈月, 2021, 『〝生きづらさ〟を論じる前に—〝生きづらさ〟という言葉の日常語的系譜』『北海道大学大学院教育学研究院紀要』, 138:359-374.
- ・藤野友紀, 2007, 『支援、研究のはじまりにあたって—生きづらさと障害の起源』『子ども発達臨床研究』北海道大学大学院教育学研究科附属子ども発達臨床研究センター, 1:45-51.
- ・藤村正之・岩上真珠・川崎賢一・要田洋江 [編], 2002, 『ソーシャルワーカーのための社会学』有斐閣.
- ・船橋恵子, 1996, 『OVERVIEW—家族研究の現状と課題』『岩波講座現代社会学 19<家族>の社会学』岩波書店.
- ・本田由紀, 2005, 『多元化する能力、と日本社会—ハイパー・メリトクラシー化のなかで』NTT出版.
- ・見田宗介, 2008, 『まなごしの地獄』河出書房新社.
- ・三井さよ, 2000, 『専門職としてのケア—ニーズの相互的判断』『年報社会学論集』関東社会学会, 13:146-158.
- ・三井さよ・鈴木智之 [編], 2007, 『ケアとサポートの社会学』法政大学出版会.
- ・Mayeroff, M. 1970 *On Caring*, Harper & Row. = 1992 田村真・向野宣之訳『ケアの本質—生きることの意味』ゆみる出版.
- ・森岡清志, 1984, 『都市的生活構造』『現代社会学』アカデミア出版会, 18:84.
- ・山縣文治・林浩康 [編], 2007, 『社会的養護の現状と近未来』明石書店.

# 实践者寄稿

# 令和5年度全国児童自立支援施設長会議および社会的養護を担う児童福祉施設長研修会報告 児童自立支援施設における施設機能強化の現状と動向

和歌山県立仙溪学園 心理療法担当職員  
いわた ともかず  
岩田 智和



## I はじめに

令和5年度の全国児童自立支援施設長会議および社会的養護を担う児童福祉施設長研修会（以下、「全国施設長会議」）が、令和5年6月22日（木）と23日（金）の2日にわたり、和歌山市内のホテルアバローム紀の国で開催され、56施設長<sup>1)</sup>が出席した。全国施設長会議<sup>2)3)</sup>は毎年開催<sup>4)</sup>され、「児童自立支援施設の運営に関わる諸問題について、研究協議を重ね、児童自立支援事業の進展を図り、児童の福祉の向上に寄与するとともに、施設長としての専門性の向上を図ること」を目的としている。

近年の全国施設長会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともない、令和2年度および令和3年度はオンライン（オンデマンド視聴）、令和4年度は短縮開催であったため、4年ぶりの通常開催となった。

今年度の全国施設長会議では、「児童自立支援施設における施設機能強化」を主題に、講演や行政説明、分科会を通して、今後の施設機能強化のあり方について情報共有・協議を行った。以下、全国施設長会議の概要を報告する。



## II 第一日目：6月22日（木）

### 1 開会式

#### 【主催者挨拶】

- ・和歌山県福祉保健政策局長 高橋 博之
- ・全国児童自立支援施設協議会長  
(北海道立向陽学院長) 泉 親志

### 2 講演

#### 【テーマ】

「児童自立支援施設の高機能化等に関する検討委員会の検討報告」および「権利擁護・被措置児童等虐待防止」

#### 【講師】

国立武蔵野学院長 河尻 恵 氏

近年の社会的養護施策の動向を受けて、令和4年2月に児童自立支援施設の高機能化等に関する検討委員会が全国児童自立支援施設協議会に設置され、令和5年3月に報告書<sup>5)</sup>として取りまとめられたところである。

児童自立支援施設における高機能化としては、①中学卒業以降のこどもの支援、②医療との連携、③学校教育の充実、④アフターケア体制の充実、⑤職員の専門性の向上があげられる。また、多機能化としては、①一時保護の受け入れ、②通所機能・短期入所機能、③地域の専門機関としての役割があげられる。特に高機能化および小規模化は、社会的養護のなかで児童自立支援施設としての役割を果たしていくために、全ての施設がとりくむべき必須項目である。

一方、多機能化および地域分散化は、各施設が地域の実情やニーズに応じて、オプションとして機能強化していく選択項目である。

施設機能強化と並行して、入所児童の権利擁護を推進していく必要がある。厚生労働省の報告書<sup>6)</sup>によると、児童自立支援施設においても被措置児童等虐待が毎年発生している。虐待の発生状況はさまざまであり、虐待を行った職員の年齢や経験年数も広範囲に及ぶ。施設長として、被措置児童等虐待の防止に向けて、入所児童の権利擁護・児童の最善の利益の視点から、改めて施設の生活やルール、指導・支援のあり方を見直し、発生予防および再発防止に向けて取り組みを強化していく必要がある。

### 3 行政説明

#### 【テーマ】

「こども家庭福祉施策の動向 ～施設の  
高機能化・多機能化の内容を中心に～」

#### 【講師】

こども家庭庁支援局家庭福祉課  
児童福祉専門官 國澤 有記 氏

令和5年4月1日に、こども家庭庁が新たに発足した。あわせて、子どもの権利擁護および子どもに関する施策を総合的に推進していくための包括的基本法として、こども基本法が施行されたところである。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」の実現に向け、子どもに関する施策の司令塔機能としての役割を果たし、子ども・子育て当事者の視点に立った取り組みなどの推進を目指す。

近年の社会的養護施策としては、平成28年の改正児童福祉法により「新たな子ども家庭福祉」の構築が示され、家庭養育優先の原則が規定された。翌年、この理念を具体化するための社会的養育ビジョンがとりまとめられ、各都道府県の社会的養育推進計画が策定された。特に児童自立支援施設をはじめとする社会的養護関

係施設については、地域の社会的養育を支える中核・専門機関として、「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」を推進していくことが重要である。今年度から、「児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業」を新規事業として開始し、先駆的な事例を実施する社会的養護関係施設をモデル施設として支援し、効果的な取り組みについて全国の自治体等に横展開を図っていく。

児童自立支援施設においても今年度、児童自立支援施設の高機能化等に関する検討委員会の報告書がまとめられたところであり、施設機能強化に向けた取組の拡充を期待する。

### 4 分科会

#### 【テーマ】

「児童自立支援施設の機能強化（高機能化・多機能化・小規模化・地域分散化）」

6分科会に分かれ、事前アンケート結果<sup>7)</sup>を基に「施設における高機能化・多機能化・小規模化・地域分散化の実践および展望・考え」「今後の児童自立支援施設の機能と果たす役割」について、各施設の実践報告や情報交換、協議を行った。

### Ⅲ 第二日目：6月23日（金）

#### 1 分科会報告

各分科会での協議結果について発表者による報告を行った。以下、各分科会の報告をまとめたものである。

全国の児童自立支援施設では、通信制高校との連携や精神科医師の訪問診療、アフターケア体制の構築など、施設機能強化に向けたさまざまな実践が行われていた。今後も各施設の先駆的な実践や問題解決事例を全国の施設と共有していくことが重要である。



児童自立支援施設の機能と果たす役割については、ケアニーズの高い児童を受け入れるという意味では社会的養護の最後の砦といえるが、今後は「中間施設」としての認識をもち、地域生活への移行支援の役割を担うことも必要である。つまり、各施設の特徴を活かしながら、児童一人ひとりの具体的な支援計画・支援方法などを関係機関や地域に提示できる施設となり、地域での安定した生活へと導いていく・支えていく視点が必要である。そのためには、施設のみで児童を支援するのではなく、地域ネットワーク化を図り、地域の資源を活用しながら児童や保護者を支援していくことが重要といえる。

今後、児童自立支援施設の機能強化を推進していくためには、人材育成および人材確保が必須といえる。人材育成のガイドラインの策定や職員配置の予算要求などを進めていくとともに、若い学生などに対して、児童自立支援施設の仕事や魅力、やりがいを発信していくことも必要である。

これまでに児童自立支援施設が培ってきた歴史や経験などを大切にするとともに、施設のもつ強みを確認しながら、多様なニーズに応えるべく、柔軟な施設運営や施設機能強化を目指していく。そのなかで、守るべきものと変えていくべきものを、それぞれの地域性や施設の体制などに合わせ、アップグレードしていく。施設のもつ専門性を地域へ還元していくことが、施設の機能強化にもつながっていく。

私たちは児童自立支援施設でなければ経験できないことをこれからも子ども達に伝え、大事にしていくべきである。

## 2 基調講演

### 【テーマ】

「今後の児童自立支援施設に期待すること」

### 【講師】

児童精神科医師<sup>8)</sup> 小野 善郎 氏  
日本の児童福祉の系譜の一つとして、非行少

年への感化救済事業があげられる。その意味で感化法制定、感化院創設は、日本の近代児童福祉を考えるうえで、重要な位置をしめている。しかし、近年、少年非行は激減しており、児童相談所においても、児童虐待相談が増加する一方で、非行相談は減少している。また、非行の背景に虐待が多くみられることもあり、非行相談は虐待相談へと分類されることも増えた。これにより、非行のある児童は被虐待によるケアの対象になるとともに、指導の対象も児童から保護者へと移り、伝統的な児童自立支援施設の理念と方法論にゆらぎが生じることとなった。

一方、思春期の発達支援という視点でみると、早期自立が求められるなか、思春期から大人への移行期間は長期化しており、臨床的には18歳どころか30歳頃まで続くと考えられる。今後、これまでの古い思春期観を修正し、長期間、児童の発達を見守る・自立を支援する仕組みが必要となる。とりわけ、大人への移行期として高校生年代の支援が重要になってくる。このための土台作りとして、家庭の代替的役割や親以外の大人との安定したつながり・信頼関係が重要であり、児童自立支援施設のもつ伝統的な理念と方法論が有意義となる。

今後の児童自立支援施設には、特に思春期の発達支援の観点から、中学校卒業児童の支援およびアフターケアによる継続的、長期的な地域移行支援・自立支援を期待したい。

## 3 閉会式

### 【主催者挨拶】

- ・全国児童自立支援施設協議会副会長  
(岡山県立成徳学校長) 福田 みのり
- ・開催担当県 (和歌山県立仙浜学園長)

安本 浩三

## 4 施設見学

和歌山県立仙溪学園の見学へ33人が参加した。



## IV おわりに

近年、社会的養護を取り巻く状況は大きく変化している。社会的養護関係施設においては、施設機能の強化に向けた取り組みが強く求められており、児童自立支援施設も例外ではない。今まさに、児童自立支援施設は、大きな転換期を迎えているといえる。本全国施設長会議では、各施設の機能強化に関する実践報告や情報交換、今後のあり方についての議論が活発に行われた。なによりも、全国の施設長が一堂に会して、今後の施設機能強化のあり方について共有・協議した意義は極めて大きいと感じる。

筆者は、本全国施設長会議の開催担当県として準備を進めるなか、当施設に唯一残っていた『教護』（第106号）<sup>9)</sup>を偶然発見した。そのなかには、昭和35年度全国教護院長会議の報告が、31ページにわたり掲載されていた。改めて調べてみると、過去に発行された機関誌『感化教育』や『児童保護』、『教護』、『非行問題』においても、全国施設長会議の報告<sup>10)</sup>が幾度かなされていた。これらは、その当時の施設や児童の様子を知る貴重な歴史的資料といえる。

感化院から児童自立支援施設へと脈々と継承されてきた支援の本質・哲学の存在は、児童自

立支援施設のもつ強み・財産である。これらは、言うまでもなく、先人たちの実践の基に構築されたものである。今後、児童自立支援施設の施設機能強化がどのように展開・発展していくかは、各施設の日々の試行錯誤と実践にかかっている。児童自立支援施設の未来を担う一員として、全国の児童自立支援施設職員とともに、今後も新たな実践を積み重ねていきたい。

本全国施設長会議が今後の児童自立支援施設の発展に寄与することを願い、令和5年度全国施設長会議の報告とさせていただく。

## 付記

本全国施設長会議の開催に際して、ご協力を賜りました講師および関係者の皆様に対し、この場を借りて改めて厚くお礼申し上げます。

### 注釈

- 1) このうち、新任施設長は13人であった。
- 2) 第1回の全国施設長会議は、1910（明治43）年に開催された全国感化院長会議である。
- 3) 「社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」については、平成23年施行の改正児童福祉施設最低基準により、施設長の受講義務研修となった。
- 4) 1946（昭和21）年の第15回全国少年教護院長会議以降、毎年開催されている。
- 5) 「児童自立支援施設の高機能化等に関する検討委員会報告書」令和5年3月 全国児童自立支援施設協議会
- 6) 「令和2年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について」厚生労働省
- 7) 「令和5年度全国児童自立支援施設長会議 社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」（冊子）全国児童自立支援施設協議会事務局：北海道立向陽学院 開催担当県：和歌山県立仙溪学園
- 8) （前）和歌山県精神保健福祉センター一所长
- 9) 1960（昭和35）年に全国教護協議会から発行。
- 10) 直近では2011年『非行問題』（第217号）にて「公設民営化議論の行方」のテーマで、平成22年度の全国児童自立支援施設長会議報告がある。

# 児童自立支援施設入所児童への包括的 性教育の意義と可能性

～性に関する指導・支援システムの基盤構築に向けて～

和歌山県立仙溪学園 心理療法担当職員

いわた ともかず  
岩田 智和



## I 問題と目的

全国の児童自立支援施設においては、性加害行為や性的問題行動（以下、「性的問題行動等」という）のある児童の増加により、その対応が喫緊の課題となっている。このような入所児童の性的問題行動等は、児童自立支援施設のみならず、他の社会的養護関係施設においても増加している（みずほ情報総研株式会社 2019、岩田ら 2023）。他の社会的養護関係施設で性的問題行動等を起こした児童が、児童自立支援施設へと措置変更されることも多く、とりわけ、児童自立支援施設に性的問題行動等のある児童が集中する実情がある。なかには、入所男児の半数以上が性的問題行動等のある児童となっている施設も存在する（全国児童自立支援施設協議会 2022）。

一方で、児童自立支援施設入所児童のなかには、性暴力被害や性的搾取被害（以下、「性被害」という）を受けた児童も多く存在する（藤岡・寺村 2006、野坂 2019）。また、児童自立支援施設入所児童の性交経験率が一般児童に比べて、極めて高いことも指摘されている（井戸 1998、藤岡・寺村 2006、浅野 2008）。

社会的養護を取り巻く性の問題が顕在化するなか、児童自立支援施設においては、児童相談所などの関係機関から、性に関する指導・支援の中核機関としての役割も期待されている。近年、児童自立支援施設では、心理療法担当職員を中心に性的問題行動等に関する防止プログラムの実践が広がりつつあるとともに（岩田 2022）、性被害経験のある児童への心理的ケア

に関する調査研究も進められている（国立きぬ川学院 2019、野坂 2020）。しかしながら、性教育については、実施している施設が増えつつあるものの実践報告は少なく、また、体系化に向けた研究も進んでいない。このような状況下、児童自立支援施設における性教育のあり方が問われているとともに、思春期および自己アイデンティティの形成期にある入所児童にとって、最も必要な自立支援の一つであると考えられる。

そこで本研究では、現在の児童自立支援施設における性教育の実態を明らかにしたうえで、児童自立支援施設および入所児童の特性に応じた効果的な性教育のあり方について検討することを目的とする。

## II 教護院・児童自立支援施設における性教育の歴史的変遷

本章では、教護院の時代以降に発刊された施設運営に関する七つの文献を基に、教護院および児童自立支援施設における性教育の歴史的変遷について概観する。なお、これら七つの文献は、当時の実践を体系化したものといえるため、その時代ごとの性教育のあり方・考え方がこれら文献に強く反映されているものと考えられる。

厚生省発刊の『教護院運営要領-基本篇-』（1952）および『教護院運営要領-技術篇-』（1956）では、不良行為の一つとして「性的非行」をあげているものの、性教育に関する記述はみられない。なお、性に関連する内容としては唯一、入所児童の男女間の性的問題を防止するため



に、原則として男女の寮舎は別にすべきと述べている（厚生省編 1952）。次いで、1969年に全国教護協議会が発行した『教護院運営指針』では、非行の一つとして性に関する異常行動や不純異性交遊をあげている。性教育に関しては、健康教育という項目の中で「特に食と性に関することについては、根強いものがあるだけに根気強い指導が大切で、その知識を教えマナーを授けると共に、職員の日々の生活を見て自然に感じとらせ、情動的に会得させることが大切である」（全国教護協議会編 1969）と述べている。

1985年に全国教護院協議会が発刊した『教護院運営ハンドブック』では、施設内で起こりやすい問題行動として男女間の手紙交換と不純異性交遊をあげ、性交体験のある児童の増加にともない、職員間の統一した考え方のもと慎重に指導しなければならないと述べ、性教育の必要性を指摘している。また、「男は男らしく、女は女らしくなり、精通、初潮などの生理現象を経験し、性衝動が起こり情緒的に不安定になることがあるが、そのような時にはどのような態度をとるべきか、確固たる決心をもって臨むか否かが将来の幸、不幸を分かつものであることをしっかり教えなければならない」、「とにかく性に関する不適切な情報や世相に負けない確固とした知識と態度を持たせて、心を安定させなければならない」（全国教護院協議会 1985）と述べるとともに、単なる性教育だけではなく、性情操や性道徳の涵養が欠かせないと指摘している（全国教護院協議会編 1985）。

1999年に全国児童自立支援施設協議会が発刊した『新訂版 児童自立支援施設（旧教護院）運営ハンドブック』では、性教育に関して、前書『教護院運営ハンドブック』と同様の内容が記載されている。それ以外では、「援助交際」の事例をあげ、その背景について考察している（全国児童自立支援施設協議会編 1999）。その後、2012年に厚生労働省が発出した「児童自立支援施設運営指針」では、「性に関する教育」の項目を設け、「子どもの年齢、発達段階に応じて、異

性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設ける」とし、具体的には「性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答える」、「日頃から職員間で児童自立支援施設に相応しい性教育のあり方等を検討し、職員の学習会を行う」、「必要に応じて外部講師を招いて、学習会などを職員や子どもに対して実施する」と記載している（厚生労働省 2012）。

さらに、現時点で最新となる2014年発刊の『児童自立支援施設運営ハンドブック』では、性に関する課題を抱えた児童や児童養護施設内での性加害行為により措置変更となった児童が増加していると述べたうえで、性に関する支援をどのように展開していくかが課題と指摘している。また、施設内で性問題の発生する危険性が極めて高いと述べ、性的問題行動等の防止のために「性に関する正しい知識と認識」と「人との関係性」の両面から性教育を実施することが必要と指摘している。また、「生活の中の治療（治療的養育）」の章のなかで、「性加害・被害に関する性加害への矯正プラン」について説明している（社会的養護第三者評価等推進研究会監修 2014）。

以上、七つの主要な文献から教護院以降の性教育の歴史の変遷を概観した。いずれの時代においても、入所児童の性的問題が存在していたことが見て取れるとともに、性教育や性に関する指導・支援の必要性が指摘されている。しかしながら、施設運営のガイドラインでもある運営要領などにおいても、性教育のあり方に関する具体的な記述がこれまでなされていないのが実状である。

### Ⅲ 方法

#### 1 調査対象・調査方法・調査期間

全国の児童自立支援施設全58施設を対象に、独自に作成したアンケートによる質問紙調査を



実施した。なお、アンケートの回答については、施設において性教育を担当する職員、または児童指導を統括する職員に求めた。

調査期間は、2022年1月8日から2022年1月28日であった(回答基準日2022年1月1日)。

## 2 質問紙の構成・分析方法

質問紙の構成は、①回答者の属性に関する設問、②施設の体制・入所児童に関する設問、③性教育の実施状況に関する設問、④性教育の内容に関する設問、⑤性教育に関する考えに関する設問(うち自由回答2問)の5部構成(全49問)とした。なお、性教育を実施していない施設については、指定した設問番号への回答を求めた。

得られた回答は、統計的に処理し、記述統計による分析を行った。ただし、自由回答については、類似した記述ごとにカテゴリー化し、集計・分析を行った。なお、記入漏れや多重回答などを含む不備のあるデータについては除外とした。

## 3 倫理的配慮

調査の趣旨および倫理的配慮を書面に記載し、返送をもって同意とした。回答については、施設名・個人名を無記名として匿名性を保障した。また、収集したデータについては、施設や個人が特定されることのないよう十分配慮した。

本研究は、大阪教育大学倫理委員会の承認(受付番号21094)を得て実施した。

## IV 結果

全国の児童自立支援施設全58施設のうち、54施設(回収率93.1%)から回答を得た。以下、調査結果の一部を抜粋して報告する。

## 1 回答者の基本属性

回答者の基本属性を表1に示す。

表1 回答者の基本属性

		n=54		
施設の所在地	北海道・東北地区(全9施設)	9	16.7%	
	関東地区(全12施設)	11	20.4%	
	中部地区(全11施設)	10	18.5%	
	近畿地区(全9施設)	8	14.8%	
	中国地区・四国地区(全9施設)	8	14.8%	
	九州地区(全8施設)	8	14.8%	
職種	児童自立支援専門員	24	44.4%	
	心理療法担当職員	20	37.0%	
	児童生活支援員	4	7.4%	
	家庭支援専門相談員	1	1.9%	
	看護職員(看護師・保健師)	0	0.0%	
	その他※1	5	9.3%	
	性別	男性	31	57.4%
	女性	22	40.7%	
	回答しない	1	1.9%	
年齢	全体(平均)	46.9歳	SD9.3	24.62※2
	男性(平均)	46.9歳	SD9.2	28.60※2
	女性(平均)	46.6歳	SD9.5	24.62※2
合計施設勤務年数	全体(平均)	9.3年	SD9.6	1.34※3
	男性(平均)	10.3年	SD9.6	1.33※3
	女性(平均)	8.2年	SD9.5	1.34※3

※1: 管理監督者、課長、係長など

※2: 最低年齢-最高年齢

※3: 最少年数-最多年数

## 2 入所児童の状況

入所児童の状況を表2に示す。

表2 入所児童の状況

		n=54	
入所児童数(男女別)	総数	1,162人	
	うち男児	833人	71.7%
	うち女児	329人	28.3%
入所児童数(就学別)	小学生	144人	12.4%
	中学生	909人	78.2%
	中学校卒業児童	109人	9.4%
入所以前に性的問題行動等あり	全体	422人	36.3%
	うち男児	334人	79.1%
	うち女児	88人	20.9%
入所以前に性被害あり	全体	177人	15.2%
	うち男児	51人	28.8%
	うち女児	126人	71.2%
入所中に性問題行動あり	全体	72人	6.2%
	うち男児	58人	80.6%
	うち女児	14人	19.4%
性的マイノリティの児童(推察含む)の入所歴あり	29施設	53.7%	

## 3 性教育の実施状況

### (1) 性教育の実施の有無

性教育の実施は47施設(87.0%)、未実施は7施設(13.0%)であった。なお、未実施の理由は、「心理士が女性のため未実施」、「授業の中で必要に応じて実施」、「措置児相が主体となり実施」などであった。

性教育を実施している47施設のうち、35施設(74.5%)は施設の方針として実施、12施設(25.5%)は施設の方針ではなく、心理療法担当職員などが状況に応じて臨機応変に実施していた。なお、性教育の開始時期が判明している施設のうち、79.2%が2010年以降に開始していた。

## (2) 集団および個別での性教育の実施状況

性教育を実施している47施設のうち、集団での性教育と個別での性教育の両方を実施している施設は30施設(63.8%)、集団での性教育のみ実施している施設は9施設(19.1%)、個別での性教育のみ実施している施設は8施設(17.0%)であった。

集団および個別での性教育の対象・年間の実施回数をそれぞれ表3、表4に示す。集団での性教育は小学生、中学生を中心に男女別に実施される傾向があり、それぞれ3回から5回程度の実施となっていた。一方、個別での性教育は集団での性教育に比べ、特に性的問題行動や性被害経験のある児童への実施が多くなっていた。なお、集団での性教育を実施している39施設のうち、性教育の男女構成(重複回答あり)は、男女合同での実施が12施設(30.8%)、男児と女児を分けてそれぞれ実施が29施設(74.4%)、男児のみに実施が5施設(12.8%)、女児のみに実施が4施設(10.3%)であった。また、性教育の年齢構成(重複回答あり)は、小学生と中学生と中学校卒業児童の合同が6施設(15.4%)、小学生と中学生の合同が14施設(35.9%)、中学生と中学校卒業児童の合同が6施設(15.4%)、小学生と中学生の合同と中学校卒業児童は別で実施が1施設(2.6%)、中学生と中学校卒業児童の合同と小学生は別で実施が2施設(5.1%)、小学生・中学生・中学校卒業児童それぞれ別々に実施が11施設(28.2%)、状況により年齢構成を変えて実施が12施設(30.8%)、その他は2施設であった。

表3 集団での性教育<sup>\*1</sup>

対象	n = 39			
	実施施設数		年間実施回数	
	n	(%)	平均 (SD)	最小-最多
小学生	男児全員	26 (66.7%)	3.2 (2.7)	1-12
	女児全員	22 (56.4%)	4.3 (4.5)	1-20
中学生	男児全員	32 (82.1%)	3.1 (2.7)	1-12
	女児全員	31 (79.5%)	4.0 (4.1)	1-20
中学校卒業児童	男児全員	13 (33.3%)	3.4 (2.6)	1-8
	女児全員	12 (30.8%)	5.6 (5.4)	1-20
性的問題行動のある児童のみ	6 (15.4%)	8.5 (4.5)	3-15	
性被害経験のある児童のみ	1 (2.6%)	10	-	-
その他 <sup>*2</sup>	4 (10.3%)	3.0 (2.2)	1-6	

※1: 重複回答あり  
※2: 中3男女全員、中2男児と中3男児など

表4 個別での性教育<sup>\*1</sup>

対象	n = 38			
	実施施設数		年間実施回数	
	n	(%)	平均 (SD)	最小-最多
小学生	男児	11 (28.9%)	3.7 (3.4)	1-12
	女児	9 (23.7%)	3.0 (3.5)	1-12
中学生	男児	15 (39.5%)	5.6 (4.1)	1-15
	女児	14 (36.8%)	4.3 (3.2)	1-12
中学校卒業児童	男児	6 (15.8%)	3.2 (2.7)	1-7
	女児	7 (18.4%)	5.0 (3.0)	1-9
性的問題行動のある児童のみ	23 (60.5%)	7.2 (6.0)	1-25	
性被害経験のある児童のみ	5 (13.2%)	5.3 (3.8)	1-10	
その他 <sup>*2</sup>	4 (10.5%)	2.3 (2.2)	1-6	

※1: 重複回答あり  
※2: 必要に応じて実施、希望した児童、中2・中3に実施など

## (3) 性教育を主に担当している職種

性教育を主に担当している職種は、心理療法担当職員が30施設(63.8%)と最も多く、次いで外部機関の講師が27施設(57.4%)、児童自立支援専門員が22施設(46.8%)、児童生活支援員が16施設(34.0%)、看護職員(看護師・保健師)が8施設(17.0%)、併設学校の養護教諭や教員が6施設(12.8%)であった。なお、外部機関の講師の内訳は、助産師が11施設、医師が5施設(産婦人科医師3、泌尿器科医師2)、保健師が5施設、児童相談所職員が5施設(児童心理司3、保健師2)、大学教員が4施設、看護師が3施設、警察署職員が2施設、少年鑑別所職員が2施設、刑務所職員が1施設、弁護士が1施設、性暴力救援センター相談員が1施設、CAP相談員が1施設、性教育サークルが1施設であった。

## (4) 性教育の体制

性教育の体制を表5に示す。

表5 性教育の体制

		n=47
事務分掌の位置づけ	26	55.3%
性教育の年間指導計画の策定	26	55.3%
性教育委員会等の設置	21	44.7%
性教育の指針・基準の策定	12	25.5%
性教育の効果測定の実施	11	23.4%
性教育の手引書(マニュアル)の作成	6	12.8%

#### (5) 併設学校における性教育の実施状況

併設中学校における性教育の実施状況は、回答のあった54施設のうち、併設中学校単独で実施が17施設(31.5%)、併設中学校と施設との合同での実施が21施設(38.9%)、未実施が12施設(22.2%)、不明が2施設(3.7%)、その他が2施設(3.7%)であった。

併設小学校における性教育の実施状況は、回答のあった54施設のうち、併設小学校単独で実施が15施設(27.8%)、併設小学校と施設との合同での実施が14施設(25.9%)、未実施が16施設(29.6%)、不明が5施設(9.3%)、その他が4施設(7.4%)であった。

## 4 性教育の内容

集団での性教育および個別での性教育のなかで教えている項目を表6に示す。なお、性教育の内容の32項目については、茂木ら(2011)や石澤ら(2012)、UNESCO(2018)、徳山・田辺(2020)、日本医療政策機構(2020)を参考に、筆者が重要と考える性教育内容を選定した。

集団での性教育のなかでは、「思春期の身体的変化・発達」(92.3%)、「思春期の心理的な変化・発達」(87.2%)、「男女の生殖器の構造と機能」(84.6%)、「出産・命の誕生」「性感染症」(82.1%)が高い割合であった。一方、個別での性教育のなかでは、「プライベートゾーン」(92.1%)、「性行動のルール」「対人距離(パーソナルスペース)」(84.2%)が高い割合であった。

集団での性教育のなかで教えているが抵抗のある項目のうち割合が高い項目は、「性交(セックス)」(15.4%)、「コンドームの使い方」「マ

スターベーション」(12.8%)、「精通・射精」(7.7%)であった。一方、個別での性教育のなかで教えているが抵抗のある項目のうち割合が高い項目は、「マスターベーション」(28.9%)、「精通・射精」「性交(セックス)」(13.2%)、「コンドームの使い方」(10.5%)、「男女の生殖器の構造と機能」「避妊の方法」(7.9%)であった。

性教育のなかで教えていないが教えるとしたら抵抗のある項目のうち割合が高い項目は、「コンドームの使い方」(18.5%)、「マスターベーション」(14.8%)、「ピル(経口避妊薬)」(11.1%)、「性の多様性(LGBTなど)」(9.3%)、「性交(セックス)」「中絶」「避妊の方法」(7.4%)であった。

表6 性教育の内容

	教えている			
	集団	n=39	個別	n=38
① 思春期の身体的変化・発達	36	(92.3%)	21	(55.3%)
② 思春期の心理的な変化・発達	34	(87.2%)	22	(57.9%)
③ 男女の生殖器の構造と機能	33	(84.6%)	19	(50.0%)
④ 初経・月経	30	(76.9%)	19	(50.0%)
⑤ 精通・射精	29	(74.4%)	20	(52.6%)
⑥ 性交(セックス)	25	(64.1%)	23	(60.5%)
⑦ 受精・妊娠	29	(74.4%)	21	(55.3%)
⑧ 中絶	24	(61.5%)	15	(39.5%)
⑨ 出産・命の誕生	32	(82.1%)	14	(36.8%)
⑩ 育児	21	(53.8%)	9	(23.7%)
⑪ 避妊の方法	27	(69.2%)	22	(57.9%)
⑫ コンドームの使い方	17	(43.6%)	13	(34.2%)
⑬ ピル(経口避妊薬)	22	(56.4%)	14	(36.8%)
⑭ 性感染症	32	(82.1%)	23	(60.5%)
⑮ HIV・エイズ	27	(69.2%)	17	(44.7%)
⑯ 性と生殖に関する健康と権利	18	(46.2%)	11	(28.9%)
⑰ 対人距離(パーソナルスペース)	30	(76.9%)	32	(84.2%)
⑱ プライベートゾーン	29	(74.4%)	35	(92.1%)
⑲ 自他の境界線(ハウダグリー)	28	(71.8%)	29	(76.3%)
⑳ 性行動のルール	20	(51.3%)	32	(84.2%)
㉑ 自慰行為(マスターベーション)	15	(38.5%)	27	(71.1%)
㉒ ジェンダー・ジェンダー平等	15	(38.5%)	10	(26.3%)
㉓ 性暴力・性被害	23	(59.0%)	26	(68.4%)
㉔ デートDV	25	(64.1%)	18	(47.4%)
㉕ 仲間の同調圧力	8	(20.5%)	4	(10.5%)
㉖ 性的同意(セクシャルコンセンスト)	22	(56.4%)	22	(57.9%)
㉗ 相互尊重の人間関係	23	(59.0%)	15	(39.5%)
㉘ 性の多様性(LGBT・SOGIなど)	18	(46.2%)	9	(23.7%)
㉙ 情報通信技術の安全な使い方	23	(59.0%)	17	(44.7%)
㉚ 信頼できる適切な性情報の選択	15	(38.5%)	12	(31.6%)
㉛ 性や生殖に関する相談機関	15	(38.5%)	7	(18.4%)
㉜ 人権に関する法律や条約	8	(20.5%)	6	(15.8%)

## 5 性教育に関する考え方

### (1) 性教育を主として担うべき機関

性教育を主として担うべき機関について、回答のあった54施設のうち欠損3施設を除いた51施設では、「施設が担うべき」が40施設

(78.4%)、「児童相談所が担うべき」が3施設(5.9%)、「外部の専門機関が担うべき」が3施設(5.9%)、「併設学校が担うべき」が2施設(3.9%)、「その他の機関が担うべき」が3施設(5.9%)であった。

## (2) 性教育に関する考え

性教育に関する考えを表7に示す。

表7 性教育に関する考え

	n=54		
	必要	必要でない	わからない
入所児童全員への性教育	49 (90.7%)	4 (7.4%)	1 (1.9%)
施設の特性に応じた性教育	47 (87.0%)	2 (3.7%)	5 (9.3%)
小学生用の性教育プログラム	48 (88.9%)	2 (3.7%)	4 (7.4%)
中学生用の性教育プログラム	48 (88.9%)	2 (3.7%)	4 (7.4%)
中学校卒業児童用の性教育プログラム	46 (85.2%)	3 (5.6%)	5 (9.3%)
施設の特性に応じた性教育の指針	47 (87.0%)	2 (3.7%)	5 (9.3%)
性教育の指導に関する手引書	51 (94.4%)	1 (1.9%)	2 (3.7%)
性教育の指導者養成研修会	45 (83.3%)	3 (5.6%)	6 (11.1%)

## (3) 性教育の実施による入所児童への影響

性教育の実施による入所児童への影響について、自由記述での回答を求めた結果、50施設(92.6%)から114の記述が得られた。これらを類似した記述ごとにカテゴリー化した結果、ポジティブな影響として、【正しい性知識の習得】(33記述:28.9%)、【自己や他者の尊重】(21記述:18.4%)、【性的問題行動・性被害の防止】(20記述:17.5%)、【対人スキルの習得】(14記述:12.3%)の四つ、また、ネガティブな影響として、【性的トラブルの引き金】(17記述:14.9%)、【フラッシュバックの危険性】(9記述:7.9%)の二つが抽出された。

## (4) 児童自立支援施設における性教育のあり方・実施する立場として感じていること

児童自立支援施設における性教育のあり方・性教育を実施する立場として感じていることについて、自由記述での回答を求めた結果、40施設(74.1%)から97の記述が得られた。これらを類似した記述ごとにカテゴリー化した結果、【性教育の拡充】(32記述:33.0%)、【性教育プログラムの構築】(23記述:23.7%)、【施設全体での取り組み・共通理解】(16記述:

16.5%)、【実施の困難さ】(14記述:14.4%)、【指導職員の育成】(12記述:12.4%)の五つが抽出された。なお、【実施の困難さ】の内容は、「知的障害や発達障害のある児童への実施」、「性的マイノリティの児童への対応」、「多様な児童への対応」、「時間の捻出」などであった。

## V 考察

本調査では、全国の児童自立支援施設全58施設のうち、54施設(回収率93.1%)から回答を得た。また、回答者の所属する施設の所在地区の割合(14.8%から20.4%)および各所在地区内における回答施設の割合(88.9%から100%)に偏りがなかった。このことから、本調査の結果により、全国の児童自立支援施設における性教育の実態が示されたといえる。

### 1 性的問題行動等および性被害経験のある児童の状況

全国の児童自立支援施設において性的問題行動等のある児童の増加が広く認識されるなか、性的問題行動等および性被害経験のある男児と女児に関する正確な統計はこれまでなく、その実態は不明であった。

本調査の結果から、現在、全国の児童自立支援施設において入所以前に性的問題行動等があった児童が36.3%(男児総数に占める割合40.1%、女児総数に占める割合26.7%)、入所以前に性被害経験があった児童が15.2%(男児総数に占める割合6.1%、女児総数に占める割合38.3%)、入所中に施設内で性的問題行動等があった児童が6.2%(男児総数に占める割合7.0%、女児総数に占める割合4.3%)にのぼり、男女問わず入所以前に性的問題行動等および性被害経験があった児童、入所中に施設内で性的問題行動等があった児童が高率であることが明らかになった。



この結果は、これまでに実施された入所児童の性非行に関する調査結果（田澤 1999、石澤ら 2009、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 2020）よりも高い割合を示しており、性に関する指導・支援の必要な児童が以前よりも増加していることが統計的に明らかになった。特に性的問題行動等のあった女児（入所女児総数の 26.7%）および性被害経験のあった男児（入所男児総数の 6.1%）については、これまで調査されたことがなく、本調査によりその実態が初めて明らかになったといえる。本調査では、性的問題行動等および性被害経験の内容を把握するには至らなかったが、今後、それらの内容や背景、男女の差異などを把握したうえで、性的問題行動等のある女児への指導・支援および性被害経験のある男児への心理的ケアのあり方についても検討していく必要があると考える。

さらに、これまでに性的マイノリティ（推察含む）の児童の入所を経験している施設が半数以上（53.7%）にのぼることが明らかになった。石澤・尾崎（2014）が 2013 年度に実施した、児童自立支援施設の職員に対する性的マイノリティの児童への支援に関する意識調査によると、性的マイノリティの児童への支援に関する職員研修を実施している施設はなく、児童に対して性的マイノリティに関する教育を実施している施設はわずか 2.2% であった。このことから、今後、児童自立支援施設においても、入所児童に対して性の権利に関する教育や性的マイノリティの児童への支援体制について検討していく必要があると考える。

## 2 性教育の体制

本調査の結果から、現在多くの児童自立支援施設において性教育が実施されていることが明らかになった。性教育の開始時期が判明している施設のうち、約 8 割が 2010 年以降に開始していることから、性に関する指導・支援の必要な児童の増加にともない、各施設が順次、性教

育の導入を図ってきたと考えられる。一方、性教育を実施している施設は増加しているものの、施設の方針として性教育を実施している施設は 74.5% であり、残りの施設については、施設の方針ではなく、施設職員が状況に応じて臨機応変に実施していた。このように、組織としての性教育が整備されていない施設では、職員が必要に迫られ対症療法的、あるいは応急処置的に実施している意味合いが強いと考える。

現在の性教育の体制については、事務分掌への位置づけが 55.3%、年間指導計画の策定が 55.3%、施設内職員研修の実施が 51.9%、性教育委員会等の設置が 44.7% と半数程度にとどまり、また、性教育の指針・基準がある施設が 25.5%、性教育の効果測定を行っている施設が 23.4%、性教育の手引書を作成している施設が 12.8% と低率であった。さらに、今後の児童自立支援施設における性教育のあり方として、【性教育の拡充】、【性教育プログラムの構築】、【施設全体での取り組み・共通理解】、【指導職員の育成】が抽出された。これらのことから、近年、各施設において性教育が実施されつつあるものの、実情としては、性教育体制の不備や未整備の部分が多く、脆弱なものといえる。

施設内の性教育体制を整備・拡充していくうえで基盤となるものが、「施設全体（組織）としての取り組み」および「職員間の共通理解」と考える。しかしながら、本調査の結果では、施設の方針として性教育を実施している施設は 74.5%、また、施設が性教育を主として担うべきと回答した施設は 78.4% にとどまった。さらに、性教育の実施による入所児童への影響として、【性的トラブルの引き金】を危惧するネガティブなカテゴリーが抽出された。このことから、性教育を事務分掌や事業計画に明確に位置づけるとともに、性教育委員会などを設置し、施設全体で性教育に取り組む組織作りが必須と考える。あわせて、施設職員へ科学的根拠に基づく性教育の重要性と児童の性行動に与える有効性について研修会や学習会などを通じて教示

し、職員側の性教育実施に関する危惧や誤った認識を修正し、職員間の共通理解を形成していくことが必要である。さらに、児童自立支援施設職員を対象にした性教育の研修を実施し、職員一人ひとりの専門的知識や技術の習得および性教育指導者の育成を図っていくことも必要と考える。

性教育の実施方法では、集団での性教育と個別での性教育との両方を実施している施設が多かったものの、全ての入所児童が性教育の対象になっているわけではないことが認められた。その理由として、自由回答にあった性被害経験のある児童に対するフラッシュバックの危険性や知的障害・発達障害のある児童に対する実施の困難さなどが考えられる。児童自立支援施設には、さまざまな課題や発達特性などのある児童が入所しており、性教育の実施に関しては、児童一人ひとりの家庭環境や生育歴、被虐待経験、発達特性などを含めた包括的なアセスメントを実施するとともに、必要に応じて児童精神科医師や心理療法担当職員との協議のうえで、性教育の実施のタイミングや方法、内容などについて検討していくことが必要といえる。

林・永野・林（2021）は、児童福祉施設において「育ちのなかでの性教育」、「傷つきからの回復のための性教育」、「性的問題を予防するための性教育」の三つの視点からの性教育の必要性を指摘している。また、山口（2022）は、性教育の視点を日常生活に活かす必要性を指摘し、性教育と生活支援（日常ケア）との両輪によるアプローチを重視するとともに、性教育を生きることの教育である「生教育」として位置づけ、児童養護施設において「性と生」の教育実践を展開している（山口 2011、山口・関 2022）。

このことから、児童自立支援施設においても、性教育の体制整備および体系化を行ったうえで、生活指導との両輪によるアプローチについて実践と研究を積み重ねていくことが必要と考える。そのうえで、児童自立支援施設における

性に関する指導・支援システムのあり方としては、Caplan（1964）の予防モデルを参考に、①一次予防（発生予防）：全ての入所児童を対象にした集団または個別での性教育、②二次予防（重篤化予防）：性的問題行動等や性被害経験のある児童、発達障害や知的障害のある児童などを対象にした個別での性教育、③三次予防（再発予防）：性的問題行動等のある児童への再発防止プログラムや性被害経験のある児童への治療的な心理ケア、および性に関する指導・支援の必要な児童に対する地域移行支援や退所後のアフターケアが考えられる。

### 3 性教育の内容

集団での性教育と個別での性教育を比較すると、教えている項目の割合に差異が認められた。集団での性教育においては、思春期における性的・身体的発達といった従来の基本的な性教育の項目の割合が高かった。個別での性教育においては、より具体的な性知識や対人スキル、対処スキルに関する項目の割合が高かった。個別での性教育では、集団での性教育よりも性的問題行動等や性被害経験のある児童を対象としている施設が多いことや一人ひとりの特性や状態に合わせた性教育が可能になることから、より具体的な性知識や対人スキルなどに関する項目の割合が高かったと推察する。

一方、教えている項目のなかで、集団での性教育および個別での性教育ともに、性的人権やジェンダー平等、性の多様性、仲間の同調圧力、相談機関などの社会制度、人権に関する法律などの項目の割合が低かった。また、性行為や避妊方法など、教えることに抵抗のある項目の存在が認められた。これら教えることへの困難さや抵抗のある項目については、職員側の知識不足や教示方法の未習得、教えることへの戸惑いや羞恥心、児童の反応に対する危惧などが理由として考えられる。このような科学的・専門的知識が必要とされる項目や個人的価値観が反映

される危険性の高い項目、抵抗感が強い項目については、外部の専門機関や専門職員と連携・協働することで、正確な知識や情報を児童に提供できるとともに、施設職員の知識や技術の習得にもつながり、より包括的、体系的な性教育の導入が可能になると考える。

1994年の国際人口・開発会議（カイロ会議）では、思春期児童へのリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）の取り組みを重要視し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する教育プログラムの必要性を指摘している（ICPD 1994）。なお、これ以降、リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、国際的に重要な概念・人権の一つとなっている。

現在では、UNESCOの『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』に基づく包括的性教育が、性教育の国際的スタンダードとして位置づけられている。ガイダンスでは、セクシュアリティ（性）を生物学的、生理学的な側面だけでなく、身体的、心理的、精神的、社会的、政治的、文化的な側面も含め包括的に捉えている。また、包括的性教育を「セクシュアリティの認知的、感情的、身体的、社会的諸側面を扱うカリキュラムをベースにした教育と学習のプロセス」と定義し、①科学的根拠に基づく包括的で正確な情報と知識、②子どもや若者が性的・社会的関係において自他の尊厳と権利を守ることができる責任ある選択や意思決定、③リスクを減らすための知識・スキル・価値観などの獲得を目的としている。ガイダンスは、八つのキーコンセプト（①関係性、②価値・権利・文化・セクシュアリティ、③ジェンダーの理解、④暴力と安全の保持、⑤健康と幸福のためのスキル、⑥人間のからだの発達、⑦セクシュアリティと性の行動、⑧性と生殖の健康）で構成されている。諸外国ではガイダンスの基準を満たした包括的性教育の実施により、初めての性交を遅らせる、無防備な性交の頻度を減らす、意図しない妊娠や性感染症を防ぐなどの研究結果が出ている

（UNESCO 2018）。

性的問題に限らず暴力や窃盗などの他者の権利を侵害する問題行動のある児童および被虐待などの逆境体験のある児童が多く入所している児童自立支援施設にとって、基本的人権を基軸とするUNESCOのガイダンスの基準を満たした包括的性教育の新たな導入は、児童の最善の利益の保障にもつながると考える。また、入所児童の性的問題行動等および性被害の防止にも有効なものになり得る。さらに、入所児童への性に関する指導・支援方法に苦慮している児童自立支援施設の職員にとっても、体系化された包括的性教育の存在は、新たな指導・支援のツールになり得ると考える。

## VI 結論

本研究では、児童自立支援施設における効果的な性教育のあり方について検討することを目的に、調査結果の分析と考察を行った。その結果、男女ともに性的問題行動等および性被害経験のあった児童が多いことや性的マイノリティ（推察含む）の入所を経験している施設が多いことが明らかになった。このような状況下、現在、多くの児童自立支援施設で性教育が実施されていたものの、その一方で性教育体制の不備や脆弱さが認められた。また、全ての児童が必ずしも性教育の対象になっているわけではないことや性教育の項目によって教えている割合に差異があること、教えることに抵抗のある項目の存在が認められた。

このことから、全国の児童自立支援施設に同一水準の性教育体制を整備・拡充していくための方策として、児童自立支援施設および入所児童の特性に応じた性教育の指針（ガイドライン）の策定や性教育の指導に関する手引書（マニュアル）の作成、性教育指導者の養成が急務であり、全国児童自立支援施設協議会などが中心となり整備・開発していくことが必要と考える。



また、性に関する指導・支援の必要な児童のみならず、被虐待経験などの逆境体験のある児童が多い児童自立支援施設において、どのような性教育の項目を教えていくかの基準が明確ではなく、各施設が試行錯誤を重ねている状況であることも認められた。このため、今後、基本的人権を基軸とする UNESCO のガイダンスの基準を満たした包括的性教育プログラムを構築し、全ての入所児童に実施していくことが、入所児童の自立支援にとって有益であることを示唆した。

本研究により、現在の児童自立支援施設における性教育の実態が明らかになり、今後の性教育体制の整備・開発や性教育プログラムの構築に必要な基礎的情報を得ることができたと考える。しかしながら、本研究では包括的性教育の基準を満たす具体的な項目の選定および性教育プログラムの策定までには至らなかったため、引き続き、実践と研究を進めながら児童自立支援施設および入所児童の特性に応じた包括的性教育プログラムを構築していく必要がある。また、併設学校による性教育および「生命（いのち）の安全教育」との連携・協働のあり方、および地域に暮らす性に関する指導・支援の必要な児童への児童自立支援施設としての地域支援のあり方についても、今後検討すべき研究課題と考える。

## 謝辞

本稿は大阪教育大学大学院に提出した修士論文を改稿・加筆修正したものです。本研究を行うにあたり、全国の多くの児童自立支援施設からご理解とご協力を賜りました。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

## 引用文献

- ・浅野恭子（2008）. 児童自立支援施設での支援の実態—子どもたちの性問題行動の理解と支援—, 児童青年精神医学とその近接領域, 49(3), 300-301.
- ・Caplan,G.（1964）. Principles of preventing psychiatry,Basic Books（カプラン, G 新福尚武（監訳）（1970）. 予防精神医学 朝倉書店）
- ・藤岡淳子・寺村堅志（2006）. 非行少女の性虐待体験と支援方法について—施設での実態調査から—, 子どもの虐待とネグレクト, 78(3), 334-342.
- ・林知然・永野真希・林奈穂子（編著）（2021）. 児童養護施設から考える子どもの性と生—性教育実践報告—, かもがわ出版.
- ・ICPD（1994）. International Conference on Population and Development,ICPD（ICPD 外務省（監訳）（1996）. 国際人口・開発会議「行動計画」—カイロ国際人口・開発会議（1994年9月5-13日）採択文書—, 世界の動き社）.
- ・井戸平八郎（1998）. 教護院入所女子児童にみる非行の変遷と性意識, 愛知淑徳短期大学研究紀要, 37, 1-20.
- ・石澤方英・小木曾宏・徳地昭男・杉浦ひとみ・伊藤貴啓・山口修平…海野千鶴（2012）. 児童福祉施設における性教育プログラム確立と性的問題に対する職員の対応マニュアル作成に向けた実態調査—加害者にも被害者にもならないための予防策としての性教育実践のために—, 明治安田こころの健康財団 2011 年度研究助成対象研究 調査研究報告書.
- ・石澤方英・尾崎万帆子（2014）. 児童自立支援施設における性的課題（セクシュアルマイノリティ）を抱えた児童に対する支援方法確立に向けた実態および職員の意識調査—児童ひとりひとりの人権が尊重される支援を目指して—, 明治安田こころの健康財団 2013 年度研究助成対象研究 調査報告書.
- ・石澤方英・徳地昭男・杉浦ひとみ・富田拓・村山博之（2009）. 児童自立支援施設における性教育の可能性と性加害児童への性治療プログラム—児童自立支援施設の現状から—, 財団法人日本性教育協会学術研究補助金対象研究 研究報告書.
- ・岩田智和（2022）. 児童自立支援施設における心理療法担当職員の現状と展望—心理療法担当職員の配置義務化から十年を迎えて—, 非行問題, (228), 228-253.
- ・岩田智和・桑原義登・桑原徹也（2023）. 和歌山県の社会的養護関係施設における性教育の現状と



- 課題—入所児童への包括的性教育の導入に向けた実態調査（その1：全体の概要）—, わかやま子ども学総合研究センタージャーナル, 4, 21-30.
- ・国立きぬ川学院 (2019). 性暴力被害児への児童自立支援施設における支援に関する調査研究報告書（その2）（第1報告）—児童自立支援施設における性的虐待被害児の実態把握—.
  - ・厚生労働省 (2012). 児童自立支援施設運営指針, 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知.
  - ・厚生省 (編) (1952). 教護院運営要領—基本篇—, 日本少年教護協会.
  - ・厚生省 (編) (1956). 教護院運営要領—技術篇—, 日本児童福祉協会.
  - ・三菱UFJリサーチ & コンサルティング (2020). 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課委託事業 児童心理治療施設、児童自立支援施設の高機能化及び小規模化・多機能化を含めた在り方に関する調査研究業務一式報告書.
  - ・みずほ情報総研株式会社 (2019). 平成30年度厚生労働省委託事業 児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究報告書.
  - ・茂木輝順・田代美江子・長香織・橋本紀子・広瀬裕子・鈴木幸子…小宮明彦 (2011). 日本の中～大規模中学校における性教育の実態調査, 思春期学, 29(1), 147-158.
  - ・日本医療政策機構 (2020). 大学生の包括的健康教育プログラム構築と効果測定調査 [https://hgpi.org/wp-content/uploads/Report-Health EducationForUniversityStudents\\_JPN.pdf](https://hgpi.org/wp-content/uploads/Report-Health EducationForUniversityStudents_JPN.pdf)
  - ・野坂祐子 (2019). 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業調査研究（指定研究）児童自立支援施設の措置児童の被害実態の的確な把握と支援方策等に関する調査研究報告書（第1報告）.
  - ・野坂祐子 (2020). 2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業調査研究（指定研究）児童買春、児童ポルノ被害児童の保護施策の実施状況に関する調査研究.
  - ・社会的養護第三者評価等推進研究会（監）・児童自立支援施設運営ハンドブック編集委員会（編）(2014). 児童自立支援施設運営ハンドブック, 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課.
  - ・田澤薫(1999). 児童自立支援とリプロダクティブ・ヘルスに関する一考察—アンケート「教護院におけるリプロダクティブ・ヘルスの課題調査」の結果と分析—, 国際医療福祉大学紀要, 4, 57-68.
  - ・徳山美知代・田辺肇 (2020). 児童養護施設入所児童に対する自立に向けた包括的性教育の検討—施設内虐待予防と性に関連する課題からの回復を目指す支援—, 東京成徳大学臨床心理学研究, 20, 1-9.
  - ・UNESCO(Ed.) (2018). International technical guidance on sexuality education: An evidence-informed approach [Revised edition], UNESCO (ユネスコ (編) 浅井春夫・長香織・田代美江子・福田和子・渡辺大輔 (訳) (2020). 改訂版 国際セクシュアリティ教育ガイドランス—科学的根拠に基づいたアプローチ—, 明石書店).
  - ・山口修平 (2011). 児童養護施設の性教育の実際—職員組織作りと児童に伝わる実践—, 資生堂社会福祉事業財団 (編), 世界の児童と母性, 71, 46-52.
  - ・山口修平 (2022). 性教育プログラムのありかたとすすめ—児童養護施設での実践から—, 小木曾宏 (編), 児童福祉施設における性的問題対応ハンドブック (pp.37-49), 生活書院.
  - ・山口修平・関尚美 (2022). 一宮学園における性的問題対応の経過, 小木曾宏 (編), 児童福祉施設における性的問題対応ハンドブック (pp.85-97), 生活書院.
  - ・全国教護院協議会 (編) (1985). 教護院運営ハンドブック—非行克服の理念と実践—, 三和書房
  - ・全国教護協議会 (編) (1969). 教護院運営指針—非行からの回復とその方法論—.
  - ・全国児童自立支援施設協議会 (編) (1999). 新訂版児童自立支援施設 (旧教護院) 運営ハンドブック—非行克服と児童自立の理念・実践—.
  - ・全国児童自立支援施設協議会 (2022). 全国児童自立支援施設運営実態調査.

# 夫婦制におけるチーム養育支援モデル構築に関する研究

～夫婦制を軸とした交替制チームアプローチ方法の融合～

三重県立国児学園 寮長

まさき えいじ  
真崎 英二



## 1 問題の所在

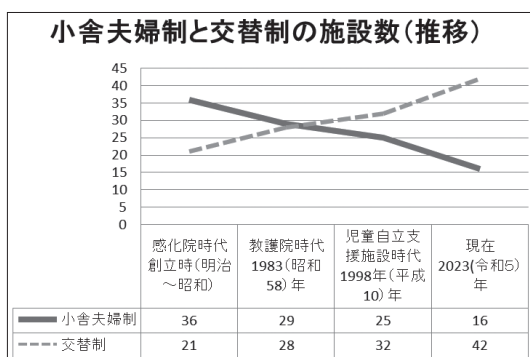
筆者は、小舎夫婦制の寮長として約20年働いている。北海道家庭学校、交替制児童自立支援施設を経て、今も沢山の方々や子ども達に支えていただいている。小舎夫婦制とは、職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという支援形態であり、非行問題を中心に対応する小規模な家庭的ケアを一世紀以上にわたり実践してきた歴史を持つ。

現在、児童自立支援施設の課題の一つに、小舎夫婦制の衰退がある。近年、子どもの質の変化に対応するため、特定の大人と安定した関係をつくる、愛着の修復・再形成のための家庭的支援や治療的養育、そのための環境がますます必要とされており、小舎夫婦制による児童支援が子どもにとってより良い方法であると社会や国から認められながらも、その維持が困難になっている。これまで多数を占めていた伝統的な小舎夫婦制は、今や全国58施設中の16施設にまで減少し、年を追うごとに交替制への転換を余儀なくされている(図1)。

小舎夫婦制は課題も多いが、子どもの権利条約に対応した家庭的ケアを行うにふさわしい形態であり、このまま衰退させるべきではない。育て直しの場として、小舎夫婦制の存在とその役割は大きい、すでに運営が困難になっているため、新たな体制を模索する必要性がある。小舎夫婦制を維持しつつ、時代に即応し、将来を見据えた抜本的な対策を講じることが急務となっている。

それゆえ本論文では、小舎夫婦制において夫婦職員が感じている負担感、負担軽減に向けた取り組み、改善策等について実態把握を行う。その上で、当事者である夫婦職員の声をもとに、これからの小舎夫婦制の再興・改革のための道筋を示し、衰退の危機にある小舎夫婦制に寄与する、チーム養育支援モデルを考案することを研究の目的とする。

図1 小舎夫婦制と交替制の施設数(推移)



出所)「児童自立支援施設(旧教護院)運営ハンドブック」  
をもとに筆者作成。

## 2 小舎夫婦制の労働問題に関する先行研究の動向

厚生労働省は2006年、児童自立支援施設のあり方に関する研究会の報告書を発表した。そこでは施設の運営形態について、「小舎夫婦制の施設が減少し、交替制の施設の比率が7割に近づいている現状」の中で、「小舎夫婦制の維持・強化を図っていくことが重要で、国が人材確保や職員の養成を強化していくことが必要である」と指摘し、小舎夫婦制の維持、充実、強化に向けた取り組みを進めることを求めた。小舎

夫婦制の存在は第一に期待されているといえる。

しかしながら、小舎夫婦制は「“家庭的な雰囲気”や“一貫性”、“保護者との信頼関係の確保”等の支援効果が認められている反面、“職員の休暇が取りにくい”“労働過重になりやすい”“有資格の夫婦を得ることが困難”などの労働条件や人員確保の大変さ」（阿部 2005）が指摘されている。年々小舎夫婦制から交替制に移行している施設は増えており、形態的な「家庭的支援」を維持することが困難な状況にある。子どもにとっての理想的な支援と、それを担う夫婦職員の負担のギャップを埋めていく必要性が、施設数の減少を通して示されている（図1）。

全国児童自立支援施設協議会は、夫婦職員の疲弊について、「施設は子どもの保護と養育に責任を負うところが大きい、小舎夫婦制では、夫婦職員の精神的にも肉体的にも負担が掛かり過ぎ、支援にのらない場合は寮舎が機能せず、夫婦職員の進退が問われる事態も起こりうる」と指摘する。「小舎夫婦制の減少は、働き手にとっては長所よりも短所が上回っているということを示しており、小舎夫婦制というケア形態を継続していくためには課題も多い」（新藤・板倉 2016）という指摘もある。

小舎夫婦制ならではの陥りやすいマイナス面も数多く存在しており、「夫婦職員の高い離職率、実労働と法定勤務時間の制約との折り合いの問題、定額働かせ放題、休日不足と睡眠負債、家族・実子への負担、人間関係の深刻な軋轢、多忙化、等の問題」（真崎 2023）が実態としてある。

第一に実労働の重さがあり、余裕の無さが被措置児童虐待などの誤った児童処遇につながる危険性さえある。業務量の増加や職員の不足により、年々多忙化する状況であることから、本来あるべき子ども達と共有するはずの暮らし（共生）が奪われつつあるのが現状となっている。

夫婦職員自身の振り返りや、専門性向上のための学びの機会や時間が十分にとれないこと、支援力を高めるために研修を受けたいと願って

も、その職務の多忙さや交替職員がいないことなどから寮を空けることが難しいこと等もある。夫婦職員は選考職（専門職）採用がほとんどであることから、勤務が長期化し、人事異動そのものがほぼ存在せず、配転がないのが実情であり、自立支援業界しか知らない状態に陥りやすい。

また、プライベートな時間の保障は二の次におかれる勤務実態があり、減私奉公のような公私混同の多忙な業務が続いた結果、バーンアウトによる離職を招き、夫婦職員の確保・定着が一層困難となる悪循環になっている。

### 3 本研究の視点と研究方法

小舎夫婦制の新たな体制を模索するには、当事者である夫婦職員の声や意見を聞き、課題と克服方法を探求し、ニーズを把握しなければ、年々衰退していく状況を止められない。夫婦職員が考える小舎夫婦制の新たな体制は、寮長・寮母の数だけあるだろうが、それを丁寧に取り上げる試みが今まで十分になされてこなかった。そこで本研究では、何よりも夫婦の声、考えを大切にしたい。

現場の課題について、職員自身や行政の振り返りや検証が不十分なまま過ぎていくことに、筆者は強い危惧を抱いている。まずは現場の夫婦職員が抱えている問題意識を丁寧に取り上げ、検討する必要があるのではないかと。労働基準法の観点も含めて過酷な労働環境を抜本的に見直し整理することによって、“援助者支援は子育て支援そのものである”という認識へ立ち帰り、改めて子ども達との生活を中心にした、小舎夫婦制勤務のあり方についての考察を行う必要があるのではないかと。

本研究では、筆者の寮長としての立場から、当事者である現場の夫婦職員の声を反映させ、小舎夫婦制の課題への対応策を考える。それにより、衰退の危機にある小舎夫婦制の再興・改革に寄与する提案を行う。



インタビュー対象者は、従来型の小舎夫婦制の施設で寮長寮母をしているA夫婦、以前その施設で寮長寮母をしていたB夫婦、そして、三人制をとっている小舎夫婦制施設で寮長寮母をしているC夫婦である。3組の夫婦ともに寮を担当している期間は5～7年であり、共働きで、仕事と子育ての両方に奮闘している。A夫婦とC夫婦は現状について、B夫婦は小舎夫婦制で働いていた当時のことを振り返ってもらった。

#### 4 支援当事者（夫婦職員）へのインタビュー調査

本調査の目的は、夫婦職員の寮舎および施設の業務に係る負担や改善策等に係る経験の内容を明らかにし、課題解決に向けて行っている努力や取り組みへのアイデアについて把握し、小舎夫婦制の再興・改革の道筋と、それに寄与する新たな小舎夫婦制におけるチーム養育支援モデル構築に関する知見やヒントを見出すことである。本節では、インタビューで語られた支援当事者（夫婦職員）の声を紹介し、その背景について考察を行う。

##### (1) 労働環境について

「現実的に夫婦職員の負担が大きい」(A 寮長)  
「実質的に休みがとれないことがよくある」  
(A 寮長)  
「週1回の休みは8時間くらいしかなかった」  
(B 元寮長)  
「寮で問題が起きると休みがなくなる」  
(B 元寮長)  
「睡眠時間を削られてしまう」 (A 寮母)  
「休日返上で、さらにプライベートな時間も確保できていない状況」 (A 寮母)  
「心の疲れは相当」 (A 寮母)  
「善意だけで対応できるようなものではない」  
(B 元寮母)  
「自分の生活と仕事の区別がなくなり、人生を犠牲にしている感じがしてくる」 (B 元寮母)  
「小舎夫婦制よりも三人制は強くなる。楽になる」 (C 寮長)  
「三人制の強みである副寮長の安心感によって、ぶれない支援と寮の閉鎖感の除去が可能」 (C 寮長)  
「三人制によって、副寮長の育成および後継者夫婦の育成が効果的にできる」 (C 寮母)

「現実的に夫婦職員の負担が大きい」上に「実質的に休みがとれないことがよくある」、休みがとれていても「週1回の休みは8時間くらいしかなかった」と心身の回復時間そのものが保障されておらず、「寮で問題が起きると休みがなくなる」という実情から、健康障害への危険性が高く、労働環境および労働基準法の規定からみても課題は深刻になっている。

休憩時間もほとんどとれず、子ども達の消灯後にも「話を聞いて欲しい」と訴える子どもとの個別面接、突発的な問題行動の対応、集中して取り組む必要のある間接業務などで、「睡眠時間を削られてしまう」ことは日常的にある。特に女子児童の個別支援は多く、時間的にも長く必要とする。また、人員配置が少ない小規模の施設ほど起こりがちな負担として、例えば子どもに直接関わらない外部対応・事務処理・行事担当・雑多な用務などの、必ずしも夫婦職員でなければならないことではない仕事まで、寮担当の本来業務を圧迫するほどに請け負わなければならない状況も、負担に拍車をかけている。

それらのしわ寄せが「休日返上で、さらにプライベートな時間も確保できていない状況」を生み、「心の疲れは相当」に蓄積されていくことで、「善意だけで対応できるようなものではない」、「自分の生活と仕事の区別がなくなり、人生を犠牲にしている感じがしてくる」とまで思い詰めていくことで、疲労困憊しバーンアウトや不本意な退職へ至っているものと考えられる。

小舎夫婦制は、子どもにとっての理想的な支援と、夫婦職員の生活を保つことを、両立させなければならないが、難しさを抱えている。中でも必然的に負担が特に重くなるのが、子育て中の若い夫婦職員である。入所している子ども達や保護者から受ける圧力も大きく、私生活でも育児に追われ、経験も浅く業務に不慣れであることなど、様々な負担が覆い被さる。

小舎夫婦制では、寮舎を受け持つにあたって、バーンアウトによって前任者と緊急に交代する等の場合が多く、余裕をもって寮舎担当を次の



夫婦職員にバトンタッチ出来ることは稀である。施設内の寮舎に引っ越してわずか数日で、関係性もできていない子ども達と暮らし、新入生が次々入り、ほとんど準備も整わない中で、施設内はもちろん居住した土地のことも分からないうちから寮担当業務に当たり、バーンアウトした前任者の急な穴埋め要員としての業務や動きを求められる、ということが実情である。これには、寮舎を担当する前に十分な準備期間をとること、転居後の生活環境を整えるための時間をとること、入所児童を少人数から預かりゆっくり増やしていくこと、等の必要な期間を保障することが必要である。

一方、従来型の小舎夫婦制とは対照的に、C夫婦は三人制の施設の実践から、「小舎夫婦制よりも三人制は強くなる。楽になる」と、支援の質が高まり、負担も軽減されると語る。「三人制の強みである副寮長の安心感によって、ぶれない支援と寮の閉鎖感の除去が可能」となり、「三人制によって、副寮長の育成および後継者夫婦の育成が効果的にできる」と語った。

子どものニーズに応じた支援体制と、職員の勤務条件の向上（ワークライフバランス）は、両立させなければならない。子ども達への支援をより効果的にするためにも、夫婦職員に他の職員を加えたチームによる支援形態の導入方法についても検討していくことが必要だろう。また、非行性の改善、虐待によるトラウマ治療を含め、愛着や発達障害を持つ子どもの愛着の修復・再形成など、夫婦制での本来の支援効果が最大限に活かされるよう方法や仕組みについても検討し、さらなる質の向上を図る必要がある。

夫婦職員の過重な負担は人材育成の一つであるといった暗黙の認識もあり、ハイリスクな状況を放置してきたのが今までの小舎夫婦制の慣習となってしまっている。持続可能性のある小舎夫婦制を考えた時、特に寮舎を担当してから10年程度は、夫婦だけでは経験的にも年齢的にも過重負担であることから、子育ての状況や、

担当寮舎の不安定さ等にも応じて、“プラスの職員を配置”する必要があると考える。夫婦職員が入所児童の日々のケアに十分関わられるよう、チーム養育支援体制を構築するという仕組みである。このことで寮長寮母の負担の軽減と児童の総合的ケアの充実を図ることが期待できるのではないだろうか。

## (2) 煮詰まりや抱え込みについて

「煮詰まってくる」 (A寮長)  
 「抱え込んでしまう」 (A寮長)  
 「逃げ場がなくなる」 (A寮母)  
 「追い詰められている時に、寮の様子が不透明になる」 (B元寮長)  
 「担当者であっても、ある程度の距離感を持ってなければ、抱え込むだけで解決には至らない」 (B元寮母)  
 「自分が倒れた時の、夫婦のしんどさというのは、なかなかサインが出せない。また、それを出すことすら言いにくい雰囲気」 (B元寮長)  
 「やはり欲しい時に（寮の補助に）入ってもらえなかった」 (A寮母)  
 「しんどい時に、どう支援して貰ったか、行き当たりばったりというのが多い」 (B元寮長)  
 「寮運営が閉鎖的で不透明な感じ」 (A寮長)  
 「二人でやっているというような、キュウキュウなイメージは無くして。うちがダメなら、先輩の寮があるわ…みたいな気構えで」 (C寮長)  
 「〈助けてください〉って…言える関係がある」 (C寮長)  
 「一緒に寮を見ていてくれるとか…」 (C寮母)  
 「助けてくれる安心感。先輩たちが、認めてくれたり、許してくれたり。そういう舵取りをしてくれている」 (C寮長)  
 「バタバタしている時に、生徒が落ち着かない時も様子を見てくれたり」 (C寮母)  
 「すごく心配して、というより、とても普通に〈こんにちは〉って来てくれるので、励みになるし」 (C寮母)  
 「子どもに差入れとか何か持ってきてくれたついでに、色々話を聞いてくれたり」 (C寮母)

夫婦職員は、寮の子どもに深く関わる専門職として、抱えている課題や背景を見極め、問題行動の改善や意識の変容に努めていかねばならない。しかしながら実際は、日々の生活の中で起こる問題に対処するのに精一杯で、なかなか核心的な支援につなげたり、他に相談したりという余裕がない。夫婦職員だけの人的・物的資源だけでは、支援に行き詰まってしまうことも

多々ある。また生活の中で、子ども達同士のトラブルは当然のこととして生じるが、そのトラブルや失敗を成長にどのように生かすか、夫婦職員の対応力が最も問われるのはそのような問題発生時である。指示が全く通らなかつたり、明らかに反抗的態度をとられたり、暴力を使って反抗意思が示されたりすることも少なくない中で、「煮詰まってくる」、「抱え込んでしまう」状況の中、夫婦職員は日々これらの事態に苦慮している。夫婦職員がその状況に適切に対応できなかったときは、指導が全く入らない負の集団が形成されてしまうこともあり、こうなると「逃げ場がなくなる」非常に苦しい状態に陥る。

しかし、たとえ指導が思うように進まずに行き詰まったとしても、他の職員に支援を求めるのは責任を放棄したように感じてしまい、ヘルプを出し辛い雰囲気施設内に蔓延していることがある。その場合、「追い詰められている時に、寮の様子が不透明になる」という語りにあるように、何とも出来ずに問題を隠そうとする心境が働くことで、寮の閉鎖性はますます加速してしまうことがある。「担当者であっても、ある程度の距離感を持つてなければ、抱え込むだけで解決には至らない」ように、夫婦職員だけでは、支援に行き詰まってしまうことも多々ある。「自分が倒れた時の、夫婦のしんどさというのは、なかなかサインが出せない。また、それを出すことすら言いにくい雰囲気」によって追い詰められていく。「やはり欲しい時に（寮の補助に）入ってもらえなかった」というようにタイミングの良い介入がなされず、なされたとしても「しんどい時に、どう支援して貰ったか、行き当たりばったりというのが多い」という程度にとどまってしまう。

「寮運営が閉鎖的で不透明な感じ」という語りにあるように、寮の閉鎖性や独善性は、小舎夫婦制の支援において大きな課題である。夫婦職員と子どもが共に暮らす中で濃密な触れ合いをしつつ生活指導などを展開しているために、その夫婦職員の力量や価値観などが直に寮運営

や支援に反映されることが多く、施設という組織的運営に基づいた支援であるにもかかわらず、時に夫婦職員の考えが施設の意思としてまかり通ることが起こりやすい。その夫婦職員による支援上の問題に起因していると周りからは明らかに分かっている、当の夫婦職員は入所児童の問題だと強調してとらえていることが起こったりする。夫婦職員に支援を任せていくことは、夫婦職員が思う存分にやっていると良い面もあるが、時に入所児童への虐待（措置児童虐待）といった不適切な事案が生じてしまうこともある。

小舎夫婦制は一つの家族としての形態を有していることから、夫婦職員は孤立した状態で子ども達の問題行動と対峙し、他に相談もできないまま苦悩することがある。このような状況の中に、相当に指導の困難な子どもが複数人一つの寮に入ることになれば、次から次へと問題が生じ、夫婦職員だけでなく他の子ども達も疲弊し悪影響を及ぼすことになる。

一方、従来型の小舎夫婦制とは対照的に、三人制では、夫婦職員が安心して不安や不満を打ち明けられる場づくりをすることで、ゆるやかな連携ができる仕組みを構築し、チームで養育支援を行う基礎を作り上げていた。「二人でやっているというような、キュウキュウなイメージはなくて。うちがダメなら、先輩の寮があるわ…みたいな気構えで」、「〈助けてください〉って…言える関係がある」、「一緒に寮を見てくれるとか…」、「助けてくれる安心感。先輩たちが、認めてくれたり、許してくれたら。そういう舵取りをしてくれている」と語る。支援に行き詰まっても、「バタバタしている時に、生徒が落ち着かない時も様子を見に来てくれたり」、「凄く心配して、というより、とても普通に〈こんにちは〉って来てくれるので、励みになるし」という、自然な形での見守り訪問支援や、「子どもに差入れとか何か持ってきてくれたついでに、色々話を聞いてくれたり」という、話を聞いて貰える安心感、互いを知り合う関係

性があり、日常的に立ち話感覚でできる雰囲気が存在していることが語られた。

これらの問題を解決するために考えられるのは、寮舎間の風通しの良い仕組みづくりや“特別寮”の設置である。近年、指導困難な子どもが増加している中、夫婦職員の支援力のみには頼るのではなく、フリーの立場の職員が躊躇することなく、もっと日頃から一緒に関わる必要がある。夫婦職員を孤立させない体制作りが必要であり、定期的に会議等を開催し情報を共有するのも大切であるが、日常的に立ち話感覚で相談できる雰囲気作りが特に大切である。

特別寮とは、問題行動を起こした児童、他者との関係がうまく築けず集団指導が困難な児童、新入所の児童、被害を受けた児童などを、入所している寮舎から一時的に離して、個別支援を行う寮である。個別支援は、被虐待経験や発達障害等を有する特別なケアを要する子どもの支援においても、個々の子どもの特性に応じたきめ細かい支援としても、集団生活の中で個別のニーズに応じた支援を行っていく上でも必要となる。

特別寮には、寮舎運営の経験がありベテランかつ専門性の高い夫婦職員を配置することによって、施設内で不適応を起こしている指導困難な子どもを一定期間預かり、担当している夫婦職員と距離を置かせた上で、共に子どもへの支援について再考するなど、夫婦職員が孤独感を抱えて過度に悩むことがないように配慮することが期待される。

また、各寮のハブ的機能（寮間の連携・相互協力の核的役割）も果たし、夫婦職員への助言指導を行うとともに、SV（スーパーバイズ）機能をもつことにより、人材育成や教育機能を担うことが期待される。「長く続けられない。サポートするシステムがない」体制を放置せず、子どもにとって最善の支援をするためにも、日頃から夫婦職員の心身の疲労を過度に起こさせない、夫婦職員に過度な行き詰まり感を持たせない、寮集団を崩壊させない対策などが必要で、

施設の組織としては、寮舎間の風通しの良い仕組み作り、寮舎を補完的に支えるための仕組み作りが求められる。

夫婦職員が、安心して不安や不満を打ち明けられる場づくりや、特別寮の設置をすることで、ゆるやかな連携ができる仕組みを構築し、チーム養育支援を行う基礎を作り上げていくことが期待できるのではないだろうか。

そして、これらをさらに有効に機能させるためには、“サバティカルリープ”を参考にして導入し、寮を担当している夫婦職員を計画的に、7年に1度ずつでも1ヵ月から1年間ほど研修させるような機会をつくることが重要だと考える。サバティカルリープとは、一定期間勤務した大学教員が本来の業務から離れて国内外の研究機関などで研究に専念できる長期の有給休暇制度である。通常の業務から離れて研修を積める機会があることで、幅広い人材を対象とした養成や、小舎夫婦制における寮舎運営の参考事例の学びや振り返りなども可能となり、小舎夫婦制を支える人材確保の改善・強化が期待できるのではないだろうか。

現状は、一度寮舎を担当すれば夫婦職員が異動する機会がなく、閉鎖性も相まって、専門性に偏りがでてくる弊害も少なくない。例えば、中堅の夫婦職員が一時的に寮担当から離れてフリーの立場の職員となり、児童自立支援施設に軸足を置きながらも、児童相談所や児童精神科病院などの関連機関や、福祉事務所や母子支援施設、あるいは県庁での行政全般にわたる業務経験を通じて、児童福祉分野のみならず、生活保護、障害者福祉、母子福祉等の実務を経験し、福祉全般に明るくかつ多様な能力に優れた能力を身に付けることも良いだろう。

サバティカルリープを導入すれば、夫婦職員で寮舎を一時離れることで、立ち止まって振り返ることや、知識や技術を習得できる貴重な機会を得ることができる。これはバーンアウトを予防する手立てにもなる。



### (3) 家族や実子への負担について

「自らの家庭を二の次にせざるを得ない」  
(A 寮長)  
「家族に負担を強いてしまう」 (A 寮長)  
「実子の子育てとの両立が難しい」 (A 寮母)  
「寮の子どもとの関わりや支援を優先すれば、我が子はネグレクト状態になることもあり、葛藤も多い」 (A 寮母)  
「家族がふれあう時間が減っていく。実子をおきざりにしてしまう苦しみ」 (B 元寮長)  
「まとまった休みがない。ゆっくり家族旅行にすらいけない」 (B 元寮母)  
「自分の子どもを (児童スペースに) 連れていくと、かわいがっている様子をあまりみせないようにしていた」 (A 寮母)  
「小舎夫婦制にしても、支える体制をつくらなければ、長続きしない。ひいては、実の子どもにも悪影響を与える」 (B 元寮長)  
「妊娠中の苦労として、生徒処遇で大変な時と自分の身体もしんどい時が重なって大変」 (A 寮母)  
「子育てしてきている寮長・寮母ばかりなので、事情が分かっている」 (C 寮長)  
「〈サポートが要るね〉っていうのを、自分達から言わなくても、周りが考えてくれるので、言いやすい」 (C 寮母)  
「休みをもらわなくても自由に動ける」 (C 寮母)

特に乳幼児や小学生年代の実子をもつ若い夫婦職員は、「実子の子育てとの両立が難しい」ことに苦しんでいる現状がある。「寮の子どもとの関わりや支援を優先すれば、我が子はネグレクト状態になることもあり、葛藤も多い」ことは、多くの夫婦職員が悩んでいる本音であると考えられる。「妊娠中の苦労として、生徒処遇で大変な時と自分の身体もしんどい時が重なって大変」との語りにあるように、産前産後の休暇も思うように取れない実態もある。入所児童の問題対応や生活支援に手一杯であるとなお「家族がふれあう時間が減っていく。実子をおきざりにしてしまう苦しみ」は増していき、「まとまった休みがない。ゆっくり家族旅行にすらいけない」という余裕の無さが、心身ともに夫婦職員を追い詰めることとなる。

また現実には、入所児童が不安定であると、夫婦職員の実子に嫉妬することによる嫌がらせやいじめ、逆恨みの暴力や性的接触等への心配、

危害を加えられる事故が起こることもある。そうした危険性を防ぐ気持ちもあって、「自分の子どもを (児童スペースに) 連れていくと、かわいがっている様子をあまりみせないようにしていた」という状況が起こることもある。入所児童への配慮であると同時に、結果として、実子が寮舎の児童スペースへ来ないように、意識的に隅に追いやる状況を作り出さざるを得ない、という苦しい側面もある。

夫婦職員の家族は、職場を兼ねる併用住宅に住み込んでいるが、そうした場合は実子だけがそこで日常のほとんどを一人かきょうだいのみで過ごしている状態が長期間起こることもある。職場と住宅を兼ねる併用住宅は、働く夫婦職員にとっては入所児童の支援がやり易い利点もあるが、実子にとってはどうかという配慮も必要であり、住宅機能の改善や充実も含めて、夫婦職員とその家族の暮らしやプライバシーをどのように守るかも大きな課題である。「小舎夫婦制にしても、支える体制をつくらなければ、長続きしない。ひいては、実の子どもにも悪影響を与える」ことを悩んでいる夫婦職員は少なく、それを理由として寮担当を辞めてしまう夫婦職員もいるのが実態である。

一方、従来型の小舎夫婦制とは対照的に、C 夫婦は三人制の施設の実践から、「子育てしてきている寮長・寮母ばかりなので、事情が分かっている」、「〈サポートが要るね〉っていうのを、自分達から言わなくても、周りが考えてくれるので、言いやすい」、「休みをもらわなくても自由に動ける」という、周りのサポートと気持ちのゆとりがあることが語られていた。

これらの問題を解決するために考えられるのは、適切な家族時間の保障と、間接的な当事者である実子についてもその声を取り上げて援助者支援の対象に含める、という仕組みの導入である。このことで、夫婦職員が親として、実子と十分に過ごすことができるような、夫婦職員と実子に向けた援助者支援が期待できるのではないだろうか。



## 5 試論—小舎夫婦制におけるチーム養育支援モデル

最後の本節では、小舎夫婦制におけるチーム養育支援モデルにおける試論を述べ、本研究の結論を示す。

図2は、インタビュー調査をふまえて本研究が導いたチーム養育支援への移行モデルである。インタビュー調査からは、チーム養育支援モデルを考える上で重要な視点として、持続可能性のある小舎夫婦制を考えた時、「従来型の小舎夫婦制の寮運営」(①)に対して、住込みのプラス職員を配置するなど、「夫婦職員に夫婦職員を常時加えた、夫婦+夫婦体制の寮運営」(②)、「夫婦職員にフリー職員を常時一人加えた、三人体制の寮運営」(③)ができるような体制を構築する必要性が示された。

また、児童自立支援施設は専門機関であり、今後さらに高性能・多機能・多角的な役割を担うことを考え合わせると、「交替制と同じ程度の人員配置である、夫婦職員を軸として交替職員4名程度を加えた6名程度による、チーム寮運営」(④)ができるような体制が可能になるような勤務体制を構築する必要性が示された。

同時に、チーム養育支援に応じた、児童寮舎を2つの併用住宅で挟むようにつなぐことや、現場の夫婦職員が理想とし、国の施策にも沿う「一寮舎あたり児童定員6～8人以下」で、児童支援の個別性と集団性のメリットを生かすことが出来るような、人員配置とハード面での整備の必要性が示された(②～④)。

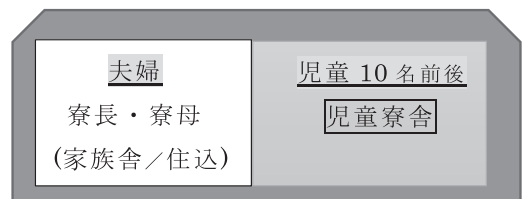
夫婦職員が入所児童の日々のケアに十分関わられるよう、チーム養育支援体制を構築し、寮長寮母の負担軽減と子どもの総合的ケアの充実を図ることは急務である。複数の職員が“夫婦職員を軸”としながらチームで寮舎の責任を共有する体制にすれば、臨機応変の対応も可能になる。夫婦職員の業務のうち、他の専門職やフリーの立場の職員で担えるものを洗い出して委ねていく必要もあり、様々な省力化投資も有効だろ

う。また、適切な休日や家族時間の確保を実現するためには、交替職員の複数の増員や、交替寮(夫婦職員休養のための預け先)や先述の特別寮の設置も望まれる。

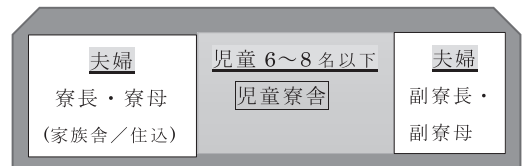
夫婦職員ばかりが無理をして入所児童を抱え込むのではなく、組織(公)として子どもを支援しているという意識をすべての職員が持ち、『小舎夫婦制を軸とした交替制のチームアプローチ方法を融合』させることが必要である。

図2 夫婦制におけるチーム養育支援モデル

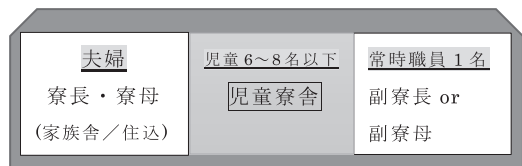
### ①「従来型の小舎夫婦制の寮運営」



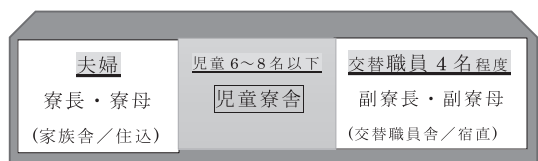
### ②「夫婦職員に夫婦職員を常時加えた、夫婦+夫婦体制の寮運営」



### ③「夫婦職員にフリー職員を常時一人加えた、三人体制の寮運営」



### ④「交替制と同じ程度の人員配置である、夫婦職員を軸として交替職員4名程度を加えた6名程度による、チーム寮運営」



出所) 筆者作成。

本研究では、小舎夫婦制におけるチーム養育支援モデルを考案することを試みた。全国に16施設ある小舎夫婦制施設は、それぞれの困難を抱えながらも工夫と改善をしながら維持しているものと考えられる。今後は、より多くの夫婦職員および交替制施設職員などの様々な支援者の経験と考えを調査し、児童自立支援施設に限らず様々な現場での例証を積み重ねることで、小舎夫婦制におけるチーム養育支援についてより考察を深めていかねばならない。

児童自立支援施設は、これまで長い歴史の中で築いてきた夫婦制と交替制の枠を超えて、双方の長所を生かしつつ短所を補う形態を見出すことが求められている。夫婦制を信じ、守ることは、現場の私達の使命である。

#### 参考文献

- ・相澤仁・野田正人（2014）『施設における子どもの非行臨床』明石書店
- ・阿部祥子（2005）『もうひとつの子どもの家—教護院から児童自立支援施設へ』ドメス出版
- ・岩田美香（2016）『社会的養育における「家庭的」支援の検討：児童自立支援施設からの考察』
- ・岩田美香（2017）『社会的養育における「家庭的」支援の検討：児童自立支援施設からの考察』
- ・覚正豊和・矢作由美子・横山潔（2017）『非行少年の立ち直り支援 児童自立支援施設における自立支援の現状と課題』
- ・厚生労働省（2006）『児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書』
- ・新藤こずえ・板倉香子（2016）『児童自立支援施設における小舎夫婦制支援の検討』
- ・全国児童自立支援施設協議会『運営実態調査』（<http://zenjikyoo.org>,2023.1.20）
- ・全国児童自立支援施設協議会編（1999）『児童自立支援施設（旧教護院）運営ハンドブッカー—非行克服と児童自立の理念・実践』三学出版
- ・留岡幸助（1999）『留岡幸助 自叙／家庭学校』日本図書センター
- ・真崎英二（2023）『児童自立とWITHの心』全国児童自立支援施設協議会



きゅう



# SOS 子どもの村の里親支援と在宅支援

～子どもが孤立しない社会をめざして～

福岡市子ども家庭支援センター「SOS 子どもの村」 統括相談支援員  
はしもと あいみ  
**橋本 愛美**



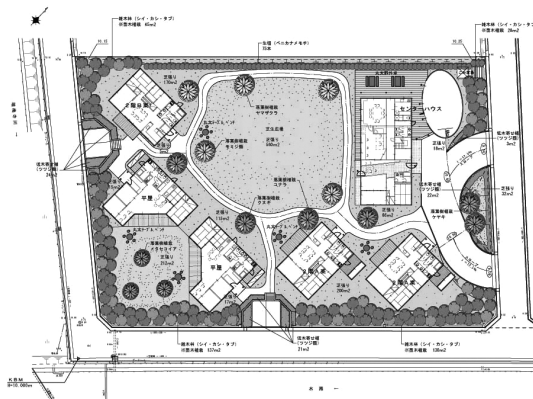
福岡市は現在、里親委託率が59%を超え(2023年4月時点)、乳幼児や一時保護専任の里親、ショートステイ里親など多様な里親が家族支援の担い手にもなっています。

施設の定員超過で、保護された子どもたちの行き場がないという理由から始まった官民協働の里親普及事業の過程で「里親を普及させるためには、里親支援の仕組みが両輪でなければならない」という理解に至り、SOS 子どもの村の設立につながっていきました。

『SOS 子どもの村』は、第二次世界大戦以降、「すべての子どもに愛ある家庭を」をスローガンに、子どもの権利尊重を柱とし、家庭を基盤とする代替養育と在宅支援の多様なプログラムを展開しています。世界135の国と地域で活動する国際NGOです。SOS 子どもの村では、家族と離れて暮らす子どもたちを家庭に迎え入れ、SOS マザー(ファザーの場合もある)と呼ばれる特定の養育者が子どもを育てます。SOS マザーは家庭養育の専門家として高度なトレーニングを受けた家庭養育のプロフェッショナルです。このNGOが持つ、家庭養育と家庭養育支援や人材養成のノウハウに学び、「子どもの村福岡」が誕生しました。

2010年にオープンした子どもの村福岡には、5軒の子どもを養育する家と、里親家庭を支援するセンターハウスがあります。福岡市で里親登録し、NPO 法人 SOS 子どもの村 JAPAN と契約をして養育を担う人のことを「育親(いくおや)」と呼び、育親の養育をサポートする「ファミリーアシスタント」、児童相談所や子どもの実家族との関係調整支援を行う「ファミリー

ソーシャルワーカー」などが常駐し、(一)チームで養育する (二)養育者としての質を上げる (三)実家族と連携する (四)地域で育てる (五)ネットワークで支えるという五つの視点を重視しながら、家庭養育と里親支援のモデルづくりを目指してきました。



(子どもの村福岡)

また、2013年からは、子どもが里親や施設ではなく、地域の中で孤立することなく、家族と暮らし続けていくことを支援する仕組みや地域のネットワークをつくることをめざし、子ども家庭支援センター「SOS 子どもの村」を開設し、以下の支援を行っています。

- ①平日夜間・土日祝日の予約制相談
- ②アウトリーチ支援
- ③オンライン相談
- ④里親ショートステイ
- ⑤ヤングケアラー支援専用窓口



この中でも、「みんなであいみプロジェクト」と名付けて注力している里親ショートステイ事業は、里親が身近な地域でショートステイを受けていく仕組みを広げ、里親が地域の親子を支

え、みんなで子育てをしていく地域づくりを目指す事業であり、虐待の早期発見・虐待の予防・再発防止の切り札になっていくと考えています。



SOS 子どもの村  
JAPAN

特定非営利活動法人

SOS 子どもの村 JAPAN

福岡県福岡市中央区赤坂 1-3-14

☎ 092-737-8664    ✉ [info@sosjapan.org](mailto:info@sosjapan.org)





# 交友会



# 第44回（令和5年度） 全児協転退職者交友会 中国（下関）大会

全児協転退職者交友会 会長  
ながみね こうじ  
長嶺 耕次



## はじめに

第44回全児協転退職者交友会総会が、源平による壇ノ浦の合戦、宮本武蔵・佐々木小次郎による巖流島の決闘、馬関戦争等々数多くの歴史的に見逃せない山口・下関で開催され、無事終わりましたのでここに報告させていただきます。

年度末に大会総集編として総会資料を全会員の皆さんへお配りしているのですが（総会参加者には重複しますが）、今年度は総会に参加できない会員の皆さんにもご意見も聞きたく総会前に一参加者は当日配布一送付させていただきました。加えて、全国児童自立支援施設協議会から出された“児童自立支援施設の高機能化等に関する検討委員会報告書”もコピーし送付させていただきました。

今年度の総会開催担当は、中国支部で叶原土筆中国支部長はじめ中国支部の皆さんにはお手数かけました。また、西田達郎副会長にはOBへの声掛けや宿舍の手配等少々ご無理をお願いしました。お陰で、相澤仁大分大学教授はじめ小澤俊昭育成学校長、初めて参加されるOBの先生方々も多く、また、ご高齢の方には特に乗り換え等にご不便おかけしましたがお忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。

会場の“国民宿舎 海峡ビュー しものせき”は少し高台にあり、全室から関門橋が一望でき、夜間はライトに照らされ、下を行きかう船からのライトとのコントラストも素晴らしく、昼も夜も眺望豊かな場所でした。

## 1 役員会及び総会

今年度は、会議室等の都合もあり役員会をとりやめ総会の運びとなりました。

### 協議題

- (1) 令和4年度 事業報告
- (2) 令和4年度 決算報告
- (3) 令和5年度 事業計画（案）
- (4) 令和5年度 予算（案）
- (5) 次年度総会開催地選定について
- (6) その他

会長より、令和4年度の事業並びに決算報告があり承認される。

平井光治監事より、監査報告が行われ承認される。

会長より、令和5年度の事業計画（案）及び予算（案）の説明と提案がなされ、審議して承認される。

（不参加者からのご意見等なし）

会長より、昨年度優勝チーム 大阪府立修徳学院へレプリカの贈呈報告と全国少年野球大会の様子—大阪府立修徳学院の優勝、女子参加のチームが1チーム、コロナ関係で参加できなかったチームがあったこと、そして、1回戦で同点引き分けの試合があり抽選が行われたこと、近畿勢が1・2・3位を取ったこと、来年度の少年野球全国大会の開催地は群馬県であること等々が報告されました。

会長より、来年度の総会開催地について、四国に願う旨のこの報告がありました。

その他で、会員の勧誘について、ブロックにこだわらずもっと個人への勧誘ができるのではないかとのご意見がありました。また、現状の社会情勢から一過去、予想された現在の様子、また、予想される将来—入所児童、数等々含め、施設の在り方、教育の在り方、将来どうあるべきか、このままでいいのかという深い大きなところまでに及ぶ提言がありました。残念ながら次の予定時間の都合もあり、今の子どもの様子、関係を持つまでに時間がかかる云々程度にとどまり続きは懇親会の場ということになり、大変申し訳ないことをしました。

小澤育成学校長から、歓迎のあいさつと育成学校の概要や取り組み—発達障害児に対する認知機能訓練や性加害児に対するプログラムを鑑別所、児童相談所と取り組んでいる旨。児童自立支援施設（育成学校）の今後の在り方—現在中学生のみで小学生は先生が派遣されていないため入所できないこと、義務教育と中卒児の問題、通所、医療との連携等々課題検討—についてお話がありました。

懇親会の準備もあり部屋を開けた後、ロビーにて集合写真を撮りました。

## 2 懇親会

中国支部 樋口俊司先生の司会の元、懇親会を行いました。叶原先生のあいさつ、乾杯で始まり、新しい方もたくさん参加されていましたので、自己紹介を兼ね近況報告など行い時間いっぱい楽しく過ごしました。のち、物足りない、話したりない方は部屋のほうで一杯飲みながら話に花を咲かせました。

## 3 2日目（観光）

2日目は自由散策ということで、山口県の萩方面、九州 門司小倉方面に足を延ばす人、湯田温泉にもう一泊する人、関門トンネルを歩く人さまざまでしたが私たちは武蔵・小次郎の決

闘地 巖流島へ渡りました。正式には船島と言いますが小次郎の流派「巖流」をとって巖流島と呼ばれるようになり、明治から大正にかけて埋め立てが行われ当時の6倍の広さになったそうです。また、昭和48年までは人が住んでいたとのこと。とはいっても、次の船が来るまでには十分散策ができる広さです。私たちは、その後、唐戸市場のほうへ行き、市場の賑わいをよそに、にぎり寿司にビールで昼食を済ませ、お土産を買って帰途につきました。他の皆さんも、山口を堪能されたのではないのでしょうか。

## さいごに

今回31名の参加を得ました。

児童自立支援施設の高機能化等に関する検討委員会の委員でもありました相澤先生の参加もありもっとお話を聞く時間がとれればよかったかなと思います。検討委員の先生方からの提言もそう簡単に事が進むとは思いませんが、一つ一つ解決に向けて邁進してほしいものです。OBである私たちも陰ながら応援していきたいと思えます。

今回、岡山 成徳学校のOB先生方がワゴン車に乗り合わせ参加してくれたこと、つながりの厚さに感服しました。児童自立支援施設の先輩・後輩・子どもたちへとつながっていく大切さ、自らの身において考えさせられました。また、遠路はるばる参加していただいた方、今も



【交友会】

現役で児童自立援助ホームを運営している方のお話も聞くことができ大変有意義な会であったのではないのでしょうか。

会員の皆様も健康に気をつけて来年、再び、四国でお会いしましょう。その際には、会員外の人にも声掛けしていただいてたくさんの人の参加を期待しています。(聞き取りや理解が不十分な点があり誤解や表現が十分でないこと、ご容赦ください)

# 文献賞

---



## 文献賞

令和五年度 文献賞

## 最優秀賞

「児童自立支援施設の高機能化、小規模化について

～千秋学園の実践をとおして～」

秋田県千秋学園 副主幹 長尾

真

秋田県千秋学園 主任 近

舞

子

秋田県千秋学園 主任 佐々木

雄

大

## 優秀賞

「トラウマを抱える職員が、子どもを支援するということ」

国立きぬ川学院 教務主任 大城 由峰

## 優秀賞

「夫婦制におけるチーム養育支援について考える

～夫婦制と交替制の枠を超えて～」

三重県立国児学園 寮長 真崎 英二

## 文献賞選考経緯

令和5年度文献賞は、第229号に掲載されている論文が対象となりました。その中から下の3編が、選考の結果、各賞を受賞しました。選考委員の選評を抜粋して掲載します。

### ○最優秀賞「児童自立支援施設の高機能化・小規模化について

～千秋学園の実践をとおして～」

選考委員から最も多くの推薦を受け、最優秀賞に選考されました。

「児童自立支援施設での高機能化・小規模化に向けた施設全体での取組が、項目ごとに可視化してまとめられています。本人や家族である当事者の意向を踏まえつつ、施設のみならず、病院や児相、関係機関との連携やソーシャルワーク機能が活かされた実践であり、他施設にとっても大変参考になると思います。」

「具体的な実践と高機能化等を結びつけて考察した点に工夫が見られ、新鮮な切り口と示唆をいただきました。」

「処遇困難な児童に対する日々の実践を、個別のケースをもとに高機能化等の観点から整理されており、各学園の日々の実践に大いに参考となる。」

「各施設へのアンケート集計結果では、比較的評価が高く、自由記載で最も本論文に対する記述が多い。」

### ○優秀賞「トラウマを抱える職員が、子どもを支援するということ」

「子どもの支援だけではなく、支援する私たち職員側の問題意識の持ち方や心のケアについても今後考えていかなければならないことを改めて感じた。」

「文章自体には荒さが見られますが、自らの生育環境や境遇を赤裸々に語り、寮担当の熱い気持ちが伝わる内容でした。」

「筆者自身の体験をもとに子どもとの関わりや職員としての苦しみを率直に表現した上で、職員の採用や採用後のケア等にも触れたことは、現場職員からの発信として意味があった。」

「各施設へのアンケート集計結果では、最も評価が高く、共感した、勇気をもらった、職員向けの素晴らしい実践報告等、自由記載でも最も本論文に対する記述が多い。」

### ○優秀賞「夫婦制におけるチーム養育支援について考える

～夫婦制と交替制の枠を超えて～」

「夫婦制と交替制の良いバランスを保ったチーム育成支援という新しい体制が本当に理想であると感じた。」

「今、維持が難しくなっている夫婦制という児童自立支援施設の原点の課題と今後の在り方を示唆している点を評価。」

「各施設へのアンケート集計結果では、比較的評価が高く、自由記載でも本論文に対する記述が比較的多い。」

○選考委員

泉 親志	(全国児童自立支援施設協議会会長	北海道立向陽学院長)
福田みのり	(全国児童自立支援施設協議会副会長	岡山県立成徳学校長)
蛭田 嘉男	(全国児童自立支援施設協議会副会長	岩手県立杜陵学園長)
河尻 恵	(全国児童自立支援施設協議会顧問	国立武蔵野学院長)
寺澤 潔司	(全国児童自立支援施設協議会顧問	国立きぬ川学院長)
小野 誠	(全国児童自立支援施設協議会監事	秋田県千秋学園長)
山内 一広	(全国児童自立支援施設協議会監事	青森県立子ども自立センターみらい所長)

## 編集後記

### 『児童自立とWITHの心～児童自立支援施設の実践～』編集事務局 長崎県立開成学園

本誌は昨年度にそれまでの『非行問題』から『児童自立とWITHの心～児童自立支援施設の実践』へと名称が変更されました。本年当初は新型コロナウイルスによる社会の混乱がまだ落ち着いていない状況ではありましたが、昨年度担当された高知県立希望が丘学園から引継ぎを受け、ご助言頂いた内容を参考にしながらスムーズに編集作業をスタートすることができました。

今回の『児童自立とWITHの心～児童自立支援施設の実践～230号』では「多様なケアニーズを抱えた児童への支援の実践について」をテーマに、児童自立支援施設の最前線で活躍されている方々はもとより、各方面でご活躍されておられる皆様にも貴重な原稿をいただきました。

今回の特集では施設内で暮らす子どもたちに寄り添いながら行うケアの実践例や、その分析等、様々な内容についての論文を全国から寄せられました。また、巻頭論文では先人の功績や時代に左右されない支援の考え方について触れられており、歴史を学び知識を生かす温故知新の心構えに改めて気づかされる内容でした。現代は多様性に配慮しつつ個別の支援が求められておりますが、子ども個人の尊厳を重視する骨組みは先人によって既に示されており、根幹となる考え方は不変的であるため、今を生きる世代がどのように活用するかにかかっているように思われます。

漠然とした社会の枠組みへの不安や溢れる情報過多の時代、児童福祉の実践者として支援を行う場面において先人達が積み上げられてこられた足跡や、全国で活躍する仲間の実践を日々の業務にお役立ていただけると幸いです。

最後になりましたが、本誌の発刊にあたり、各ブロックの編集委員・執筆者をはじめ、多くの方々のご協力を賜りましたことを編集局一同深く感謝申し上げます。



## 会員外の読者の皆様へ

全国児童自立支援施設協議会

会長 泉 親 志

全国児童自立支援施設協議会は、児童自立支援事業の振興を図ることを目的とし、全国 58 か所の児童自立支援施設（国立 2 施設、公立 54 施設、社会福祉法人立 2 施設）の相互協力、事業の企画や調査研究、機関誌の発行等の活動を行う組織で、7つの地区協議会（東北・北海道地区、関東地区、中部地区、近畿地区、中国地区、四国地区、九州地区）から構成されています。

この「児童自立と WITH の心～児童自立支援施設の実践～」は、当協議会が児童の自立支援に関係する皆様から寄せられた研究結果、研修内容、実践記録等をもとに編集・発行しており、本年度の第 230 号では、「多様なケアニーズを抱えた児童への支援の実践について」を特集テーマとして取り上げました。

なお、「きゅう」コーナーについては、会員外の皆さまからのご提言やご助言、ご感想などの発表の場として存置しますので、ぜひ事務局あて投稿をお寄せくださるようお願いいたします。

また、一部バックナンバーについては、当協議会ホームページ（<http://zenjikyo.org/>）から PDF 版をダウンロードすることも可能です。ご周知いただくと幸いです。

全国児童自立支援施設協議会事務局（令和 5 年度）

〒 061-1102

北海道北広島市西の里 1015 番地

北海道立向陽学園内

TEL 011-375-3737

FAX 011-375-3770

Email : [hofuku.koyogakuin2@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:hofuku.koyogakuin2@pref.hokkaido.lg.jp)

※令和 6 年度の事務局は、岡山県立成徳学校です。

## 編集委員

編集長

長崎県立開成学園

安野啓一郎

編集委員

長崎県立開成学園

伊福 大剛

(九州地区編集委員)

吉田 博嗣

柴田 正彦

前田 徳子

藤本 哲

小川 敬志

東北・北海道地区編集委員

北海道立向陽学院

齋藤千恵美

関東地区編集委員

埼玉県立埼玉学園

深澤 崇

中部地区編集委員

富山県立富山学園

荒川かおり

近畿地区編集委員

兵庫県立明石学園

手島 梓

中国地区編集委員

島根県立わかたけ学園

小山 誠二

四国地区編集委員

徳島県立徳島学院

福田 紀子

## 編集事務局

〒 850-0996

長崎県長崎市平山台 2-34-1

長崎県立開成学園内

T E L 095-878-4081

F A X 095-878-8613

E-mail 04830@pref.nagasaki.lg.jp



# 児童自立と WITHの心

児童自立とWITHの心  
～児童自立支援施設の実践～  
第230号

令和6年3月発行

編集人 安野啓一郎

発行人 泉 親志

印刷所 (有)西村謄写堂